

日野町地域防災計画

風水害対策編

令和2年度修正

日野町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 通 則	1
第2節 日野町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱	2
第3節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）	8
第4節 日野町の概況と災害の記録	13
第2章 災害予防計画	17
第1節 通 則	17
第2節 減災目標の整備	17
第3節 災害危険区域の設定	17
第4節 水害予防計画	17
第5節 土砂災害防止計画	22
第6節 風害予防計画	27
第7節 雪害予防計画	28
第8節 農業災害予防計画	30
第9節 建造物災害予防計画	32
第10節 消防計画	34
第11節 文化財災害予防計画	39
第12節 避難所等整備計画	41
第13節 物資・資機材等整備計画	45
第14節 医療(助産)救護体制の整備計画	46
第15節 防災通信体制整備計画	48
第16節 広域防災拠点の整備計画	49
第17節 緊急輸送計画	51
第18節 広域応援体制・受入体制整備計画	53
第19節 防災訓練計画	55
第20節 要配慮者対策の強化	58
第21節 避難行動要支援者の避難支援体制整備計画	62
第22節 自主防災組織の整備計画	68
第23節 防災知識普及計画	70
第24節 ボランティア受入体制整備計画	77
第25節 危険物等災害予防計画	80
第26節 被災者支援計画	81
第27節 帰宅困難者対策の強化	82

第 28 節	災害時の事業継続の取組みの促進	84
第 3 章	災害応急対策計画	85
第 1 節	日野町防災会議	85
第 2 節	日野町災害対策本部等	86
第 3 節	配備及び動員計画	96
第 4 節	通信情報計画（気象警報等の伝達）	102
第 5 節	災害広報計画	122
第 6 節	事前措置計画	125
第 7 節	避難計画	127
第 8 節	消防活動計画	149
第 9 節	ヘリコプター活用計画	151
第 10 節	広域応援・受入計画	155
第 11 節	自衛隊災害派遣要請計画	161
第 12 節	労働力供給計画	169
第 13 節	水防計画	172
第 14 節	機械資機材の調達計画	177
第 15 節	災害救助法の適用	178
第 16 節	食料供給計画	185
第 17 節	衣料生活必需物資供給計画	188
第 18 節	給水計画	193
第 19 節	入浴支援	196
第 20 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	197
第 21 節	医療（助産）救護計画	201
第 22 節	防疫計画	205
第 23 節	清掃及び死亡獣畜処理計画	208
第 24 節	トイレ対策計画	211
第 25 節	救出計画	215
第 26 節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	218
第 27 節	障害物の除去計画	223
第 28 節	輸送計画	227
第 29 節	災害警備対策計画	232
第 30 節	生業に必要な資金等の貸与計画	234
第 31 節	文教対策計画	235
第 32 節	隣保互助、民間団体活用計画	240
第 33 節	ボランティア受入計画	242
第 34 節	要配慮者・避難行動要支援者対策の強化	244

第 35 節	義援金・義援物資の受入・配分計画	246
第 36 節	交通施設災害応急対策計画	248
第 37 節	水道施設応急対策計画	253
第 38 節	下水道施設応急対策計画	254
第 39 節	L P ガス災害応急対策計画	255
第 40 節	孤立発生時の応急対策計画	256
第 41 節	被災者支援計画	258
第 42 節	竜巻・突風対策計画	266
第 43 節	損害補償	268
第 44 節	激甚災害の適用	270
第 45 節	動物の管理	273
第 46 節	ダム放流の安全・避難対策計画	275
第 47 節	危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書	277
第 48 節	日野町議会災害対応計画	279
第 4 章	災害復旧・復興計画	280
第 1 節	公共施設災害復旧計画	280
第 2 節	災害復興計画	282
第 3 節	被災者の援護を図るための措置	285

第 1 章 総則

第 1 節 通 則

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 42 条の規定に基づき、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害にかかる災害予防・災害対策及び災害復旧に関する事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的・計画的に推進する。町及び住民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するために、必要な防災に関する基本的事項の中から災害対策上特に必要な事項を定めることを目的とする。なお、定めのない事項については、第 2 章「災害予防計画」、第 3 章「災害応急対策計画」の定めるところによる。

2 災害の軽減

災害の軽減には、災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、事業者及び住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していかなければならないものである。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、そのために積極的な対応を図るものとする。

第2節 日野町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

町及び鳥取県をはじめ、町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関、町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日野町	<ol style="list-style-type: none">1 町防災会議に関する事務2 防災に関する組織の整備3 防災に関する訓練及び防火思想の普及4 防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備5 防災に関する施設及び設備の整備6 災害情報の収集及び伝達ならびに被害調査7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置8 被災者の避難、救助その他の保護9 被災者の医療、助産の実施10 避難の勧告又は指示11 災害時の文教対策12 清掃、防疫その他の保健衛生対策13 施設及び設備の応急復旧14 緊急輸送の確保15 災害復旧の実施16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整
日野町消防団	<ol style="list-style-type: none">1 消防ならびに水防活動2 被災者の救出及び避難の誘導3 非常警戒及び査察4 応急災害復旧及び協力
日野町議会	<ol style="list-style-type: none">1 災害時の情報伝達及び被害の拡大防止2 被災町民及び被災地での後方支援3 復旧・復興支援4 災害特別委員会の設置

2 広域行政の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県西部広域行政管理組合	1 感染症、消防、救急、一般廃棄物（不燃物）処理、火葬場に関する業務

3 県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	1 鳥取県防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6 災害情報等の収集及び伝達ならびに被害調査 7 水防その他の応急措置 8 被災者の救助及び救護措置 9 災害時の文教対策 10 清掃、防疫その他の保健衛生対策 11 施設及び設備の応急復旧 12 交通規制及び災害警備 13 緊急輸送の確保 14 災害復旧の実施 15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
西部総合事務所福祉保健局	1 災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導 2 災害時における医療、防疫等保健衛生対策
総務部西部県税事務所	1 災害時における県税の減免、納入期限の延長等の特別措置
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	1 災害時における農林水産の総合的な行政及び技術指導ならびに農林水産業者に対する金融対策
西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局	1 水防及び公共土木施設の防災ならびに被害施設の復旧に関する行政及び技術指導
黒坂警察署	1 災害時における治安、交通、通信等の災害応急措置

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局鳥取地域センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資 7 災害時における主要食料の供給対策
気象庁大阪管区气象台 鳥取地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知 2 津波警報等の通知 3 恒久的災害対策の気象資料の提供 4 災害発生時の気象観測資料の提供 5 その他防災に係る气象台及び測候所の所掌事項
鳥取労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止についての監督、指導 2 労働災害に係る補償並びに休業補償ん実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
近畿中国森林管理局鳥取森林管理署根雨森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国地方整備局日野川河川事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄河川、公共土木施設の災害予防 2 災害に関する情報の収集及び伝達 3 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4 災害時における直轄河川、公共土木施設の応急措置 5 被災直轄河川、公共土木施設の復旧措置
第八管区海上保安本部美保航空基地	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の伝達・周知 2 治安の維持

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第8普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 根雨郵便局及び黒坂郵便局	1 災害時における郵便業務 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い、及び災害つなぎ資金の融資
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
KDDI株式会社 中国総支社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社NTTドコモ中国 支社 鳥取支店	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社 JR西日本米子支社	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字社鳥取県支部 日野町赤十字奉仕団	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の救護班及び民間奉仕者との連絡調整 3 義援金品の募集及び配分 4 血液輸送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	絡調整 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団の活動の調整
日本放送協会鳥取放送局 米子支局	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
中国電力ネットワーク株式 会社米子ネットワークセン ター	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社 米子支店	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び 人員の緊急輸送
西日本高速道路株式会社 中国支社	1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社 米子支店	1 災害における自動車による人員の緊急輸送
一般社団法人鳥取県トラッ ク協会	1 災害時における貨物自動車による救援物資及び 人員の緊急輸送
日本交通株式会社 米子営業所	1 災害における自動車による人員の緊急輸送
株式会社山陰放送	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
日本海テレビジョン放送株 式会社 米子支社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
山陰中央テレビジョン放送 株式会社 米子支社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社エフエム山陰	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社新日本海新聞社 西部本社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
株式会社山陰中央新報社 米子総局	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
株式会社中海テレビ放送	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
公益社団法人鳥取県医師会 西部医師会	1 災害時における医療救護の実施
一般社団法人鳥取県LPガス協会	1 LP ガス施設の災害予防及び災害時における LP ガスの供給対策

8 公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
J A鳥取西部日野支所	1 災害時における食料調達供給
日野町商工会	1 被災商工業者への融資のあっせん、生活生業資材の確保
鳥取日野森林組合	1 被災林業家への融資のあっせん、生活生業資材の確保
日野病院	1 災害時における医療救護の実施
学校・保育所等	1 生徒、児童、幼児等の避難保護 2 応急教育対策及び被災施設の復旧 3 被災者の一時収容措置についての協力
日野町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金についての協力 2 高齢者、障がい者への対応 3 ボランティア活動の人材育成 4 ボランティア活動の受入・連携 5 災害時における一人暮らしの高齢者、障がい者等への援助活動の実施

第3節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0）は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、防災基本計画が平成 24 年 9 月に修正されるとともに、災害対策基本法をはじめとする関係法令が改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割が強化されるとともに、住民等の円滑かつ安全な避難の確保が図られているところである。また、町村の枠を超え相互補完による地域全体の防災・減災に資するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として鳥取県西部町村国土強靱化地域計画が策定されたところである。

人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等が危惧され、これらの対応として災害時の情報伝達の確保、防災ボランティア活動への支援、コミュニティの活力維持等の対策、さらに、国、県及び自治体の枠を超える広域的な支援体制の構築が必要である。情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。

地域の実情に応じた地域防災力の向上は、地域コミュニティの活性化ときめ細かやかなまちづくりにつながるものであり、行政主体の地域防災と地区（事業所等）主体の地区防災が車の両輪として機能する防災体系の基盤づくりが重要である。防災における官民の連携とともに自発的な地域防災活動の強化と活性化が図られるものと期待する。さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

1 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険個所の安全を確保する必要がある。

台風・集中豪雨等による河川の氾濫等風水害の被害を軽減するため、今後も河川施設等の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

また、本町は急傾斜地崩壊等の土砂災害の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の避難情報の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

さらに、冬期間の積雪やなだれ等の危険性に対し、町及び関係機関は、一人暮らし高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化やなだれ防止対策に努める。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び入院患者等（以下、「要配慮者」という。）の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ等の整備・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

2 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「日野町職員行動マニュアル」の更新・活用を図る。また、ハザードマップ、防災ガイドブック等の整備ならびに周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、通信各社による緊急速報エリアメールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

3 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクと住民がとるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし住民主体の取組みを支援・強化することにより社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

住民は、災害対策基本法第7条に基づき、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組みにより防災に寄与するよう努めるものとする。

(1) 気象、地震等の気象・防災の基礎知識を身につける。

ア 本町の自然環境等について正しく理解し、風水害や地震等の発生の危険性などの基礎知識を身につける。

イ 警報、注意報及び警戒・危険度情報等の防災気象情報の意味を理解する。

(2) 防災気象情報の収集手段を確認しておく

ア 県が運営する「あんしんトリピーメール」は、防災気象情報、危機管理情報等が配信されるため、積極的に利用登録する。

イ 「あんしんトリピーなび」は、県が多言語で提供する総合防災アプリであり、多様なコンテンツに分散した危機管理関連情報が配信されるため、積極的に利用登録する。

ウ 防災気象情報及び警戒・危険度情報等の発表内容を理解し、適切な行動がとれるよう備えておく。

(3) 家庭でする防災

ア 家庭内の危険を事前に排除しておく。(負傷防止や避難路の確保の観点から家具の転倒防止、物の落下防止対策等)

イ 家屋の耐震性の確認やブロック塀の点検を行い、安全性に問題がある場合は対策を検討する。

ウ 防災マップ等から地域の危険箇所、地元特有の危険箇所を把握する。

エ 防災気象情報の発表時や避難情報の発令時にとるべき行動を確認しておく。

オ マイタイムラインを検討する。

(4) 地区でする防災

ア 自主防災組織を結成する。

イ 防災訓練や救命救急講習、研修会に参加し、基礎知識を習得する。

ウ 災害時に円滑に避難情報の伝達や避難行動要支援者の避難支援を行うため、支え愛マップづくり等を通じて平素から地域ぐるみで避難体制づくりを進める。

エ マイタイムラインを検討する。

(5) 災害後対処訓練と災害予防訓練

消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等の「災害後対処訓練」と合わせて、火を出さない訓練(備え)、安全な避難行動の判断、閉じ込められない備え等の「災害予防訓練」の実施に努める。

4 防災知識の普及

(1) 町は、地域の防災力を高めていくため、住民向けの防災教育訓練の提供、学校における段階的総合防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るとともに、避難訓練等の実施に努めるものとする。

(2) 町は、各地域における防災リーダーの育成等、自助、共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう水害、土砂災害、防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(3) 町は、防災と福祉の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(4) 防災気象情報や避難に関する情報等を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組みを推進する。

5 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

6 地区防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため防災活動の推進に努めるものとするとともに、支え愛活動への積極的な取り組みを推進する。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画として日野町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動体制を構築する。

(2) 町は、日野町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けた場合、必要と認めるときは、日野町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(3) 町は、日野町社会福祉協議会及び民生委員等と協力して支え愛マップ作りの推進を行うものとする。

(4) 町は、地区住民が主体となって行う要配慮者などの支援を要する者に対する災害時の避難体制の仕組みづくり、その他防災訓練に関する支援及び助言を行うものとする。

7 事業所、団体等の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については、業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等への協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

8 要配慮者・避難行動要支援者対策の推進

町は、要配慮者の避難行動を円滑に行うため、要配慮者の状況等の把握に努めるとともに、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の状況等を搭載した台帳を整備・活用し、併せて地域での支援体制の強化を推進する。

9 地域総合防災力の充実方策

町は、町民の消防需要に的確に対応するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防力の整備指針（消防庁告示）に基づきその消防力を整備するものとする。

少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、住民の積極的な参加の下に消防団を中核とした地域総合防災力の充実強化を図り、もって住民の安全確保に資するものとする。

- (1) 防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保
- (2) 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置
- (3) 自主防災組織等に対する援助
- (4) 学校教育・社会教育における防災学習等の総合防災教育の促進

10 その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、大規模な火災、竜巻・突風、危険物の爆発、鉄道事故、航空機事故、原子力事故対策等が挙げられる。特に、本県に隣接する島根県松江市鹿島町には、中国電力島根原子力発電所が位置しており、本町までの距離は約 50 km となっている。

これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。

【解説】

「要配慮者」、「避難行動要支援者」とは、これまで使ってきた「災害時要援護者」の代わりに、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴い使うようになったものである。

第4節 日野町の概況と災害の記録

1 自然的条件

(1) 位置

本町は、鳥取県の南西部にあって、東部及び南部は中国山地を県境として岡山県新庄村及び新見市に接し、北東部に江府町、北部は伯耆町及び南部町、西部は日南町に接する山岳の中腹に位置し、東西20km、南北12.5km、面積は134.02km²の山村地域で、県西部の中心都市である米子市に32km、県庁所在地である鳥取市に115km、また岡山県新見市に47kmの位置にある。

地域全体の位置 東経133度20～25分、北緯35度8～15分

(2) 地勢

地勢は急しゅんで総面積の89.7%が山林原野で占められ、耕地は中央部を貫流する日野川沿いの平坦地を除き、ほとんどが山間の斜面に開け耕地面積は全体の4.1%に過ぎない。標高177mから500mの間に大小46の集落が日野川及びこれに流入する大小10支流に沿って点在している。

主な河川の概要は次のとおりである。

種類	河川名	区間		延長
		上流端	下流端	
1級	日野川	(左) 日南町新屋字坂郷1860番の10地先 (右) " 字天ヶ淵1050番の1地先		20.0km
"	近江川	(左) 日南町花口字問屋ノ前道下夕1149番の1地先 (右) " 字石塔原下夕793番の1地先	日野川への合流点	4.8km
"	天郷川	日野町久住字鎌倉山1070番の1地先	"	7.0km
"	小川尻川	(左) 日野町別所字榎市ノ前551番の2地先 (右) " 字宮ノ前川原田18番の1地先	"	5.5km
"	板井原川	日野町板井原字峠根山734番地先	"	12.0km
"	舟場川	(左) 日野町舟場字鳥ノ子ヶ市406番地先 (右) " 字後井手525番地先	"	2.0km
"	印賀川	(左) 日南町阿毘縁字大谷奥新田388番の1地先 (左) " 字大谷362番の10地先	"	3.5km
"	真住川	(左) 日野町三土字面田321番の7地先 (右) " 字土居66番の1地先	板井原川合流点	6.0km
"	横路川	(左) 日野町秋縄字大門16番の3地先 (右) " 濁谷字寄安1151番の3地先	真住川合流点	
"	門谷川	(左) 日野町門谷字六郎谷尻949番地先 (右) " 字六郎谷ノ19 150番地先	"	

(3) 気象

本町の気象は、中国山地と大陸の季節風によって支配され、年平均気温が13℃、降雨量は1,800mm～2,000mm程度である。降雪期間は12月から3月まで続き積雪も30cm～50cm程度で、気象の変化から降雪量は以前に比べて少なくなっている。

2 社会的条件

(1) 人口

国勢調査によると、平成7年から27年にかけて人口は減少し、平成27年の総人口は3,278人となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口は平成7年の633人（12.8%）から平成27年には257人（7.8%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

生産年齢人口は平成7年以降、2,842人（57.7%）から平成27年には1,481人（45.2%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

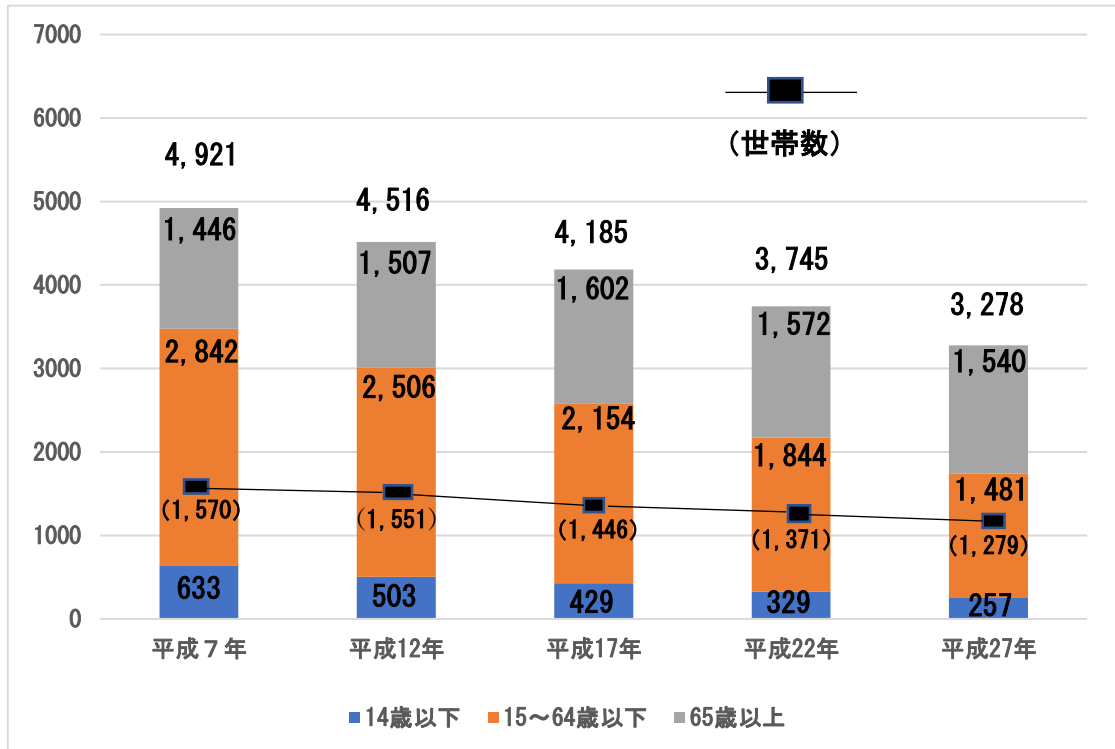
高齢者人口は平成7年の1,446人（29.3%）から平成27年には1,540人（46.9%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加傾向である。このように年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しており、少子高齢化の進行がうかがえる。

世帯数をみると、総人口の推移と同じような傾向を示しており、平成27年の世帯数は、1,279世帯となり、平成7年から平成27年にかけて約291世帯の減少となっている。

一世帯当たり人数については、年々減少しており、平成27年に2.56人と、夫婦と子どもだけの世帯等が増加している。

人口・世帯数の推移（各年10月1日）

(人)・(世帯)



資料：国勢調査

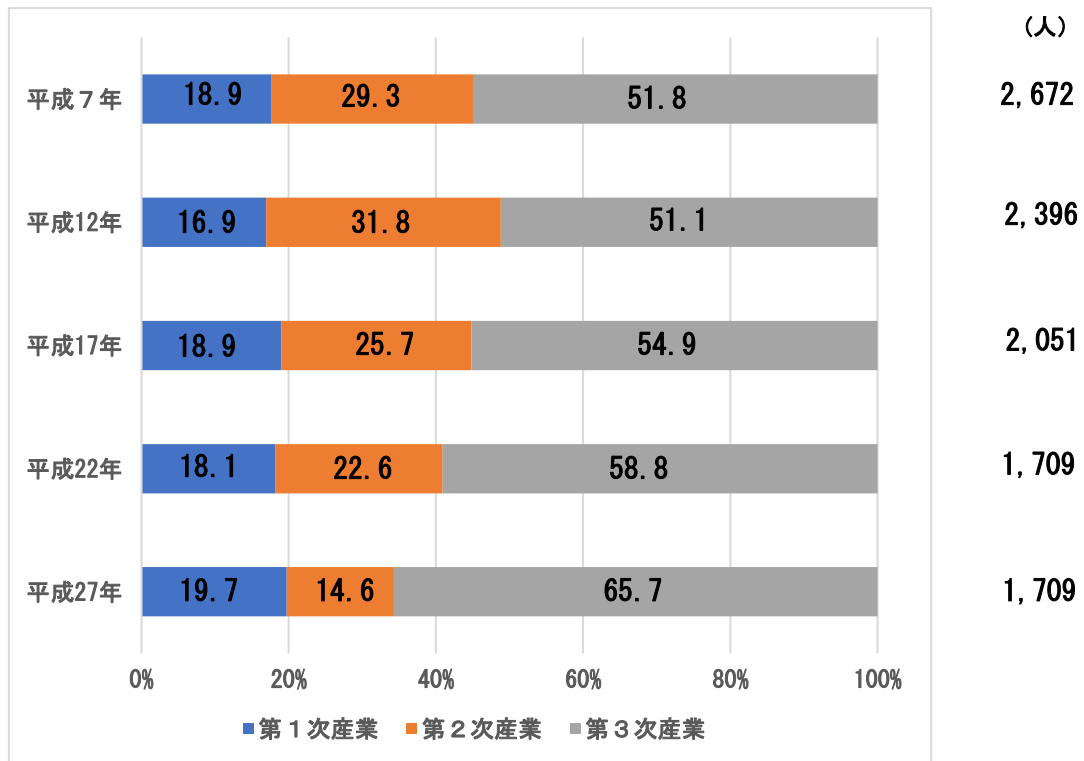
(2) 産業

国勢調査によると、就業人口は平成27年に1,709人となっており、産業別で見ると、第1次産業が336人（19.7%）、第2次産業が250人（14.6%）、第3次産業が1,123人（65.7%）で、平成22年以降、第2次産業が減少傾向にあり、第1次産業及び第3次産業が増加傾向で推移している。

特に第1次産業（農林業）は、経営規模が小さく農外所得に対する依存度が高く、第2種兼業農家が大多数で、この傾向は今後も続くものと思われる。

また、特産野菜として白ねぎ、ソバの振興を図るため、栽培技術研修と土づくりの推進を行い、増収と作型体系の改善により栽培面積の拡大をすすめている。

産業別に見た就業人口（各年10月1日）



各割合(%)については、端数処理のため合計が100%にならない場合があります。

資料:国勢調査

(3) 交通

本町は、町内を国道180・181・183号が走り、山陰と山陽を結ぶ交通の要衝となっている。県西部の中心都市米子へ通じる主要地方道西伯根雨線は整備されたが、主要地方道日野溝口線と一般県道4号線の整備促進が急がれる。

一方中国横断自動車道岡山米子線が平成9年3月15日に開通し、時間的距離が大幅に短縮できるようになったが、高規格幹線道路の整備に伴い幹線道路の交通の流れが一変し、地域経済にプラス、マイナス両面の効果が表れている。そこで、これを補完するものとして江府インターと広島県三次インターを結ぶ地域高規格道路の整備を国等に要請している。

鉄道は、JR伯備線が走り、町内3駅のうち根雨駅には、特急電車が上下各7本停車し、岡山駅まで2時間で行けるなど便利になったが、根雨駅の乗降客が年々減少している。町内を運行する路線バスは、町営バスとして事業者に運行委託し、随時見直しを行っている。また、米子線については、町が補助金を出し運行している。

3 過去の災害記録

本町における過去の災害記録は、資料編のとおりである。

第2章 災害予防計画

第1節 通 則

災害予防計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第2節 減災目標の整備

町は、被害想定を実施することにより、それに基づく減災目標を策定し、国、県、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な災害対策の推進に努めるものとする。

第3節 災害危険区域の設定

豪雨、洪水、崩壊などの自然災害、大規模な火災などの人為的災害を想定した場合、町内においてもいくつかの災害発生が予想される。災害により予想される危険区域は、資料編のとおりである。

第4節 水害予防計画

1 目 的

この計画は、各種の災害の中でも特に毎年のように繰り返され、人的及び物的にも多くの被害を生じさせている水害及び土砂災害について、これを未然に防止するため、各種の水害対策に万全を期することを目的とする。

2 水害予防

河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、砂防、治山、治水、森林整備事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図るものとする。

- (1) 荒廃林又は水害防止林の造成に関する治山事業
- (2) 道路及び橋りょう、堤防等の維持補修
- (3) ため池、その他水害予防施設の新設及び維持補修
- (4) 砂防事業
- (5) 河川関係事業
- (6) 農地防災事業等
- (7) 森林整備関係事業

3 重要水防箇所及び河川災害危険箇所の把握

- (1) 国又は県からの重要水防箇所及び河川災害危険箇所に関する情報を入手し、円滑な防災活動に資するものとする。
- (2) 住民等への重要水防箇所の事前周知
重要水防区域図を活用し、当該付近の住民に対し水害による危険性を周知するものとする。
- (3) 洪水情報の把握
インターネット等により洪水情報を積極的に入手、把握し、水防活動及び住民の避難体制の整備を図るものとする。

資料編	15 重要水防箇所及び河川災害危険箇所	P49
-----	---------------------	-----

4 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

水防法第15条第1項及び第2項の規定に基づき本計画に定める事項は次のとおりとする。なお、本町において指定済の浸水想定区域は、日野川水系日野川、板井原川、舟場川、真住川、門谷川、横路川、小川尻川、天郷川、近江川、印賀川であり、特に記載がない限りいずれの区域においても同じ内容とする。

- (1) 洪水予報等の伝達
町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、メール、FAX、町ホームページ及びコミュニティテレビを活用して、洪水予報の伝達を行うものとする。なお、具体的な伝達方法については、第3章第4節「通信情報計画（気象警報等の伝達）」に定めるところによるものとする。
- (2) 避難施設、その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路
 - ア 避難場所、その他の避難場所
町は、洪水、内水氾濫を対象とした指定緊急避難場所をあらかじめ指定しており、これらの異常現象が発生した場合又は発生のおそれがある場合の避難先として、それぞれの異常現象に応じた指定緊急避難場所を活用することを基本とする。なお、具体的な措置については、第2章第12節「避難所等整備計画」に定めるところによるものとする。
 - イ 避難路、その他の避難経路

- (ア) 避難路、その他の避難経路については、地区防災座談会、支え愛マップづくり等を通じて、当該地区の危険な箇所等について住民とともに話し合う機会を設けることにより、地区の実情に応じた避難経路について地区住民との情報共有を図るとともに、避難訓練や日頃の防災まち歩き、見守り活動等に活用するものとする。なお、随時見直しを行いながら周知に努めるものとする。
- (イ) 避難の際に通行しうる通路のうち、大規模な洪水等が発生していない場合でも、過去の履歴からたびたび浸水、冠水、決壊等が発生している危険箇所については、通行しないように周知する。
- (ウ) 状況によっては、橋を渡って避難することが危険を伴う場合があるため、気象状況や周囲の状況、避難のタイミングを見極め、状況が悪化してから橋を渡ることは避けることを周知するとともに、安全な避難先（市町村の区域を超えた広域避難を含む）の確保を行うよう努めるものとする。
- (エ) 具体的な措置については、第3章第7節「避難計画」に定めるところによる。
- (3) 洪水又は雨水出水に係る避難訓練等の実施
町では、地域住民、学校、企業、県、その他防災関係機関等への協力を求めつつ、総合防災訓練等の機会を活用する等し、浸水想定区域内の住民等に対し、水害に係る避難訓練等を実施するよう努めるものとする。なお、防災訓練の具体的な措置については、第2章第19節「防災訓練計画」に定めるところによる。
- (4) 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の指定及び避難の確保
ア 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、第2章第20節7「水防法等に基づく要配慮者利用施設の指定及び避難の確保」に定めるところによる。
イ これらの施設の所有者又は管理者に対する洪水に関する情報、予報及び警報等の伝達方法は、各施設への電話連絡又はFAX送信とし、個別の連絡方法については各施設と協議の上、別途定めるものとする。
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置
ア 洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの作成
町は、水防法第15条第4項の規定に基づき河川の洪水ハザードマップ及び側溝や排水路などの内水ハザードマップを作成し、町民等へ配布するとともに町ホームページに掲載し、町民等への周知を図るものとする。
イ ため池ハザードマップの作成
町は、県と協力して重要ため池のハザードマップを作成し、町民等への周知に努めるものとする。

5 水防用資機材の備蓄

(1) 水防用資機材

増水時水防に使用するため、水防用資機材を水防倉庫に常時備蓄し、有事の際にはこれら資材を持って効果的に水防活動にあたるものとする。

(2) 器具資材の確保と補充

ア 倉庫内の備蓄資材は定期的に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておく。

イ 災害時、資材の不足を生じた場合に備え、水防区域内の資材業者等との協定提携を進める。

6 治山・治水事業・保安林等の整備

国・県の保安林整備事業、造林事業、水源地域整備事業、治水事業等を積極的に活用し、森林資源の保存、培養に努めるものとする。

7 砂防事業による土砂災害予防

町は、国・県による砂防事業を活用し、災害の未然防止を図るものとする。

8 流木による被害の防止

急しゅんな森林の多い本町では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材は、洪水等により流失のおそれがあるため、町は、極力林地外へ搬出を推進するなど対策の実施に努めるとともに、必要に応じて国、県等に協力を要請するものとする。

9 道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

特に、橋りょうのうち老朽橋については、災害に際して破損しやすく、輸送計画の妨げとなり、また流水の阻害から災害の激化を招くおそれがあるため、その解消を目標に事業を行っている。

10 農地防災事業

町は、農用地及び農業用施設の被災を未然に防止し、又は農業用水の汚濁を防止し、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資するために行う事業であり、災害が予想される地区の調査を事前に十分に

行い、災害を未然に防止するよう計画を進める。

(1) 農業用河川工作物応急対策事業

洪水等による災害を未然に防止するため、構造が不適當又は不十分な農業用河川工作物の整備補強を行う事業である。これらについて緊急度の高いものから順次改修を行う。

(2) ため池の整備等

洪水等からの安全を確保するため、町は平時から防災重点ため池のパトロールを行い、地域住民と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。特に、災害の発生が予想される場合には、早急に整備を要するため池の改修事業を行うとともに、情報伝達が的確に実施できるよう、ため池管理者から町、住民、関係機関等への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

11 水害及び浸水常襲地帯

水害による住民への直接的被害は、堤防の決壊若しくは崩壊による浸水、又は排水機能の低下によるいっ水などによるものである。

これに対処するため、河川改修事業を中心とした施設整備に努める。

第5節 土砂災害防止計画

1 目的

土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）は、毎年、梅雨期及び台風期等の降雨期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高く、住家等に壊滅的な被害を与えることが多い。

本町は、平野部が少ないため山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在し、土砂災害により被害を受ける恐れのある地区が多く存在する。

町は、国及び県からの情報提供を踏まえ、町内の土砂災害危険箇所等に係る土砂災害警戒情報等の把握と、住民への土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の警戒・避難体制の整備等のソフト対策を推進し、ハード対策及びソフト対策が一体となった土砂災害防止対策の強化を図ることを目的とする。

2 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

町は、指定された土砂災害警戒区域等において、土砂災害危険箇所等について行う住民の安全確保対策と同様の対策を講ずるよう努める。

町は、警戒区域ごとに情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知するよう努める。

(1) 治山事業の実施

ア 保安林の指定及び整備の推進

町は県と連携し、森林の維持造成を通じて災害に強い土地づくり、山地災害を防止するため森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、重要な森林を保安林として指定し推進するとともに、指定保安林の保全に努めるものとする。

イ 治山施設の整備

町は県と連携し、保安林又は地すべり防止区域に指定された災害発生の高い地区について、地元住民への周知徹底に努めるとともに、森林整備保全計画に基づいて、緊急度に応じて計画的に治山施設及び地すべり防止施設の整備に努めるものとする。

(2) 土石流対策砂防事業

町は、土石流危険溪流について、土石流対策砂防事業を積極的に実施し、危険の高いものから順次砂防指定地に編入して砂防管理を強化し、人工的荒廃を抑制するとともに、土石流対策ダムを計画的に整備し、土石流による災害の未然防止を図るものとする。

(3) がけ崩れ防止事業（治山事業）

町は、県の協力を得て山腹崩壊等の荒廃の復旧はもちろんのこと、山地災害対策地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業を積極的に実施するとともに、

住民に対してがけ崩れの危険性を周知することと併せて、がけ崩れ危険予想地域等に標柱及び標識板等を設置する等、適切な方法で当該地域の危険性を広報し、山地災害の防止を図るものとする。

(4) 地すべり対策事業（地すべり等防止法）

町は県と連携し、地すべり防止区域では、県を事業主体とする地すべりを防止するための対策工事を順次実施するとともに、標柱及び標識板等を設置する。

(5) 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律）

県及び町は、保全対象区域が大きく、かつ危険度の高いものから対策事業を実施し、災害の未然防止を図るものとする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所と崩壊危険区域の指定

町は、急傾斜地であって崩壊の危険性のある箇所を把握し、崩壊によって周辺の住家等に危険が生ずるおそれがある区域（崩壊危険区域）について、県に対し、指定を要請するものとする。

イ 崩壊危険箇所に対するパトロール

町、県、その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図り、崩壊危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて、危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導の徹底を図るものとする。

(6) 災害危険区域防災計画（建築基準法）

ア 災害危険区域の指定

町は、県との協議により急傾斜地の崩壊等による危険の著しい区域について、建築基準法第 39 条に基づく鳥取県建築基準法施行条例（昭和 47 年鳥取県条例第 43 号）による災害危険区域を指定するものとする。

イ 住宅の建築等の規制

災害危険指定区域においては、住民に対して警戒を促すとともに、原則として住宅等の建築は禁止し、災害の防止を図るものとする。

(7) 砂防事業・河川改修の推進

町は、砂防事業や河川改修が必要とされる河川について、国・県に対し事業の実施を要請する。

(8) 道路崩壊防止事業

町は、道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、町道について次のような災害防除事業を行うものとする。

ア ずい道崩壊防止

イ 路側法面崩壊防止（崩落止擁壁、法面保護用壁、石積、モルタル吹付）

ウ 地滑り対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」を定め、交通の安全と円滑化を図るものとする。

3 土砂災害警戒区域における警戒・避難体制等の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条の規定に基づき定める事項は次のとおりとする。なお、本町における山地災害危険地区の現況は、資料編 14「災害危険区域」及び土砂災害ハザードマップのとおりであり、特に記載がない限り、いずれの区域においても同じ内容とする。

(1) 地盤状況の把握

町は、県から土砂災害警戒区域等に関する情報の提供を受け、これを町地域防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資するものとする。

(2) 住民等への土砂災害警戒区域等の事前周知

町は、県が指定作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険区域位置図等を活かし、土砂災害ハザードマップの整備と配布を行い、土砂災害警戒区域内の住民等に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の前兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被害の危険性及び住民等が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報提供先を住民等に周知するものとする。

(3) 緊急時の警戒・避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域内の住民の安全を確保するため、異変が発生した際の住民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒・避難体制の整備に努めるものとする。

(4) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達

ア 土砂災害の情報収集及び伝達

(ア) 県は、住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合直ちに町へ情報伝達を行う。

(イ) 町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。

(ウ) 町又は県に土砂災害に関する情報が入った場合は、県と町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を行う。

(エ) 町長は、必要に応じて避難情報を発令する。

イ 予報又は警報の発令及び伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、メール、FAX、町ホームページ及びコミュニティテレビ等を活用して、土砂災害に関する予報や警報の伝達を行うものとする。なお、具体的な伝達方法については、第 3 章第 4 節「通信情報計画（気象警報等の伝達）」に定めるところによる。

(5) 避難施設、その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路

ア 避難施設、その他の避難場所

町は、がけ崩れ、土石流及び地すべりを対象とした指定緊急避難場所をあらかじめ指定しており、これらの異常現象が発生した場合又は発生のおそれがある場合の避難先として、それぞれの異常現象に応じた指定緊急避難場所を活用

することを基本とする。なお、具体的な措置については、第2章第12節「避難所等整備計画」に定めるところによる。

イ 避難路、その他の避難経路

(ア) 避難路、その他の避難経路については、地区防災座談会、支え愛マップづくり等を通じて、当該地区の危険な箇所等について、住民とともに話し合いの機会を設けることにより、地区の実情に応じた避難経路について、地区住民との情報共有を図るとともに、避難訓練や日頃の防災まち歩き、見守り活動等に活用するものとする。なお、随時見直しを行いながら周知に努めるものとする。

(イ) 避難の際に通行しうる通路のうち、大規模な土砂災害が発生していない場合でも、過去の履歴からたびたび小規模ながけ崩れ、土砂の流出等が発生している危険箇所については、通行しないように周知する。

(ウ) 崖や斜面の近くを避難することは、危険を伴う場合があるため、気象状況や周囲の状況、避難のタイミングを見極め、状況が悪化してから崖や斜面の近くなどを避難することは避けるよう周知するとともに、安全な避難先（市町村の区域を超えた広域避難を含む）の確保を行うよう努めるものとする。

(エ) 具体的な措置については、第3章第7節「避難計画」に定めるところによる。

(6) 土砂災害に係る避難訓練等の実施

町では、地域住民、学校、企業、県、その他防災関係機関への協力を求めつつ、総合防災訓練等の機会を活用する等し、特に土砂災害警戒区域内の住民等に対し、土砂災害に係る避難訓練等を実施するよう努めるものとする。なお、防災訓練の具体的な措置については、第2章第19節「防災訓練計画」に定めるところによる。

(7) 土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設の指定及び避難の確保

ア 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち当該施設の利用者の急傾斜地の崩壊等、土砂災害が発生した場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、第2章第20節7「水防法等に基づく要配慮者利用施設の指定及び避難の確保」に定めるところによる。

イ これらの施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達方法は、各施設への電話連絡又はFAX送信とし、個別の連絡方法については、各施設と協議の上、別途定めるものとする。

(8) 土砂災害に巻き込まれた者の救助活動については、土砂災害の特徴を踏まえ、二次災害防止策を講じながら対応するものとする。具体的には、監視員の配置による災害発生の有無の監視、前兆現象の有無の確認等を行うとともに、土砂災害を検知するためのセンサーの設置や重点的な緊急点検等を行い、防災活動等に従事する者の安全を確保するよう努める。具体的な救助の体制については、第3章第8節「消防活動計画」及び第25節「救出計画」に定めるところによる。

(9) その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置

ア 土砂災害ハザードマップの作成

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第3項の規定に基づき土砂災害ハザードマップを作成し、町民等へ配布するとともに町ホームページに掲載し、町民等への周知を図るものとする。

第6節 風害予防計画

1 目的

この計画は、風による人的被害及び公共施設、農耕地、農作物の災害を予防することを目的とする。

2 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、家の中の安全な場所に移動するか、近くの頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

3 公共施設における風害防止対策

(1) 学校及び保育所や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。

(2) 家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、町は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。

4 農作物等の風害防止対策

台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

5 通信施設風害防止対策

強風あるいは大雪時における通信確保のため、次の対策を行う。

(1) 強風及び氷雪により切断のおそれのある老朽通信線路の取替え及び補強を行う。

(2) 通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。

(3) その他必要な点検、整備を定期的に行う。

第7節 雪害予防計画

1 目的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による家屋、人家の被災、更には孤立地区の発生など長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止するとともに、迅速かつ的確なる除雪作業の実施を図ることを目的とする。

2 実施責任者

町管理の施設についての除雪は町長が行う。

実施に当たっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

3 雪害防止事業（治山事業）

冬期間積雪による雪崩を防止し、交通の途絶、道路の欠壊、家屋の倒壊等の災害の未然防止を図るため、県事業による植栽工を中心とした雪崩防止林造成事業を実施する。

4 除雪体制等の整備

町内の国道及び主要な県道については、国・県・町その他関係機関からなる鳥取県除雪対策協議会の計画により除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。

(1) 町が行う除雪基準

町道の除雪の基準は、路面上の積雪がバス路線及び、その他の路線についておおむね15cm以上に達した時に除雪作業を行う。

ア 通勤・物資輸送路の確保（定期バス運行路線等）

イ 通学路の確保

ウ 国・県道その他主要地方道から観光地に至る路線の確保

エ その他緊急に必要とする路線及び日野町防災基地等防災上重要となる場所

(2) 国・県道について

町内の国道及び主要な県道の除雪順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準によるが、町内の該当路線・区間等については資料編のとおりである。

(3) 除雪機械及び除雪要員

ア 除雪機械

イ 除雪要員

除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとするが、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第3章第32節「隣保互助、民間団体活用計画」により、その協力を得るほか、労働者の雇上げを行う場合については、第3章第12節「労働力供給計画」により実施するものとする。

(4) 防雪及び凍雪害防止事業

積雪時の道路の突発的災害を未然に防止し、除雪事業を容易に行わせ、交通の確保を図るものである。

(5) 広域連携による担い手確保及び情報交換等

5 孤立予想集落

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品・医薬品の不足あるいは急病人等の搬出、火災等の消火活動の遅れ等多くの問題を発生する。

これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保等については、常に地区住民に普及啓発するとともに、連絡窓口の周知を図る。

また、急病人、火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため西部消防局とも協議し、その万全を期する。

なお、孤立が予想される集落は、資料編のとおりである。

6 屋根の雪下ろし等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故防止について住民に対する啓発に努めるものとする。

- (1) こまめな雪下ろしの励行
- (2) 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- (3) 雪下ろし中の転落による事故防止
- (4) 非常時における出入り口の確保
- (5) 火気の手締りの強化
- (6) 歩行型ロータリ除雪機による事故防止

7 適切な道路管理及び交通対策

大雪により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等における連鎖的滞留の防止、道路管理者等や関係機関の間で通行止めの措置や除排雪状況等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施すること。

大雪によって立ち往生した車両や放置車両が発生した場合の対応については、災害対策基本法が改正され、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の対応の必要性がある場合には、必要に応じて同法第 76 条の 6 の規定等を活用して迅速に立ち往生車両等の措置を講じるものとする。

第8節 農業災害予防計画

1 目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するための各種防災指導について定めることを目的とする。

2 農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会、西部総合事務所日野振興センター（以下、本編において「日野振興センターという。）日野振興局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関・団体と協議又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれらの関係機関を構成員とする農業気象協議会を設置するものとする。

3 農作物の災害予防対策

(1) 災害防止技術対策

災害別農作物の防災技術については、その都度県農業気象協議会及び県からの指示あるいは独自の判断により、その対策を樹立するが、災害多発地帯については平素からパンフレットの配布等により指導の徹底を図るものとする。

(2) 再作付対策

被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講ずる。

ア 町は、県に対し「災害応急種子もみの買入れ及び売却要領」及び「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、種子もみ及び雑穀種子の申請を行う。

イ 町は、県に対し「園芸種子需給安定措置要綱」に基づく種子検査計画により確保されている野菜種子の申請を行う。

(3) 台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

(4) 被害予防応急対策

農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議のうえ、応急対策機材や資材の確保、あっせん等を行い、被害防止に努める。

4 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

(1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状

況等を早期に把握するとともに、県(病虫害防除所)に緊急報告するものとする。

(2) 防除の指示及び実施

町は、県の指示により緊急防除班を編成して短期（3日間程度）防除を実施するものとする。

(3) 防除機具の確保

町及び農協等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第9節 建造物災害予防計画

1 目的

この計画は、風水害、火災等による建築物等の災害を防ぎよするため、防災都市計画及び防災建築物等の建設を促進し、もって建築物被害の減少を図ることを目的とする。

2 既存木造建築物に関する対策

町は、風水害による災害を防止し被害を最小限度にとどめるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防関係については、第10節「消防計画」を参照すること。

- (1) 建具類の完全固定
- (2) 壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- (3) 軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防ぎよする。
- (4) 特に老朽した建物にあっては、丸太・角材等で補強する。

3 公共用建築物の災害予防対策

町は、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に県有並びに町有の公共建築物にあっては、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

4 文教施設の災害予防対策

町は、町内の小・中学校について、耐震構造建物の早期整備を図るものとする。

5 社会福祉施設等の災害予防対策

町は、社会福祉施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、今後とも計画的な整備を行う。入所対象者は、高齢者、幼児、障がい者等であり、災害に対する避難活動等についても相当の配慮を要するので、今後は施設職員の研修を充実する。

6 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

7 応急仮設住宅の確保体制の整備

(1) 民間賃貸住宅等の活用

町は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。

(2) 建設資機材及び建設業者の把握

ア 町は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

イ 町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

第 10 節 消防計画

1 目 的

この計画は、火災予防思想の普及徹底を図るとともに消防局の組織を活用して、住民の生命・身体、及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、併せて火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 組 織

常備消防体制が確立された今日においても、消防団は初期消火、延焼阻止等に活躍しているほか、林野火災、風水害、地震等の大規模災害時には、多数の要員を必要とすることから、その役割は極めて大きい。しかしながら、社会構造、就業構造の変化、コミュニティの変容、少子高齢化等により消防力の低下が危惧されているところである。そこで、消防団を地域防災の中核として位置付け、組織を整備、強化していくとともに、その活性化を図っていく。なお、本町における消防団の現況は、資料編のとおりである。

資料編	20 町消防団の現況	P57
-----	------------	-----

3 出動計画

(1) 出動の基準

ア 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合

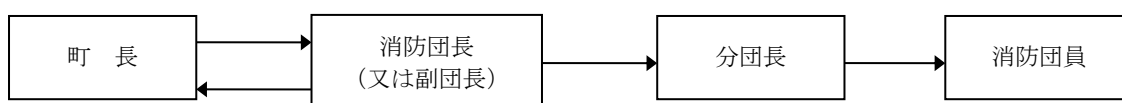
イ 非常出動

災害の規模の拡大に伴い、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合

(2) 招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡に当たっては、防災行政無線、音声告知機、電話の利用、電子メール、サイレン等、迅速かつ的確な方法をもって行う。連絡系統は次図によるものを原則とする。



4 消防団活動計画

(1) 出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 常備消防との相互協力

被害を最小限に抑えるため、消防活動の基本として、常備消防及び消防団は一体となって活動するものとする。

(3) 救助及び救急措置

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、可能な限り応急処置を行い、医療機関（施設）又は安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難方向の指示

避難情報が発令された場合は、これを速やかに住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況、被害状況等、正しい情報に基づき住民に安全な方向を指示する。

5 消防組織及び施設の整備充実対策

(1) 消防組織

消防職団員の確保については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号。以下、本節において「整備指針」という。）に基づき、町はその実情に応じて消防団定数の確保とともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進するものとする。

ア 消防団の役割の多様化への対応

(ア) 消防団員の確保と質の向上

(イ) 自主防災組織等との適切な役割分担と連携

(ウ) 基本団員確保を中心とした消防団員の確保

(エ) 大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応

イ 多様な人材の活用に向けた工夫

(ア) 多様な人材の消防団への加入促進

(イ) 機能別消防団員制度の導入の検討

(ウ) 幼児期からの総合防災教育と将来の担い手の育成

(エ) 事業所の理解促進と協力要請

ウ 消防団員の活動環境の整備

(ア) 地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい、活動しやすい環境づくり

(イ) 地域住民、事業所等の消防団活動への理解と協力の推進

(ウ) 処遇、装備の改善

(エ) 消防団活動を長期間、安心して続けられる環境整備

(2) 消防団の活性化

広報活動の充実等により、若者の消防団への加入を促すとともに、地域に密着

した防災機関として、出火防止、初期消火、救急救助等に関し、住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき、普通教育、幹部教育及び特別教育等の教育訓練を実施する。

(3) 消防施設の整備充実

町は、西部広域行政管理組合消防局（以下、本編において「西部消防局」という。）と連携をとりながら「整備指針」等に基づき、引き続き整備を行うものとする。

(4) 自主防災組織・自衛消防組織の強化

火災の公共危険性にかんがみ、町は地域の自主防災組織や、職場自衛消防組織の強化を推進し、指導するものとする。

6 消防用施設の点検

火災発生の際、直ちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式の基準」により次の点検を行うものとする。

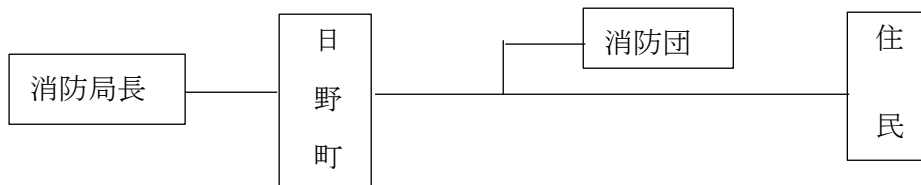
- (1) 通常点検
- (2) 特別点検
- (3) 現場点検

なお、上記点検の他、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、出動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

7 火災警報の伝達等

(1) 火災警報の伝達

西部消防局長が発令した火災警報は、第3章第4節「通信情報計画（気象警報等の伝達）」に従い、次の系統図により、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。



(2) 火災警報の発令

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、消防局長が必要と認めたときに発令する。

	発令基準
火災警報	1. 実効湿度 60%以下、最小湿度 40%を下り、最大風速毎秒 7 mを超える見込みのとき 2. 平均風速毎秒 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき (ただし、降雨、降雪時の通報はしないこともある。)

8 火災予防

火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、町及び消防団はその管轄区域内の火災予防の徹底を行うものとする。

(1) 火気使用設備等の点検及び火災予防の指導

火災予防運動期間等を通じ、西部消防局（江府消防署）と連携して火気を取扱う設備器具などを重点的に点検するとともに、火災予防のための指導も併せて行うものとする。

(2) 火気使用制限

火災警報が発令された場合においては、防災行政無線及び音声告知機などを利用し、山林・原野等において火入れ、たき火等をしないことなど下記事項について速やかに一般住民に周知するものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

9 防火教育・広報の推進

町は、火災予防運動期間等を通じ、広報紙、町ホームページ、コミュニティテレビ等の広報媒体を活用し、防火教育・広報活動を行い、住民の防火思想の普及と防火意識の高揚を図るものとする。

10 危険物に対する防火対策

第 2 章第 25 節「危険物等災害予防計画」を参照する。

11 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

ア 町、その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

イ 町は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、ヘリコプターを活用した林野火災に対処する体制整備、拠点整備に努めるものとする。

(2) 出火防止対策

町及び消防団は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

12 消防相互応援協定等による応援要請

町長は、災害の状況により町の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県西部広域消防協定の締結市町村への応援要請を行う。なお、緊急の場合は、鳥取県下広域消防相互応援協定により締結市町村へ応援要請を行う。

13 緊急消防援助隊に係る体制の整備

町は西部消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

第 11 節 文化財災害予防計画

1 目 的

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

2 保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定・県指定・町指定ともにその所有者、又は管理者の責任において行うものとする。

3 保護管理者の指導等

国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じて文化財保護委員会あるいは県文化財課から保護管理に必要な命令（国）・勧告・指示が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに、破損・腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続・方法等について適切な指導を行う。

4 災害予防対策

(1) 対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物と美術工芸に属する工芸彫刻（主として仏像）及び考古資料等であり、これらの文化財はおおむね水利の不便な場所にある。

(2) 対 策

ア 施設整備

(ア) 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

(イ) 美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

(ウ) 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図るとともに、耐震化の措置を図る。

イ 火災予防体制の指導

第 2 章第 10 節「消防計画」を参照すること。

5 町における重要文化財

資料編のとおりである。

6 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

第 12 節 避難所等整備計画

1 目 的

この計画は、風水害に伴う建物の損壊・浸水及び出火・延焼等の被害が生じたとき、住民を避難所に収容する事態が予想されるため、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難所等の整備等を推進することを目的とする。

2 避難所等の整備

町は、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で地域の人口、地形及び災害に対する安全性等に応じて、必要な数、規模の避難所等を指定し、住民への周知を行うものとする。

(1) 避難所等の種類

ア 仮避難場所

自治会又は自主防災組織が指定する場所であり、当該住民等が一時的に集合待機し、安否等を確認する場所

イ 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害の種類に応じて、安全性の一定基準を満たした施設、場所

ウ 指定避難所

災害発生の危険性または、災害が発生した場合に避難した住民等が、その危険性がなくなるまでの必要な期間滞在し、または、災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間滞在するための一定の基準を満たした施設

エ 福祉避難所

指定避難所等の一般の避難所での生活において特別な配慮を必要とする、高齢者、障がい者及び乳幼児等の要配慮者を受け入れる施設

資 料 編	22 避難所一覧	P59
-------	----------	-----

(2) 避難所等の選定

ア 災害に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。また、土砂災害や浸水などの危険性がないこと。

イ 洪水に対する安全性

河川の流域にあっては、洪水による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域であること。

ウ 土砂災害に対する安全性

傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地か

ら離れた場所であること。

エ 公共性

避難所は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等を活用すること。

オ 生活必需品等の供給能力

避難所には長時間滞在することが予測されるので、食料・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。

カ アスベストに対する安全性

アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）。

(3) 避難所以外の施設の活用

避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる宿泊施設や民間施設等も積極的に活用し、災害の態様、感染症対策等状況に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

(4) 自宅、親戚又は知人宅等への避難の検討

新型コロナウイルス等の感染リスクを考慮してハザードマップ等で地域の災害リスクを確認し、自宅での安全確保が可能な場合は、自宅に留まるか、安全な場所に住んでいる親戚や知人宅等への避難も検討するよう周知する。

(5) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておくとともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

さらに、補助制度による自治会が所有する集会所等のバリアフリー化を促進するものとする。

避難生活に必要な物資等は、なるべく避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める（食料、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊出し用具等）。

なお、浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。

ア 通信機材

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材

カ 救護所及び医療資機材

キ 仮設の小屋又はテント

ク 感染症対策物資、防疫用資機材

ケ 工具類

コ 仮設トイレ（これに付随すべき消耗品を含む）

サ その他必要と認める設備及び資機材

(6) 一時的な施設の借り上げ等の準備

町は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な避難所の確保に努める。

(7) 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

町は、避難予定場所として指定した施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

3 避難計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難計画を定めておくものとする。

(1) 町

ア 避難情報の発令を行う基準及び伝達方法

イ 避難所等の名称、所在地

ウ 避難所等への誘導方法

エ 避難所における感染症対策

オ 指定避難所の施設規模に応じた受入規模、レイアウトの決定

カ 避難所の開設手順及び配置する職員の目安（夜間・休日等の対応含む）

キ 避難者等の協力を含めた運営体制

ク 避難者のニーズを踏まえた良好な生活環境の確保

ケ 指定避難所での備蓄物資の整備

コ 短期避難対応から長期避難対応への切替え手順

サ 各種団体（NPOやNGO等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築

シ ペット同伴者の受入環境の整備

ス 受け入れ条件の厳しい要配慮者やペット同伴者など個別の事情に対応できる機能特化型の拠点避難所や高機能型の拠点避難所の設置の検討

セ その他

(2) 防災上重要な施設の管理者

学校・病院・保育所・福祉施設等の要配慮者利用施設、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難の計画を定め、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

4 あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保

開設当初の避難所は、必ずしも長期化を視野に入れたものではないため、避難所

での安全で安心な生活環境を確保するためには、当面の間は自助対応も必要となることについて、住民の理解を深める必要がある。

5 避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所の所在等

ア 避難所の名称及び所在位置

(2) 避難方法

ア 避難情報の伝達方法

イ 避難時及び避難収容後の心得

(3) 状況に応じて、実況の気象状況や河川の水位状況等を付加したり、町の実情に応じた共助に関する呼びかけを付加することも有効である。

6 広域一時滞在

県、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるための運送事業者等との協定の締結等、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(1) 町の役割

ア 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努めるものとする。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や運用事業者との被災住民の運送に関する協定に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(2) 県の役割

県は、市町村から県有施設を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努めるものとする。

第 13 節 物資・資機材等整備計画

1 目 的

この計画は、災害に際して必要な物資・資機材の現況把握や緊急使用方法について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

県、町及び防災関係機関は、それぞれ防災物資・資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるように準備しておくものとする。

2 防災資機材等の整備

(1) 防災資機材の整備

町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図るとともに、県との連携により必要とされる資機材の整備に努めるものとする。

また、消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

(2) 水防用資機材の整備

町は、水防上必要な資機材の整備充実を図る。

(3) 備蓄倉庫の整備

町は、備蓄倉庫の整備を図る（資料編参照）。

3 食料、生活物資等の確保

町は、要配慮者をはじめとするあらゆる人を避難所で受け入れられるよう備蓄の充実強化に努めるものとする。

(1) 食料

町は、地域住民の応急食料の備蓄を行うとともに、地域住民に食料備蓄を奨励するものとする。

(2) 生活物資

町は、あらかじめ生活物資の備蓄に努めるとともに、販売業者と物資調達に関する協定を締結する。

(3) 県との連携備蓄物資は、資料編のとおりである。

資 料 編	23 備蓄物資等の現況（連携備蓄共通品目）	P 63
-------	-----------------------	------

4 その他、備蓄物資整備計画は別に定めるものとする。

第 14 節 医療(助産)救護体制の整備計画

1 目 的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産）の途を失うことが充分予想されることから、県、町、その他関係医療機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

2 医療（助産）救護体制の確立

町は、災害に備え、次のとおり医療(助産)救護活動体制を確立するものとする。

- (1) 負傷者の搬送体制を整備する。
- (2) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- (3) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- (4) 自主防災組織の活用方法を検討する。
- (5) 町内開業医、医師会等との協議により災害時の医療(助産)体制の整備を図る。

3 災害拠点病院

県においては、災害時の拠点病院として地域災害拠点病院と基幹災害拠点病院を整備している。

- (1) 地域災害拠点病院（東・中・西の2次医療圏ごとに1か所）

広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出しを行う。

東 部	鳥取赤十字病院
中 部	鳥取県立厚生病院
西 部	鳥取大学医学部附属病院

- (2) 基幹災害拠点病院（県下に1か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害拠点病院の後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

基幹災害拠点病院	鳥取県立中央病院
----------	----------

4 医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予想されることから、町は、救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 DMATの要請

町は、鳥取DMAT運営要綱に基づき、DMATの要請方法について習熟に努める。

第 15 節 防災通信体制整備計画

1 目 的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信を確保できるようにしておくことを目的とする。

2 防災通信体制整備

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の点に留意して、国の補助制度等を活用して、防災行政無線、衛星通信ネットワーク等の防災通信体制の整備拡充を図るものとする。

(1) 安全性の確保

情報通信施設について、風水害等に対する安全性の確保に努める。

(2) 伝送路の強化

災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

(3) 装置、資機材の充実

停電時に備えて、予備電源を確保する等の資機材の整備充実に努める。

(4) 定期点検の実施

平常時より、災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施する。

(5) 防災訓練の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的実施する。

(6) 孤立予想集落対策

災害時に孤立が予想される集落に対し、緊急時の通信体制の整備を進める。

3 携帯電話の活用

携帯電話によるメールは、比較的支障なく使用できるといわれている。災害時に携帯メールを活用するため、平素から次の措置をとり、体制を整えておくものとする。

(1) 町職員や消防団、自治会長等のメールアドレスをあらかじめ把握しておく。

(2) 町災害対策本部から必要な相手に一斉にメールを発信できるよう、システムの整備を図っておく。

第 16 節 広域防災拠点の整備計画

1 目 的

大規模な災害が発生した場合、建物の倒壊・浸水及び焼失等により災者が数多く発生し、道路、ライフライン等においても大きな被害を被るおそれがある。

町は、災害時に迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、広域防災拠点の整備に努め、災害応急活動体制の確立を図ることを目的とする。

2 広域防災拠点の整備

町は、災害発生時に地域の災害情報の収集・伝達、応援部隊の集結、救援・救護活動、広域医療搬送、救援物資の集積・配分及び災害復旧等の災害応急活動を円滑に実施する拠点施設として、次のとおり広域防災拠点の整備に努め、通信施設や必要とされる資機材の整備を図るなど、防災拠点としての機能の強化を図るものとする。

(1) 町災害対策本部の機能強化

町は、町災害対策本部となる役場本庁舎に災害応急対策の中核機能を持たせるため、必要な設備の整備に努めるものとする。

- ア 空間の確保（耐震性、転倒防止）
- イ 防災情報システムの確保
- ウ 通信手段の確保
- エ 要員の確保と組織化
- オ 情報の収集（可視化）・伝達手段の確保
- カ 組織間調整、情報共有、役割分担等の調整
- キ 報道機関への対応ルールの明確化
- ク ライフラインの確保と適正な維持管理

(2) 物資の備蓄拠点の整備

避難生活に必要な備蓄物資、資機材を分散備蓄することとし、指定避難施設等を活用した備蓄体制の確保に努めるものとする。

なお、水防・防災資機材については、専用の倉庫に備蓄することとし、既存の施設を活用した整備にも努めるものとする。

(3) 拠点備蓄倉庫の整備

支援物資等を効率的に配分・輸送するために、大量の支援物資等の受入、仕分け及び備蓄をする拠点備蓄倉庫並びに一時集積・分配施設の整備に努めるものとする。

(4) 医療及び防疫

被災地住民の医療及び分べんの介助等を実施し、被災者の保護を図るとともに、生活環境の変化、感染症の未然防止、食品等の衛生、防疫対策を講じるものとする。

る。

- (5) 応急給水活動の支援
飲料水等の供給活動を支援する。
- (6) 被災施設の応急復旧
被災施設の応急修理をほどこし生活再建の場を確保する。
- (7) 広域応援部隊の受入及び災害活動拠点の整備
緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自衛隊等の応援部隊の受入れ及び災害の終始を通じて災害救援活動を効率的に継続することができる拠点の整備に努めるものとする。
- (8) 広域医療搬送拠点の整備
大規模災害の被災地では、重傷者を含む多数の傷病者が発生する他、医療施設の被災による機能低下や医療従事者の負傷などにより十分な医療を確保できないことが予想される。重傷者の救命と被災地医療の負担軽減を図るため、広域医療搬送活動に従事する災害派遣医療チーム等の受入れ、傷病者を被災地外の医療施設へ搬送するための広域医療搬送拠点の整備に努めるものとする。

3 広域防災拠点の災害予防対策

町は、災害応急活動の拠点となる広域防災拠点が風水害、地震等の災害時でも使用できるようにするため、あらかじめ次の予防対策に努めるものとする。

- (1) 広域防災拠点の防風対策、浸水対策及び耐震化
- (2) 風水害、地震等により広域防災拠点が使用不可能となった場合の代替施設の確保

第 17 節 緊急輸送計画

1 目 的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2 緊急輸送計画

(1) 緊急輸送道路

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、県指定の防災幹線道路ネットワークを補完し、物資の備蓄拠点、指定避難所等の防災拠点施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。

(2) ヘリコプター臨時場外離着陸場

空路を用いた円滑な輸送体制を確保するため、町内にヘリコプターの臨時場外離着陸場を整備、指定する。

3 緊急輸送道路等の整備

(1) 交通施設の整備・耐震化

町が管理する緊急輸送道路は、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、交通安全施設などの整備、耐震化を図るとともに、その他の緊急輸送道路については当該施設の管理者に要請するものとする。

(2) 代替経路の確保

各道路管理者は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成 17 年 3 月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

4 輸送体制の推進

(1) 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

町は、他の道路管理者と連携して災害時、速やかに緊急輸送道路、交通施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

(2) 輸送体制の確保

町は、災害時における輸送体制の確保のため、各輸送機関・団体とあらかじめ協議を行い、応援協定を締結する等、平時から迅速に連携協力が実施できる体制を整えておくものとする。

(3) 輸送の支援体制

輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう物流関係の業種団体等に対して協力を

要請できる体制の確保に努めるものとする。

第 18 節 広域応援体制・受入体制整備計画

1 目 的

この計画は、県、町、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2 広域応援体制について

町において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- (1) 町の応援要請に基づく鳥取県及び鳥取県内市町村による相互応援
- (2) 「災害に強い日野郡づくり」相互支援協定に基づく日野郡3町と鳥取県との相互支援
- (3) 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領に基づく鳥取県消防防災ヘリコプターによる支援
- (4) 災害時相互応援協定等に基づく県外市町村からの応援
- (5) 県を通じた町の要請に基づく他都道府県又は他都道府県の市町村からの応援
(被災市区町村応援職員確保システムによる災害マネジメント総括支援チームによる支援等)
- (6) 西部消防局の要請に基づく消防相互応援
- (7) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づく緊急消防援助隊の応援
- (8) 県内警察部隊の応援及び県公安委員会の要求に基づく広域緊急援助隊等の応援
- (9) 県の災害派遣要請に基づく派遣又は自主派遣による自衛隊の応援
- (10) 要請に基づく海上保安庁による応援
- (11) 県の要請に基づく災害派遣医療チーム等の支援
- (12) 鳥取県災害時福祉支援チームによる支援
- (13) その他各種協定等に基づく応援

3 県外市町村との相互応援協定の締結推進

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協力を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定締結に努めるものとする。なお、協定を締結した場合は、下記に留意する。

- (1) 発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備
- (2) 平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

4 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期するため、町は、県及び防災関係機関との間で、

平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関相互の情報共有化や災害時の協力体制及び手順の確認に努めるものとする。

5 応援体制の整備

町は、他市町村からの応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

6 受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう受援計画の作成に努めるものとし、受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

第 19 節 防災訓練計画

1 目 的

この計画は、町及びその他防災関係機関が単独又は共同して防災訓練を平素から充分に実施し、災害時に当たって災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を期することを目的とする。

町民は、県や町、防災関係機関の実施する訓練に積極的に参加し、災害への対応策を体得するものとする。

2 訓練の種別

実施する訓練は総合防災訓練、町災害対策本部運営訓練、水防訓練、消防訓練、避難・救助訓練、非常通信連絡訓練、非常招集訓練、救急訓練その他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練・実施訓練等の方法により適宜行うものとする。

3 訓練計画

訓練の企画立案並びに実施に当たっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、国・県・隣接市町村・その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、地域住民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとする。各種計画の要旨は次のとおりである。

(1) 総合防災訓練

県及び町は、災害の発生を想定し、防災計画に定める各種災害対策の遂行に万全を期するため、防災関係機関と住民、その他関係団体の協力を得てその緊密な連携のもとに、本部運営、消防、避難・救助、非常通信、非常招集、救急、応急復旧等の個別訓練を基礎とする総合的な訓練を実施し、災害応急対策活動についての習熟、関係機関相互の協力体制の緊密化及び住民の防災思想の普及・高揚を図るものとする。訓練の実施に当たっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定するものとする。

(2) 町災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集・分析等本部の運営を適切に行うため、町災害対策本部運営訓練を実施する。

(3) 水防訓練

住民の防災知識の高揚と、出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、水防計画に定められている訓練項目について、各関係機関、住民の協力を得て年1回実施するものとする。

(4) 消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防局の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、その他の防災関係機関についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町又は西部消防局も協力するものとする。

なお、訓練は西部消防局とその他の防災関係機関が行うものにと区分する。

【消防局が行うもの】

- ア ポンプ操法
- イ 放水訓練
- ウ 礼式規律訓練
- エ 消防戦術
- オ 警備・救助活動

【その他の防災関係機関が行うもの】

- ア 通常訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練

(5) 避難救助訓練

町及び西部消防局並びにその他の防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、避難救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防ぎょ活動と併せて、又は単独で実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、宿泊施設等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施する。訓練に当たっては、必要に応じ警察・消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

(6) 非常通信訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

また、各種防災訓練の場を通じて、情報伝達訓練を実施し、通信設備や機器の習熟に努めるものとする。

(7) 非常招集訓練

県、町及びその他防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、各機関の責任者においてそれぞれ実施するものとし、訓練の実施方法はおおむね次の項目により行うものとするが、災害の想定及び実施の細目は、各実施責任者においてその都度定めるものとする。

ア 非常招集措置の平常時における整備

平常時に整備しておくべき項目、非常招集措置の平常時における整備

- (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
- (イ) 招集の基準及び区分
- (ウ) 招集命令伝達、示達要領

- (エ) 非常招集の命令簿、非常招集訓練簿
- (オ) 非常招集の業務負担、配置要領
- (カ) 待機命令の基準
- (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理

イ 非常招集命令の伝達示達

伝達、示達の方法は、その緊急性からもっとも早く到達する手段を選択すべきである。有線電話、携帯電話、略電報及び口頭による伝達のいずれにあっても、迅速かつ正確を期するよう留意して実施するものとする。

ウ 集合の方法

集合の方法は、第一義的にもっとも迅速な方法によるべきことはいうまでもないが、災害発生後に予想される交通渋滞、公共交通機関の停止、並びに道路網の寸断を考慮した手段によることが望ましい。

エ 点 検

- (ア) 伝達方法、内容の確認点検
- (イ) 受令時間の確認点検
- (ウ) 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検
- (エ) 集合人員の確認点検
- (オ) その他対策準備体制に関する点検

オ 訓練後の措置

訓練後は実施効果の検討を行い、非常招集の的確な実施のため改善是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

(8) 救急医療訓練

救急医療訓練が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとする。

(9) 簡易型災害図上訓練（D I G）

町は、地域（自主防災組織、消防団、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(10) 避難所運営訓練（H U G）

町は、災害時の避難所（指定避難所等）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

(11) 訓練後の評価

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

第 20 節 要配慮者対策の強化

1 目 的

この計画は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

2 地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切な介護ケアシステムの構築が、災害時における要配慮者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を整備するよう努めるものとする。

3 要配慮者に対する支援体制の整備

(1) 要配慮者の定義

要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

(2) 要配慮者の状況把握

町は、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項に基づき、関係部局から必要な情報を集約し、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら要配慮者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）把握を平時から実施する。また、情報の把握方法を決定し、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

4 要配慮者利用施設における体制整備

(1) 町は、平時から、社会福祉施設などの主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

ア 災害時の応援協定の締結

イ 福祉避難所としての指定

ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

エ 施設利用方法等を確認

オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

(2) 町は県及び施設管理者と連携して、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

- (3) 施設管理者は、県が作成した「災害時要援護者利用施設避難対策指針」を参考に、町と連携して各施設の避難計画を作成するものとする

5 要配慮者の把握と情報伝達体制の整備

(1) 要配慮者の日常的把握

町は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通し、高齢者、障がい者等の要配慮者の状況を把握するよう努めるものとする。

(2) 障がい者・外国人への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者・外国人に対し、ファクシミリやインターネットによる情報提供及び手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の派遣・協力体制の整備に努めるものとする。

また、町は、要配慮者への防災知識の普及啓発に努めるものとする。

6 社会福祉施設対策の推進

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

町は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、FAXやインターネットによる情報提供及び社会福祉施設の一時入所処置等の取扱いが円滑に行われる体制を整備するものとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設の防災設備・資機材等の整備に努めるものとする。

(3) 防災体制の整備

ア 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして、自主防火管理体制の整備防災体制の整備に努める。特に夜間は悪条件が重なることから、消防局への通報体制や避難誘導体制等を充分検討しておく。

イ 必要に応じて地域住民の協力が得られるよう、所在地域自主防災組織との協力体制を確立しておく。

ウ 有事の際における入所者の避難所、収容施設等の確保、関係機関との情報交換、連絡協議に努める。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

ア 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

イ 施設の構造や入所者の判断能力・行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域住民の協力を得ながら、所在地域自主防災組織と協力した訓練を実施する。

7 水防法等に基づく要配慮者利用施設の指定及び避難の確保

(1) 水防法等に基づく要配慮者利用施設の指定

水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロ及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項第 4 号に規定される要配慮者利用施設（以下「水防法等に基づく要配慮者利用施設」という。）は、次のとおりとする。

水防法等に基づく要配慮者利用施設

	施設名称	所在地	災害区分
社会福祉施設	介護老人福祉施設 おしどり荘	根雨 909-1	洪水
	グループホーム いちょうの木	根雨 899-1	洪水
	特別養護老人ホーム あいご	根雨 730-1	洪水・土砂
	デイサービス かじか荘	根雨 899-1	洪水
	セルフひの	根雨 341-1	洪水・土砂
	どんぐり House	根雨 858-1	土砂
	おしどり作業所	黒坂 1223	土砂
学校	ひのっこ保育所	津地 690	土砂
	日野中学校	野田 271	土砂
医療施設	おか歯科医院	根雨 444	土砂

(2) 避難確保計画の作成及び報告

水防法等に基づく要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「要配慮者利用施設の所有者等」とする。）は、施設利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、遅滞なく町長に報告するものとする。

(3) 避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとする。また、併せて要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うための自衛水防組織(水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)を置くよう努めることとする。これを設置したときは、遅滞なく町長に報告しなければならない。

(4) 避難確保計画作成等の支援

町は、要配慮者利用施設の所有者等による避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置に係り、関係各課が連携して積極的に助言及び支援を行うものとする。

(5) 情報伝達方法

水害・土砂災害に関する防災気象情報及び避難情報の要配慮者利用施設への伝

達方法は、次のとおりとする。

- ア 電話・FAX
- イ 防災行政無線及び屋外拡声器
- ウ 消防団等による広報、直接伝達
- エ あんしんトリピーメール
- オ Lアラート
- カ 緊急速報（エリア）メール
- キ 放送機関（チャンネルひの）による放送

・第21節 避難行動要支援者の避難支援体制整備計画

1 目 的

この計画は、避難行動要支援者に対する災害時の避難体制について整備することを目的とする。

2 避難行動要支援者の実態把握と安全確保体制の整備

町は、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握しておく。

また、自治会、日野町社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力により、安否確認の方法を決めるとともに、避難時の自治会や隣近所との協力体制づくりなど、避難行動要支援者の安全確保が図られる体制を整備する。

3 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊婦等（要配慮者）のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うための措置について定めるものとする。

イ 町は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成するものとする。

作成に当たっては、総務課、住民課及び健康福祉課との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握するものとする。

ウ 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた関係機関に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。ただし、現に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、あるいは、条例で特別に定めた場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供できるものとする。

エ 町は、個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の同意を得る等、情

報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

(3) 名簿の作成方針等

ア 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者になる者は、次に掲げる者とする。

- (ア) 江府消防署
- (イ) 黒坂警察署
- (ウ) 日野町消防団
- (エ) 民生委員・児童委員
- (オ) 日野町社会福祉協議会
- (カ) 日野町地域包括支援センター
- (キ) 日野ボランティアネットワーク
- (ク) 日野町内の自主防災組織

イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、町内の居住生活者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の者
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (ウ) 療育手帳の交付を受けている者
- (エ) 精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている者
- (オ) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要介護認定要介護状態区分1から5までである者
- (カ) 難病患者で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）により町が支給決定をした障がい者福祉サービスを受給している者
- (キ) 上記（ア）から（カ）までに掲げるもののほか、災害時に避難をするために支援を行うことが適当であると町長が認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第49条の10第2項の各号に定めるとおりとする。

また、個人情報の入手方法は、対象者本人から聞き取りをするほか、名簿の作成に必要な範囲で庁内関係各課から収集するものとする。

エ 名簿の更新に関する事項

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時名簿を更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置は、次のとおりとする。

- (ア) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り

提供すること。

- (イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないように指導すること。
- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- (オ) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (カ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

(4) 名簿の関係機関（避難支援等関係者）への提供

町は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に基づき、本節 3 「避難行動要支援者の避難体制の整備」(3)「名簿の作成方針等」アに掲げる者に対して名簿を提供（以下、本節において「外部提供」という。）することとし、災害時に避難行動要支援者の安全確保が図られる体制を整備することを目的として、必要な体制整備を推進する。なお、個人情報保護の観点から、以下の項目について十分留意することとする。

ア 町は、個人情報保護条例に基づき、適切な手続きを踏まえた上で実施すること。

イ 関係機関（避難支援等関係者）に対し、名簿情報の提供に際しては情報漏えいを防止するために、必要な措置の実施を求めること。

(5) 要配慮者が円滑に避難のために立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町長が避難情報を発出した場合、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発出及び伝達に当たっては、以下の項目について、特に配慮するものとする。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がい者に適した、必要な情報を選択して伝達すること。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

外部提供による災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人または、その家族等の生命及び身体の安全を確保することを大前提とし、町は、避難支援等関係者が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

また、その旨を避難支援等関係者及び名簿掲載者へ周知するよう努めること。

4 避難行動要支援者支援プランの策定

(1) 避難行動要支援者支援プラン

町は、県が定めた「災害時要援護者避難対策推進指針」を踏まえ、地域における避難行動要支援者の支援体制を明確にするため、具体的な避難支援プランを整備するものとする。

ア 全体計画…要配慮者支援に係る全体的な取組みの指針

イ 個別計画…避難行動要支援者一人一人に応じた支援方法

(2) 避難行動要支援者支援プランに規定する主な項目

項 目		内 容
全 体 計 画	名簿記載対象者 (避難行動要支援者)	対象者の範囲・基準、名簿情報収集項目・収集方法
	名簿情報に係る方針・ 取扱い	外部提供する場合の提供先、情報共有・管理方法
	避難行動要支援者等へ の情報伝達	避難行動要支援者、関係機関（避難支援等関係者） への情報伝達体制・手段
	避難行動要支援者の避 難に係る基準	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範 囲
	避難誘導・安否確認体 制	安否確認方法、避難誘導・安否確認における関係機 関（避難支援等関係者）等との協力・連携方法
	避難所等における支援 体制	受入体制の整備、避難行動要支援者の状況に応じた 支援方法
	その他必要な事項	避難行動要支援者の支援に係る訓練、避難支援プラ ンの周知、啓発や訓練の実施計画
個 別 計 画	個別避難支援プラン	避難行動要支援者一人ひとりに応じた支援方法

(3) 避難行動要支援者支援プランの詳細については、別に定めるものとする。

5 避難行動要支援者支援プラン策定にあたっての留意事項

(1) 町は、総務課、健康福祉課等が連携して避難支援業務に取り組むものとする。

(2) 町は、消防団、自主防災組織等、または、平常時から避難行動要支援者と接している日野町町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

(3) 町は、避難行動要支援者の個々の状態を踏まえ、障がいの程度による情報機器の選定等、的確に情報が伝達できる具体的手法を定めるものとする。

- (4) 町は、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者情報を総務課、健康福祉課等と共有するとともに、名簿を外部提供した場合には避難支援者と平常時から共有しておくことが重要である。
- (5) 災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定に基づき名簿情報を本人の同意なしに避難支援等関係者その他の者に提供することが可能であるので、必要に応じて適切に実施する。
- (6) 町は、避難勧告、避難指示のほか、避難準備・高齢者等避難開始を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始するよう平常時から周知を図るものとする。
- (7) 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、町は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取り組むものとする。

6 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応する。

7 避難行動要支援者が利用する施設における体制整備

- (1) 町は、平常時から、社会福祉施設などの主として避難行動要支援者が利用する施設（以下「利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備する。
 - ア 災害時の応援協定の締結
 - イ 福祉避難所としての指定
 - ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立
 - エ 施設利用方法等を確認
 - オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）
- (2) 町は県及び施設管理者と連携して、利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。
- (3) 施設管理者は、県が作成した「災害時要援護者利用施設避難対策指針」及び関係する指針等を参考に、町と連携して各施設の避難計画を作成する。

8 避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の日常的把握

町は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の状況を把握するよう努めるものとする。
- (2) 障がい者・外国人への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者・外国人に対し、FAXやインターネットによる情報提供及び手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の派遣・協力体制の整備に努めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者への防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第 22 節 自主防災組織の整備計画

1 目 的

この計画は、自主防災組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

2 自主防災組織の整備

(1) 自主防災組織は、地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主結成され、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織であり、町民は自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。

また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きいため、町民は、訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとする。

消防団、日野町社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災組織を確立するものとする。また、町は地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るものとする。

(3) 日本防災士会鳥取県支部との連携

町は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

ア 情報班	イ 救助班	ウ 消火班
エ 避難誘導班	オ 救護班	カ 給食・給水班

(2) 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

ア 活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重

要なので、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（自治会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。

イ 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

ウ 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

4 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 防災に関する知識の習得、向上、住民への防災意識の啓発

イ 地域における危険箇所の把握及び広報（崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

ウ 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設等の把握及び広報

エ 要配慮者の把握と支援体制

オ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難行動の支援

カ 地域における情報収集・伝達体制の確認

キ 避難所・医療救護施設の確認

ク 簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、要配慮者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施

ケ 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立

コ 防災資機材の整備・点検及び使用方法の確認

(2) 西部消防局の協力

活動に当たっては、その実効性を高めるため、西部消防局の協力を求めるものとする。

(3) 災害発生時の活動

ア 要救助者の救出

イ 出火防止と初期消火

ウ 地域住民の安否の確認

エ 情報の収集・伝達

オ 避難誘導

カ 給食・給水

第 23 節 防災知識普及計画

1 目 的

この計画は、県、町及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、災害の予防又は災害応急措置等防災知識・技術の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

普及に当たっては、①防災に関心をもち、②防災上の課題を解決できる知識・技術を学び、③具体的な行動ができるよう段階的に資質向上を図るものとする。

また、住民が「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組みを実施するとともに、児童及び生徒等（この節において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断のもとで防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育の取組みを積極的に推進することを目的とする。

2 防災及び危機管理の基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、住民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うことが基本であり、住民もその役割を果たすことが被害の軽減に繋がる。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組みを総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組みを積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

3 普及の方法

(1) 実施責任者

町は、災害予防及び応急対策に万全を期するため、それぞれ必要な防災知識・技術の普及を図るものとする。

(2) 防災関係職員に対する教育

町は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。また、職員の知識・技術に応じて段階的に研修するものとする。

また、災害発生時の初動対応についての日野町職員行動マニュアルを更新・活用し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

(3) 学校における防災教育

町は、児童・生徒を対象として、自らの身の安全を守る行動や地域の安全に役立つ行動についての学習、防災や自然災害等について知識・理解を深める学習等を実施するものとする。

(4) 防災研修会、防災講習会等の開催

町は県及び防災関係機関と連携して、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。

(5) 住民に対する防災知識の提供

町は、町ホームページ、広報紙等を活用して住民に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の提供を行うとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

(6) 体験型施設の活用

町は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア 県内の体験型施設

(ア) 県保有起震車（愛称グラットくん）

- a 震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能
- b 関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生すると言われている東海地震等を想定した揺れを再現可能

(イ) 近県の体験型施設

- a 人と防災未来センター（兵庫県）
- b 山崎防災センター（兵庫県）
- c 徳島県立防災センター（徳島県） など

(7) 消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

(8) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア 視覚障がい者点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ 外国人外国語版パンフレット等

(9) 男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

(10) 分かりやすいハザード情報の提供と避難意識の向上

県と連携して住民が災害を見ることが出来る取組み等を推進するとともに、住民が自発的に避難することができる取組み等を推進していくものとする。

(11) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

4 住民の責務

災害対策基本法により、住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例において、「県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食料等の備蓄その他の自助の取組み及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組みを推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるもの」とされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待するものである。

(1) 日頃の備え

ア 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

(ア) 本町を取り巻く自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

(イ) 気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

イ 家庭でする防災

(ア) 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等固定などの安全対策もしておく。)

(イ) 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。)

(ウ) 避難所や安全な避難ルートを確認しておく。

(エ) 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

(オ) 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じてを、

定期的に確認する。)

- (カ) 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- (キ) 3日から1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備しておく。(ラジオも携帯する。)
- (ク) 備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

ウ 地区でする防災

- (ア) 自主防災組織を結成し、及び参加する。
- (イ) 消防団に参加する。
- (ウ) 防災訓練や研修会に参加する。
- (エ) 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- (オ) 町と連携して地域の要配慮者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

(2) 災害が起こりそうなとき

ア 家庭でする防災

- (ア) 県、町、鳥取地方気象台やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- (イ) 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- (ウ) 危険な場所に近づかない。
- (エ) 危険が迫ってきたら、町長の発令する避難情報による避難、又は自ら自主的に避難する。
- (オ) 定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。)
- (カ) 避難は、やむを得ない場合を除き車は使わず、原則徒歩で行う。

イ 地区でする防災

- (ア) 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。(特に要配慮者に配慮する。)
- (イ) 異常があれば、すぐに町又は黒坂警察署等関係機関に通報する。

(3) 災害が起こったとき

- ア 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。(ただし、自分の身を守ることを最優先する。)
- イ 家屋や宅地に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。(被災建築物・被災宅地の応急危険度判定。)
- ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

5 防災教育の実施

(1) ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものであ

る。

ア 自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力

イ 生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力

ウ 自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

(2) 基本方向

ア 学校における児童等に対する総合防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

イ 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

ウ 家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

(3) 推進方策

ア 児童等を対象とした施策

(ア) 児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

(イ) 県土整備部が実施している風水害、土砂災害についての学習メニュー教材等を各小学校に普及させていく。

(ウ) 児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

(エ) 学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

イ 教員を対象とした施策

(ア) 教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

(イ) 防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。

6 住民に対する防災知識・技術の普及

町は、住民を対象として、災害時の措置について次により防災知識・技術の普及を図る。このとき、普及対象の知識・技術に応じて最も効果的な手段・内容となるよう計画するものとする。

また、点字や朗読、手話通訳等を用いて、身体に障がいのある方などに対しても十分に知識を普及できるように配慮するとともに、自主防災組織や自治会、各種団体等を通じて、要配慮者等についても日頃から防災知識の普及に努めるものとする。

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行うものとする。

- (1) ラジオ、テレビ、防災行政無線、音声告知機等の放送施設、FAX及びインターネットの活用
- (2) 新聞・雑誌等の活用
- (3) 広報紙・印刷物（パンフレット・ポスター等）の配布
- (4) 映画・スライドの製作利用
- (5) 広報車の巡回
- (6) 講習会・研修会・展覧会・ワークショップ・図上訓練等の開催
- (7) 見学・視察・現地調査・体験学習
- (8) その他

7 普及を要する事項

- (1) 日野町地域防災計画の概要
- (2) 災害予防措置
 - ア 火災予防の知識と心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
 - ウ 農作物の災害予防のための事前措置
 - エ 食料等、必要な物資の最低量の備蓄
 - オ がけ崩れや土石流、洪水などの災害危険箇所
 - カ その他
- (3) 災害応急措置
 - ア 災害への備え（平常時・非常時）
 - イ 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - ウ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - エ 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領
 - オ 災害等の心得
 - (ア) 火災等に巻き込まれたときの避難方法
 - (イ) 適切な避難所、避難経路及び携帯品
 - (ウ) 被災世帯の心得
- (4) 行政と連携した避難所の運営
 - (ア) 避難所の運営体制づくり

- (イ) 役割分担
- (ウ) 避難所における生活の留意事項
- (エ) 長期化への切り替え
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他の必要な事項

8 普及の時期

普及の内容により、イベントは過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

第24節 ボランティア受入体制整備計画

1 目 的

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

2 防災ボランティアの育成

大規模な災害が発生した場合、看護業務、避難所等における炊き出し、食料等及び生活必需品の供給補助、アマチュア無線通信等の業務にボランティアの協力が不可欠なものとなる。

したがって、町においては、日野町社会福祉協議会及び日赤県支部（日野町赤十字奉仕団）等と連携をとりながら、防災ボランティアの育成に努めるものとする。

3 ボランティアの受入れ体制の整備

町は、日野町社会福祉協議会と連携して、必要とされる資機材等の備蓄・整備を行うものとする。

- (1) 災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、ボランティアコーディネーターとの連携強化に努める。
- (2) ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。
- (3) 町及び日野町社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。
- (4) 日野町社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備
 - ア 町内のボランティアコーディネーターの養成及び組織化
 - イ 「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成
 - ウ 町ボランティアセンターの立ち上げ方法等についての研修
 - エ 災害時ボランティアコーディネーターの養成及び事前登録
 - オ 「災害ボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備
 - カ 災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

4 防災ボランティア活動の環境整備

町は、平常時から地域団体、NPO、ボランティア等の活動支援や地域防災リーダーの育成を図るとともに、NPO、ボランティア等と協力して発災時の防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

5 医療救護関係ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当ては、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。

災害時には、この分野での日本赤十字社（以下「日赤」という。）の活躍が大きく、本町の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から町独自のボランティア体制整備を図ることとする。

(1) ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者

(2) 活動内容

医療救護関係ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア 救命措置

イ 応急手当

ウ 巡回診療

エ 健康相談等の実施

(3) 活動体制の整備

町は、医師会、県福祉保健局等からあらかじめ管内及び県内等からの派遣可能人員の把握に努め、災害発生時における医療不足の防止に努める。

6 生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備並びに活動を効率的に進めるうえでのコーディネーターや組織化が必要である。

(1) ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

ア ボランティア活動団体、青年団体、女性会、土木建築関係団体、商工団体（町商工会等）、農林水産団体（農業協同組合町内各支所等）等

イ 民生委員・児童委員（民生委員・主任児童委員協議会）、自治会等

ウ 防災ボランティアとして登録された個人、災害時に駆けつけたボランティア

(2) 活動内容

ア 避難所設置以前

避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う。

イ 避難所設置以後

（ア）避難所においては、水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所の世話等の支援を行う。

(イ) 在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する。

(3) 活動体制の整備

町は、日野町社会福祉協議会の「災害救助ボランティア活動マニュアル」作成にあたり積極的に協力するとともに、災害時における町ボランティアセンターと町災害対策本部との連携体制について、平素より協議を図るものとする。

第 25 節 危険物等災害予防計画

1 目 的

この計画は、危険物・高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等（以下「危険物施設等」という。）による人命及び建造物の災害を予防するため、施設の整備並びに危険物等の安全確保を図ることを目的とする。

2 危険物施設の把握

町は、関係機関と協力して町内における危険物施設等の実態把握及び災害予防に努めるものとする。

3 危険物等の安全確保

取扱業者等は、特に次の事項等を整備し、安全確保に努める。

- (1) 貯蔵及び取り扱いの保安監督の励行
- (2) 危険物取扱者等による施設点検の励行
- (3) 消火・警報設備の維持及び点検
- (4) 施設・設備の維持及び点検
- (5) 危険物運搬の安全確保
- (6) 一定規模以上の製造所等にあつては、自衛消防組織の設置又は予防規程の規定
- (7) 地震、火災等に対する危険物の安全対策

第26節 被災者支援計画

1 目的

災害により被災した県民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

2 被災者支援体制の整備

(1) 私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

ア 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復旧復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

イ 地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

(ア) 土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

(イ) 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

(2) 被災児童等の援護体制の整備

町は教育事務所と連携して、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

第 27 節 帰宅困難者対策の強化

1 目 的

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

2 帰宅困難者対策の推進

町は、駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

(1) 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

(参考：帰宅困難者の設定例)

- ア 自宅までの帰宅距離が 10 k m 以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能
- イ 自宅までの帰宅距離が 10～20 k m の人は、帰宅距離が 1 k m 増えるごとに 10% ずつ帰宅者を逡減
- ウ 自宅までの帰宅距離が 20 k m 以上の人は、徒歩帰宅は困難
- エ 妊婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が 10 k m 以下であっても徒歩帰宅は困難

(2) 帰宅困難者に対する基本的な対策

ア 帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

- (ア) 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、住民に対して周知徹底する。
- (イ) 住民に対して、日ごろから次のような取組みを行うよう啓発する。
 - a 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
 - b 地図、懐中電灯の準備
 - c 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
 - d 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
 - e 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
 - f 歩いて帰る訓練の実施
 - g 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

イ 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食料の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確

認体制や、ＪＲ西日本の駅等への職員派遣体制を整備するものとする。

(3) 帰宅困難者を支援する対策

ア 情報収集・提供の体制整備

町はＪＲ西日本・日の丸自動車・日本交通と協力し、帰宅困難者が発生すると予想される駅における情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

イ 帰宅支援の協力体制の整備

町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）の位置を住民に周知する。また、町内の店舗業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行うための協定締結に努める。

ウ 妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第 28 節 災害時の事業継続の取組みの促進

1 目 的

この計画がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

2 町内事務所の事業継続に向けての取組みの支援

- (1) 町は県と連携して、事務所に対し事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、事務所等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。
- (2) 町は県と連携して、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

3 町内事務継続への取組み

町は、事業継続に向けての計画策定に取り組むものとし、随時、見直しを行う。

4 業務継続計画に定める重要な要素

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ア 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないこと。
 - イ 非常時優先業務の遂行に必要な人数の参集を行うこと。
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できない場合も十分考慮する。
- (3) 電気、水、食料等の確保
 - ア 停電に備え、非常用電源とその燃料を確保する。
 - イ 業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等の使用不能に備え多様な通信手段を確保する。
- (5) 重要な行政データのバックアップ
災害時に業務の遂行に重要となる被災者支援や住民対応において、行政データのバックアップを確保する。
- (6) 非常時優先業務の整理
各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにしておく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 日野町防災会議

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、日野町防災会議が置かれている。その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

1 組織

(1) 会長 日野町長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者

イ 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者

ウ 町を所轄する警察署長

エ 町長が、その部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者

2 所掌事務

(1) 日野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。

(4) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関、県、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 日野町防災会議委員等の状況

日野町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は資料編2「日野町防災会議条例」のとおりである。

4 日野町防災会議の運営

日野町防災会議条例（昭和45年4月1日条例第38号）の定めるところによる。

第2節 日野町災害対策本部等

1 日野町災害対策本部

(1) 日野町災害対策本部の設置

日野町の地域において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、総合的な災害応急対策の推進を図るため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき町長を本部長とする「日野町災害対策本部（以下「災対本部」という。）」を日野町役場本庁舎に設置するものとする。なお、役場本庁舎が使用不能の場合は、日野町公民館等、町長が災害応急対策を円滑に実施するために適当と認める公共施設に設置するものとする。

また、本部には、本部の所在を明確にするため「日野町災害対策本部」の標識を掲げる。

(2) 本部長の代行

町長不在の時は職務代行順位を次のとおりとし、災害対策を行うものとする。この権限の委譲はすべての災害対策の指揮について準用するとともに、町長の参集が遅れる場合にも自動的にその間の指揮を執るものとする。

第1位 副町長 ・ 第2位 教育長 ・ 第3位 総務課長

(3) 災対本部の設置基準

ア 災対本部の設置基準は、第3章第3節2「配備計画」に定めるところによる。

イ その他、町長が必要と認めるとき。

(4) 災対本部設置の周知

本部長は、災対本部を設置した場合はその旨を宣言するとともに、町職員に周知すること。廃止した場合も同様とする。

(5) 災対本部の廃止基準

災対本部は概ね次の基準に基づき本部長（町長）が廃止する。なお、本部長（町長）は、災害対応の教訓等を次の災害応急対策に反映するため、災害対応収束後の適切な時期に災害の振り返りを実施するものとする。

ア 当該災害にかかる災害の予防及び災害応急対策が概ね終了したと認めるとき。

イ 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

(6) 災対本部の設置及び廃止の公表

災対本部を設置し、又は廃止したときは直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、その他適確かつ迅速な方法で周知するものとする。

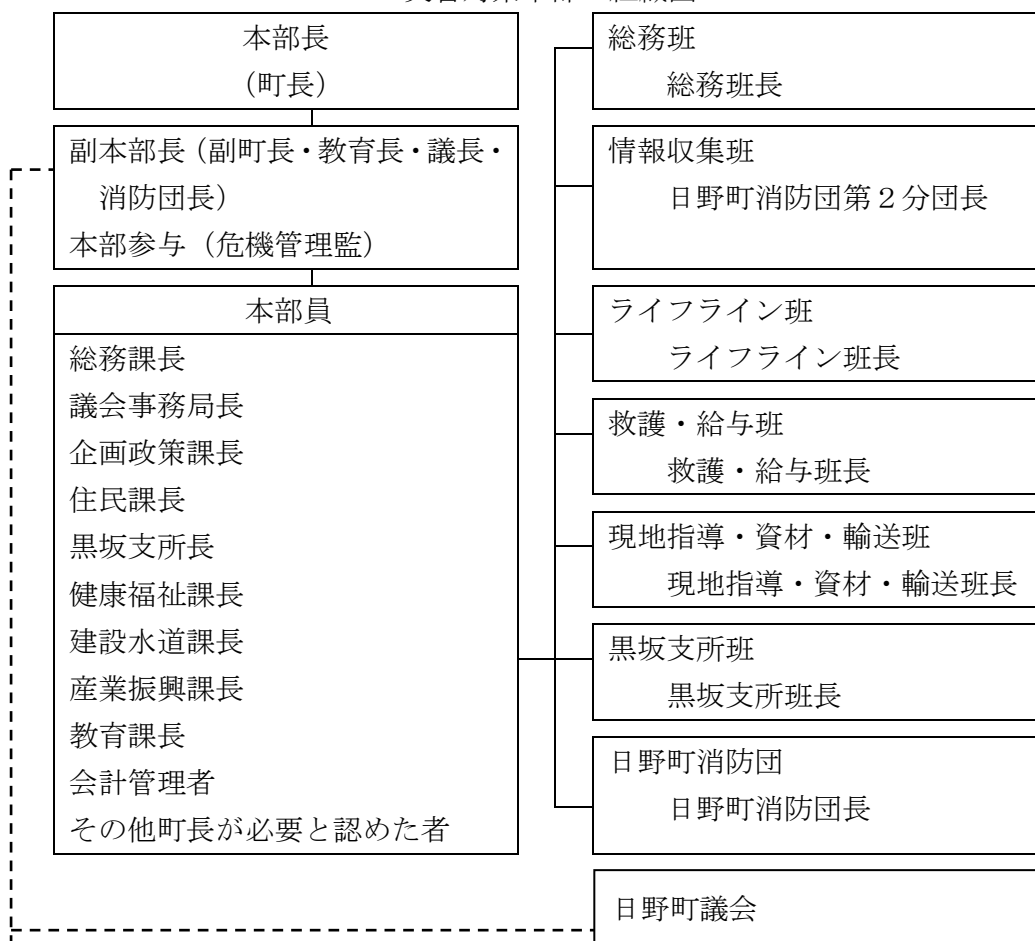
公表先	方法	担当
県知事(危機管理局)	鳥取県災害情報配信システム、電話(衛星)・県防災行政無線	災対本部 事務局

公表先	方法	担当
黒坂警察署	電話・情報連絡員	
防災会議構成機関	電話・情報連絡員	
隣接の市町村長	電話・県防災行政無線・鳥取県災害情報配信システム	
町の関係機関	電話・庁内放送	
報道機関	鳥取県災害情報配信システム・電話	
西部消防局	電話・情報連絡員	
住民	防災行政無線・メール配信システム（あんしんトリピーメール）・緊急速報（エリア）メール	

(7) 災対本部の組織

災対本部に本部長、副本部長を置くほか、本部員及び対策班をもって組織する。
 なお、災対本部に災対本部事務局を置くものとする。ただし、町長は災害対応の状況等から判断して災対本部の組織の要員の変更を行う必要があると認める場合は、その都度、これを行うことができる。

災害対策本部の組織図



(8) 災対本部員

- ア 本部員は、災対本部の事務に従事し、所属職（団）員又は担当する対策班の職（団）員を指揮監督する。
- イ 本部員がその任務にあたることができない場合は、あらかじめ本部員が指名した職員がその任務にあたるものとする。

(9) 対策班

- ア 災対本部に対策班を置くものとする。
- イ 各対策班に班長及び副班長を置き、別に定める職員がその任務にあたるものとする。
- ウ 班長は、主管事務に従事し、所属班員を指揮監督するとともに各対策班は所掌事務に従い災害応急対策の実施にあたるものとする。

(10) 災対本部事務局

- ア 災対本部事務局は総務課内に設置し、事務局長は総務課長がその任務にあたるものとする。ただし、総務課長がその任務にあたることができない場合は、事務局員の中から総務課長が指名した者がその任務にあたるものとする。
- イ 本部事務局長は、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。
- ウ 本部事務局員は、総務課の職員及び別途総務課長が指名する応援職員をもって充てるものとする。
- エ 本部事務局は、災害応急対策の実施に係る連絡調整業務を行うものとする。

(11) 本部長の職務

- ア 災対本部の事務を総括し、職員の指揮監督を行う。
- イ 災害応急対策活動体制の早期確立と危機管理
- ウ 県、消防機関及び自衛隊等に対する応援要請
- エ 目標、災害応急対策についての意思決定と指示
- オ 避難情報等の的確な発令
- カ 直接あるいは防災無線、マスコミ等を活用した住民への積極的な呼びかけ
- キ その他本部長として必要な事項

(12) 副本部長の職務

本部長を補佐し本部長に事故があるときは、職務代行順位に基づきその職務を代行する。

(13) 災対本部の任務

- 災対本部は災害対策の推進にあたり、総合的かつ関係組織の一元的体制を確立するとともに、その円滑なる運用を図り、全職員が災害予防及び災害応急対策に全力を尽くすものとする。なお、災対本部の編成は、別に定めるものとする。
- ア 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整に関すること。
 - イ 災害に係る各種情報収集に関すること。
 - ウ 緊急輸送路確保のための連絡調整に関すること。
 - エ 関係機関への応援要請に関すること。

- オ 県（現地）災害対策本部との連絡調整に関すること。
- カ 生活物資等の調達、輸送に係る調整に関すること。
- キ 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整に関すること。
- ク 住民の安心安全情報の提供に関すること。

(14) 災对本部の所掌事務

- ア 災对本部の所掌事務及び初動期の所掌事務は、下記の表のとおりとする。
- イ 災对本部が設置されていないときであっても、第一次非常配備体制とした場合には、災对本部の所掌事務にしたがって、対策班対応として災害対策を実施することを原則とする。
- ウ なお、所管が不明確な事務や、横断的な対応が必要とされる事務については、本部事務局が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

日野町災害対策本部所掌事務

班名	事務分担
総務班・情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の事務局に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 各対策班との連絡調整に関すること。 4 各対策班からの災害情報の収集及び被害状況のとりまとめに関すること。 5 県、その他防災関係機関に対する連絡に関すること。 6 県、その他防災関係機関等に対する被害状況等の報告に関すること。 7 職員の配備・動員に関すること。 8 自衛隊、警察、県、隣接市町村等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。 9 応援・受援体制に関すること。 10 救出計画及びその実施に関すること。 11 配車計画及び車両の確保に関すること。 12 消防局、消防団との連絡調整に関すること。 13 被災職員に対する公務災害補償及びその他福利厚生に関すること。 14 気象に関する情報の収集及び伝達に関すること。 15 降雨量、河川の水量、水位情報、水防情報の収集に関すること。 16 道路の交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 17 電話及び防災行政無線並びにアマチュア無線に関すること。 18 報道機関への対応に関すること。 19 災害広報に関すること。 20 その他本部長が指示する事項に関すること。
現地指導・資材・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害現地調査及び一般被災者の被害状況に関すること。 2 災害時における資材、物資の調達に関すること。 3 災害用食料及び生活必需物資の確保及び配分に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 被災者台帳の作成に関すること。 6 仮設住宅への入居者選考に関すること。 7 被災者相談窓口の総合調整に関すること。 8 災害時の埋火葬等に関すること。 9 被災納税者の調査及び減免、納期延長等の措置に関すること。 10 義援金品の集配に関すること。

班名	事務分担
救護・給与班	<p>11 その他本部長が指示する事項に関する事。</p> <p>1 要配慮者利用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。</p> <p>2 要配慮者の安否確認及び支援に関する事。</p> <p>3 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導に関する事。</p> <p>4 日本赤十字社及び日野町社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</p> <p>5 ボランティアの受入れに関する事。</p> <p>6 炊き出し等による避難者の援護に関する事。</p> <p>7 保健衛生施設及び医療機関の被害調査、連絡調整、報告並びに必要な対策に関する事。</p> <p>8 救護所の開設及びその医療、助産、医薬品及び衛生資材の確保並びに配分等に関する事。</p> <p>9 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する事。</p> <p>10 被災者の保健指導に関する事。</p> <p>11 学校教育施設、社会教育施設及び社会体育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。</p> <p>12 学校教育施設、社会教育施設及び社会体育施設が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関する事。</p> <p>13 児童及び生徒の避難に関する事。</p> <p>14 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事。</p> <p>15 災害時の応急教育に関する事。</p> <p>16 教職員の動員及び確保に関する事。</p> <p>17 災害時の文化財の保護に関する事。</p> <p>18 児童福祉施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。</p> <p>19 その他本部長が指示する事項に関する事。</p>
ライフライン班	<p>1 公共土木施設及び町道、橋梁、河川、砂防施設の被害調査、報告及びに必要な対策に関する事。</p> <p>2 土砂災害対策に関する事。</p> <p>3 商工観光関係の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。</p> <p>4 簡易水道及び下水道並びに終末処理場等の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。</p> <p>5 飲料水の確保及び供給に関する事。</p> <p>6 廃棄物の収集及び処理、死亡獣畜処理に関する事。</p> <p>7 し尿処理業者との連絡調整に関する事。</p> <p>8 仮設トイレの設置に関する事</p> <p>9 障害物の除去に関する事。</p> <p>10 災害対策のための建設機械及び労務者の確保その他の応急土木対策に関する事。</p> <p>11 農林地、農林水産物及び農林水産畜産施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。</p> <p>12 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関する事。</p> <p>13 応急仮設住宅等の用地確保及び建設に関する事。</p> <p>14 その他本部長が指示する事項に関する事。</p>
黒坂支所班	<p>1 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導に関する事。</p> <p>2 災害時における物資の調達に関する事。</p> <p>3 食料以外の生活必需物資の確保及び配分に関する事。</p> <p>4 災害時要援護者の安否確認及び支援に関する事。</p>

班名	事務分担
	5 炊き出し等による避難者の援護に関する事。 6 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導に関する事。 7 食料以外の生活必需物資の確保及び配分に関する事。 8 ボランティアの受入れに関する事。 9 炊き出し等による避難者の援護に関する事。 10 その他本部長が指示する事項に関する事。

日野町消防団の日野町災害対策本部における所掌事務

班名	班長	課等の構成	事務分担
日野町消防団	消防団長	消防団員	1 非常警備及び消防活動に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 捜索救助に関する事。 4 消防組織法・消防法に基づく消防業務に関する事。 5 その他本部長が指示する災害応急対策に関する事。

エ 初動期の対応

災害発生初動期の所掌事務については、以下の分担で応急対応にあたるものとする。なお、具体的な対応の手順については、「地震災害応急対策計画及び職員行動マニュアル」に準ずるものとする。

初動期の所掌事務

班名	初動期の事務分担
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・気象情報の把握と分析 ● 被害の全体像の把握（予測・推定） ● 応急対策需要に応じた手持ち資源の把握と広域応援要請、自衛隊の派遣要請 ● 避難情報の発令と避難対策 ● 観光客の保護及び避難所への収容 ● 関係機関との初動活動調整 ● 対策車両の配車 ● その他、二次災害危険、災害応急対策現場数の把握
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報の伝達及び住民の避難誘導 ● 地域住民への警戒呼びかけ広報・避難誘導（避難の勧告・指示が出た段階では避難情報の広報） ● 人命に係わる災害情報収集・報告 ● 人命の救出及び救急協力 ● 火災防御活動、水防活動等の災害防御 ● 要配慮者の保護・移送
ライフライン班	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要道路被害調査報告 ● 重要道路、橋梁の応急復旧

班名	初動期の事務分担
	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道施設被害調査報告 ● 重要土木施設の危険情報及び被害状況の調査報告 ● 救出及び道路復旧等のための建設業者との連絡調整 ● 交通途絶箇所及び交通迂回路線の表示 ● 砂防、地すべり、なだれ防止施設の対策及びその復旧 ● 二次被害危険の大きい河川の被害調査、応急復旧
現地指導・資材・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送力の確保及び輸送車両等の配車 ● 災害対策用資材、物資の調達・輸送 ● 緊急通行車両の確認 ● 食糧品、生活必需品の調達確保
救護・給与班	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料品、生活必需品の給与、貸与 ● 社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置 ● 保育所入所児の避難及び保護 ● 児童、生徒の保護・避難等 ● 要配慮者の避難援護 ● 避難所の開設及び管理運営 ● 日本赤十字社、日野町社会福祉協議会等との連絡調整 ● 医療施設の被害調査及び応急対策 ● 医師及び助産師への協力要請 ● 医療薬品衛生資材の確保及び配分 ● 救護班の編成及び医療救護活動への協力 ● 災害対策のための教職員の確保、動員 ● り災者への炊き出し
黒坂支所班	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報の伝達及び住民の避難誘導 ● 地域住民への警戒呼びかけ広報 ● 人命に係わる災害情報収集・報告 ● 人命の救出及び救急協力

(15) 災害対策会議

ア 町長は、災対本部設置前であっても防災気象情報の共有と初動期の対応を協議するため、必要に応じて災害対策会議を開催し、必要な措置を講ずるものとする。

イ 災害対策会議の構成

災害対策会議は、町長、副町長、教育長、総務課長、危機管理監及びその他必要とする職員をもって構成する。

(16) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部参与及び本部員をもって構成し、災害応急対策の方針について協議するものとする。

イ 本部会議の開催

- (ア) 本部長は、本部の運営及び災害応急対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を開催するものとする。なお、1回目の会議は少なくとも災対本部を設置後、速やかに開催し、情報を共有して課題を解決するための協議を行うものとする。なお、災害状況によっては対策班長会議に置き換えることができるものとする。
- (イ) 副本部長及び本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部事務局長へ申し出るものとする。
- (ウ) 本部事務局長は、上記の申し出を受けた場合は、本部長にその旨を報告するとともに速やかに本部会議を招集するものとする。

ウ 本部会議の協議事項

- (ア) 職員の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析、課題の抽出、対策の決定・実施、評価、見直し及びこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること。
- (ウ) 人的被害の情報収集（安否確認）の実施に関すること。
- (エ) 県、指定地方行政機関若しくは、指定公共機関に対する職員の派遣要求若しくは要請又は県に対する他の普通地方公共団体、指定地方行政機関若しくは、指定公共機関の職員派遣の斡旋要求に関すること。
- (オ) 県、若しくは他の市町村に対する応援の要求又は県に対する応急措置の実施の要請に関すること。
- (カ) 現地災害対策本部の設置、組織及び任務等に関すること。
- (キ) 報道機関への対応及び記者会見に関すること。
- (ク) その他災害対策に関する重要事項について。

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当班長は他の関係班長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

オ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、本部事務局が担当する。

カ 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合は、災対本部に指揮系統を一本化し、情報の収集、連絡、調整に努める。

(17) 災害対策調整会議

- ア 本部長は、定期に関係機関を含めた災害対策調整会議を開催し、最新情報の共有と災害対応方針の調整並びに関係機関との活動調整を行う。なお、災害対策調整会議は本部会議と併せて開催できるものとする。
- イ 報道発表内容について、情報に齟齬がないよう、県や関係機関等と十分調整を行う。

2 日野町災害警戒本部

町長は、災对本部の設置には至らないが、風水害に対する警戒並びに災害情報及び分析のため必要と認めるときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(1) 警戒本部長

ア 警戒本部長は、町長をもって充てる。

イ 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 警戒副本部長

ア 警戒副本部長は、副町長をもって充てる。

イ 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代行するとともに、改めて警戒副本部長を指名する。

(3) 警戒本部の設置基準

ア 警戒本部の設置基準は、第3章第3節2「配備計画」に定めるところによる。

イ その他町長が必要と認めたとき。

(4) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は、第3章第2節1の(7)「災对本部の組織」に準ずるものとする。なお、町長は、災害対応の状況等から判断して、警戒本部の組織の変更を行う必要があると認める場合は、その都度、関係する課長等の意見を聴いてこれを行うものとする。

(5) 警戒本部の廃止基準

ア 当該災害に係る災害の予防及び災害応急対策が概ね終了したとき。

イ 予想された災害に係る危険がなくなると認めるとき。

ウ 被害が拡大し、災害対策本部体制に移行したとき。

(6) 警戒本部の設置及び廃止の周知

警戒本部の設置及び廃止を行った場合は、町職員に速やかに周知する。

(7) 警戒本部の処理事項

警戒本部の処理事項は、概ね次のとおりとする。

ア 災害情報

防災気象情報並びに降雨量、河川水位等の現況等に関する情報等の災害情報を収集するとともに、初期の被害発生状況を把握する。

イ 警戒活動及び予防措置等の実施

必要に応じて災害危険箇所及びその周辺の警戒活動を実施し、異常現象等の災害発生の前兆現象を把握するとともに予防措置を実施する。

ウ 関係機関等との連絡調整

必要に応じて県（日野振興センター）、警察、隣接町、西部消防局、鳥取地方気象台、国交省日野川河川事務所、報道機関等の関係機関との間で相互に情報交換及び活動調整を実施する。

エ 避難者等への初期対応

避難所の開設、受入れ等の避難初期対応に必要な人員と備蓄物資等の準備体制を整える。

オ その他必要な事項

3 日野町現地災害対策本部

災対本部長は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 5 項の規定に基づき、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置するものとする。

(1) 組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、災対副本部長、災対本部員その他の職員のうちから災対本部長が指名する者をもってあてる。

イ 現地本部長は、災対本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所轄の職員を指揮監督する。

(2) 任務

現地本部は、災害地において災対本部の事務の一部を行うものとし、その内容については、災対本部の本部会議において決定するものとする。

現地本部長は、災害が大規模で現地本部が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の状況を直接収集・分析し、災対本部へ報告するものとする。

(3) 現地本部の運営等

現地本部の運営その他必要な事項は、その都度災対本部長又は現地本部長がこれを定めるものとする。

(4) 現地本部の設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、災対本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

4 緊急消防援助隊指揮支援本部との連携

緊急消防援助隊が出動し指揮支援本部が設置された場合には、指揮支援本部長と緊密に連携を図るとともに、町災対本部の会議に参画を求め、災害対策及び関係機関との活動調整を行うものとする。なお、具体的な計画については、第 3 章第 10 節「広域応援・受入計画」に定めるものとする。

第3節 配備及び動員計画

1 目的

この計画は、災害時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2 配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するため取るべき体制は、次の基準によるものとする。

風水害等の配備基準

体制	本部	配備基準	主な対応	配備要員
			本部	
待機体制	警戒準備	1 次の気象注意報の1以上が発表されたとき (1)大雨注意報 (2)大雪注意報 (3)洪水注意報 (4)竜巻注意報 2 その他総務課長が必要と認めたとき	1 防災、気象に関する情報収集を行い非常配備体制に備える。 2 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努めるとともに、その他必要な措置を講ずる。	1 総務課長 2 予め定められた職員
第一次非常配備体制	災害警戒本部	1 次の気象警報の1以上が発表されたとき (1)暴風警報 (2)暴風雪警報 (3)大雨警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 ただし、暴風警報と暴風雪警報については、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想されるとき 2 水位が水防団待機水位を超え、なお水位上昇が予想されるとき 3 その他町長が必要と認めたとき	1 適宜、災害対策会議等を開き対策を協議するとともに、役割分担を再確認する。 2 防災気象情報を分析し、防災関係機関との情報交換ができる体制とする。 3 消防団に待機及び出動準備を要請する。 4 避難情報の発令を判断できる体制とする。 5 避難所の受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。 6 第二次非常配備体制の準備を行う。	1 総務課長 2 予め定められた職員 3 班長及び第2分団長 4 体制確保のため別途連絡を受けた職員 5 その他の職員は、速やかに招集に応じられる体制を維持する。 6 状況によっては、全職員をもって災害応急対策活動に従事する。

体制	本部	配備基準	主な対応	配備要員
			本部	
第二次非常配備体制	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1次非常配備体制では、応急対策需要に対応できなくなる恐れが生じたとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 4 水位が氾濫注意水位を超え、なお水位の上昇が予想されるとき 5 台風の暴風域が本町を通過することが見込まれるとき 6 その他災害が発生し、または災害の発生の恐れがあるとき 7 その他町長が必要と認められたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班長は、連携を取り、危険箇所を中心に情報収集及び災害応急対策活動にあたる。 2 防災関係機関とのホットラインが活用できる体制とする。 3 総務班長は、消防団長と協議し出動を要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全職員をもって災害応急対策活動に従事する。
第三次非常配備体制	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別警報が発表されたとき 2 土砂災害警戒情報の危険度分布の危険度が高まったとき 3 水位が避難判断水位[板井原川：1.80m]を超え、なお水位上昇が予想されるとき 4 堤防の決壊(破堤)につながるような漏水等が発見されたとき 5 町内全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあるとき 6 鳥取県災害対策本部が設置されたとき 7 国土交通省又は県より土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき 8 その他町長が必要と認められたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集と応急対策需要を推定し、適切に応援要請を行う。 2 職員行動マニュアルを運用し、必要な応急対策の業務に当たる。 3 情報空白地区や孤立地区を把握する。 4 被害が町内全域にわたる場合は、鳥取県災害対策本部、黒坂警察署、広域消防局等と連携を密にするとともに、自衛隊の派遣を知事に要請する。 5 適宜、本部会議及び関係機関を含めた災害対策調整会議を開催する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全職員をもって災害応急対策活動に従事する。

3 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、以下の動員計画により動員を行うものとする。

(1) 職員の動員計画

ア 動員数の増減

各課長は必要と認める範囲内において総務課長と協議のうえ動員数を適宜増減することができる。なお、各班長は、あらかじめ職員の内から、配備要員を指名しておくものとする。

イ 災対本部等の編成

(ア) 災対本部の編成

第3章第2節1の(7)「災対本部の組織」の編成は別に定めるものとする。

(イ) 警戒本部の編成

警戒本部の編成は、災対本部の編成に準ずるものとする。

ウ 対策班の責任者及び職務

(ア) 各対策班の責任者は、班長及び第2分団長（以下「班長等」という。）とする。

(イ) 各対策班の責任者は、本部長を補佐し、本部長の災害対応方針に基づき所掌事務の意思決定を行うとともに、当該班員（団員）を指揮監督し、他の対策班と連携を密にして災害応急対策活動の適切な執行を行うものとする。

(ウ) 班長又は第2分団長が不在のときは、副班長又は副分団長が代行するものとする。

(2) 消防団の動員計画

ア 団長、副団長、指揮分団及び第1分団の動員については、日野町消防団条例及び日野町消防団規則（以下「団条例等」という。）に基づくものとする。

イ 第2分団及び女性隊の動員については、本節の配備計画によるものとする。

ウ 各分団の活動にあたっては、団条例等及び第3章「災害応急対策計画」によるところを原則とするが、相互に連絡・連携を密にすること。

エ 災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがある。なお、出動の基準、招集の方法等は、団条例等及び第3章第8節「消防活動計画」による。

オ 消防団の招集マニュアルは別に定めるものとする。

カ その他、必要な対策は消防団長と協議のうえ決定する。

(3) 動員配備等の伝達系統及び方法

ア 勤務時間中

(ア) 県防災行政無線、FAX等により気象情報等の通知を受けた場合、総務課長は関係各課（室）に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、電子メール等により徹底する。

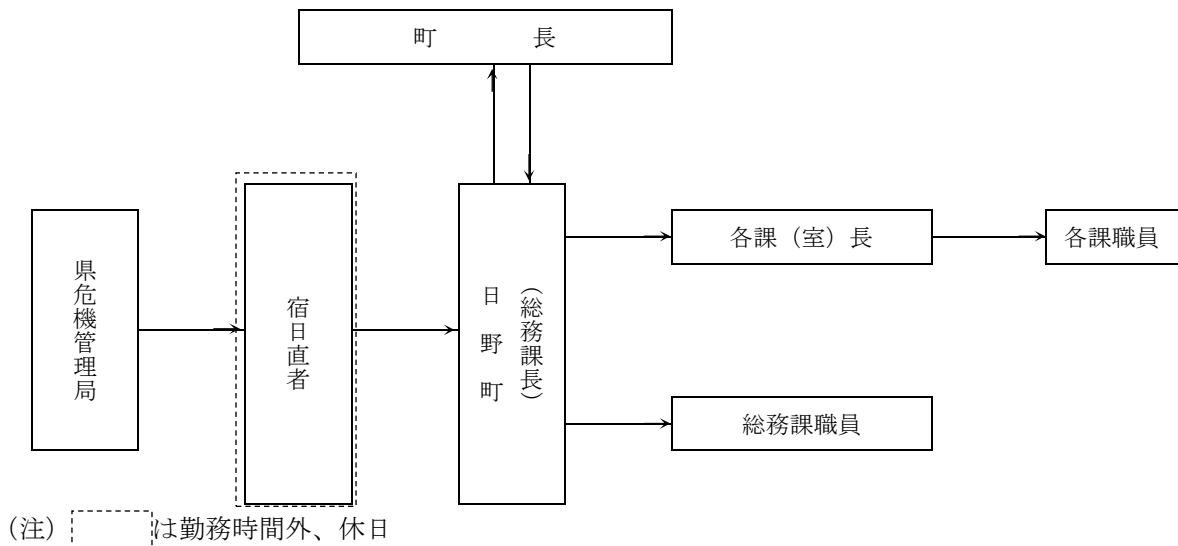
(イ) 各課長は、関係職員に連絡し、あらかじめ定める応急対策業務に従事させる。

イ 勤務時間外、休日

(ア) 本庁舎宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、

又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話、電子メール等により総務課長（不在のときは企画政策課長）に連絡するものとする。

(イ) 総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、町長に連絡するとともに、警戒体制への移行、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。



(4) 職員の登庁

ア 職員は、常に防災気象情報に注意し、勤務時間外であっても気象状況等が第3章第3節2「配備計画」に該当すると判断した場合は、班長等からの連絡を待つことなく積極的に参集場所に登庁し待機するよう心掛けるものとする。

イ 電話、電子メール等により参集を受信し、登庁が可能な場合は、迅速かつ安全な交通手段で速やかに登庁する。

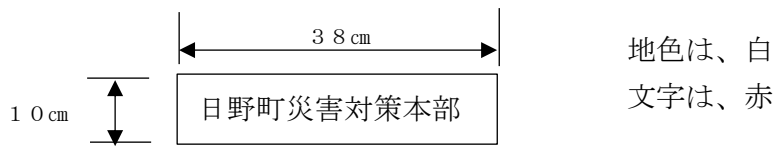
ウ 登庁の際には、登庁途中の現況等をできる限り収集し、登庁後速やかに所属班長に報告する。

エ 職員は、道路の寸断、交通の途絶等により、予め定められた参集場所に登庁することができない場合は、最寄りの公民館又は集会所等に参集し、所属班長にその旨を報告するとともに、連絡手段を確保した上で災害応急対策業務に従事するものとする。

(5) 標識

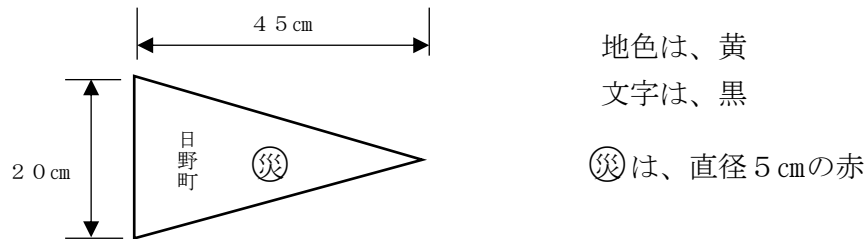
ア 腕章

災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、あらかじめ定められた腕章を帯用するものとする。



イ 標旗

災害時において使用する町本部の車両には、規則等により別段の定めがある場合のほかは、あらかじめ定められた標旗を帯用するものとする。



(6) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常配備体制の場合、全職員を災害応急対策業務に従事させる必要があるため、班長は職員の健康管理を十分に行い、早期に本部事務局と調整し、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

4 職員の派遣要請

町長は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難な場合は、県（日野振興センター）又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

(1) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、FAX、リエゾンを通じた要請その他の方法により要請し、後刻、速やかに文書を提出するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長は、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。

(3) 職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定を適用する場合には、当該、協定に基づくものとし、それ以外については、原則応援を受けた者が負担

するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

(4) 鳥取県災害時福祉支援チームの派遣

鳥取県災害時福祉支援チーム設置運営要綱に基づき福祉支援チームの派遣要請を行う。

ア 活動内容

- (ア) 福祉ニーズの把握及び及び要配慮者のスクリーニング
- (イ) 避難者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
- (ウ) 福祉避難所の運営支援
- (エ) 避難所の環境整備

イ 福祉支援チームを避難所等で円滑に受け入れられるよう、情報共有・連携等の受入体制を整備しておく。

ウ 避難所（福祉補難所）の運営訓練を行う場合は、福祉支援チームへの参加依頼を考慮する。

(5) 被災市区町村応援職員確保システムの運用

災害対応業務の支援について、県と密接に情報共有を行い「被災市区町村応援職員確保システム」を積極的に活用する。

ア 応援職員の派遣の目的

- (ア) 避難所の運営、罹災証明書の交付、家屋被害認定調査等の災害対応業務の支援
- (イ) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

イ 応援職員の受援体制

- (ア) 応援職員の受入調整窓口の設定
- (イ) 支援業務の調整（地理不案内による応援職員への同行など）
- (ウ) 人的応援受援計画等の作成（受援ニーズを調整する専属スタッフの配置を考慮）

5 県内外市町村への応援

(1) 町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合、又は他の被災都道府県から応援の求めを受けた県から当該被災都道府県内の市町村に対して応援の求めがあった場合には、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

(2) 町長は、被災地市区町村応援職員確保システムに基づき、県から災害マネジメント支援員等の派遣調整を受けた場合は、最大限協力するものとする。

(3) 町は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に、県又は被災地市町村からの職員派遣要請に対応するため、必要な知識、技術等を有する職員等をあらかじめ把握しておくものとする。

第4節 通信情報計画（気象警報等の伝達）

1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速、的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

2 気象警報等の伝達計画

(1) 注意報、警報、特別警報及び気象情報の種類並びに発表基準等

特別警報、警報、注意報、警報、特別警報及び気象情報の発表は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知する。

鳥取地方気象台

警報等の区分	現象の種類	発表基準		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮		高潮になると予想される場合	
	波浪		高波になると予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水	流域雨量指数基準	日野川流域=30.6、板井原川流域=14	
		複合基準※1	日野川流域=(7、30.5)	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	日野川流域=24.4、板井原川流域=11.2	
		複合基準※1	日野川流域=(6、19.5)	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		

	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%	
	なだれ	①積雪の深さ30cm以上あり降雪の深さ40cm以上 ②山沿いの積雪の深さ60cm以上あり次のいずれか 1 最高気温が8℃以上※2 2 かなりの降雨	
	低温	最低気温-4℃以下※3	
	霜	10月31日までの早霜 4月1日以降の晩霜 最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	12時間降雪の深さ：25cm以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	
土砂災害警戒情報	土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに県と気象台が共同で発表する。		

気象予報区域	府県予報区	鳥取県
	一次細分区域	中・西部
	市町村等をまとめた区域（日南・日野・江府）	日野地区

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は鳥取地方気象台の値

※3 気温は米子特別地域気象観測所の値

【参考】

- ①特別警報とは、予想される現象が特に異常（警報の発表基準をはるかに超える。）であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告して行う予報である。
- ②警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報である。
- ③注意報とは、災害がおこるおそれのある旨を注意して行う予報である。
- ④大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は、「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- ⑤土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨量の量を示す指標。（一般向け記載例：降った雨が、どれだけ土中に溜まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。
- ⑥流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。（一般向け記載例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予想される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。

ア 気象等情報

気象情報は、注意報・警報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

(ア) アラーム的機能

注意報・警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

(イ) 補完的機能

注意報・警報文では十分に説明できなかつた重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは注意報・警報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

イ 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような1時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

(ア) 発表官署：鳥取地方気象台

(イ) 発表基準：1時間雨量 90mm

ウ 洪水予報

「日野町水防計画」に定めるところによるものとする。

エ 土砂災害警戒情報

(ア) 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、町は、住民への情報の伝達について、防災行政無線等により、住民への周知に努めるものとする。

(イ) また県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に

	応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	実況雨量が発表基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第2タンク貯留量が降下状況にあるとき。

オ 土砂災害緊急情報

(ア) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいて、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（土石流及び河道閉塞による湛水等の高度な技術を要する土砂災害）は国が、その他の場合は、県が緊急調査を行う。

(イ) 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、町の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、町長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

カ 竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

発表官署	鳥取地方気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約1時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

(2) 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表

ア 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。

ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。

イ 二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらのうちの一部の注意報事項又は警報事項を継続する必要がある場合は、その注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

ウ 一種又は二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらの全部若しくは一部の注意報事項又は警報事項を継続するとともに、新たに注意報事項又は警報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとをあわせて、二種以上の注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

(3) 注意報・警報及び気象情報の地域細分

注意報・警報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「府県予報」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

本町は、一時細分区域は「中・西部」、市町村等をまとめた地域は「日野地区」、二次細分区域は「日野町」となる。

(平成22年度現在)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部（鳥取市南部の区域を除く区域）、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

(4) 関係機関への伝達

町長は、関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって町内の防災関係機関、住民等に周知するとともに防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町における警報等の取扱い

ア 気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

イ 勤務時間外における通信は、当直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ 当直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(6) 気象警報等の伝達及び方法

住民に伝達する場合は、防災行政無線を始め利用可能な様々な情報伝達手段により伝達に努めるとともに、消防機関、報道機関、防災関係機関等の協力を得て迅速かつ的確に住民に周知を図るものとする。

鳥取地方気象台から発表された警報等の伝達系統は、別表1、2のとおりである。

(7) 警報等伝達先

町に伝達された気象警報等及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

対象機関	広報手段
庁内各課	電話、電子メール、庁内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール
自治会長	電話、緊急速報エリアメール、町防災行政無線、必要に応じて口頭
消防団長	電話、町防災行政無線

(8) 土砂災害発生危険性に関する情報の伝達

- ア 県（日野振興センター）は、住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに町へ情報の伝達等を行う。
- イ 町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- ウ 町又は日野振興センターに情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- エ 町は、必要に応じて避難情報を発令する。

(9) 異常現象発見時の措置

ア 異常現象の種類

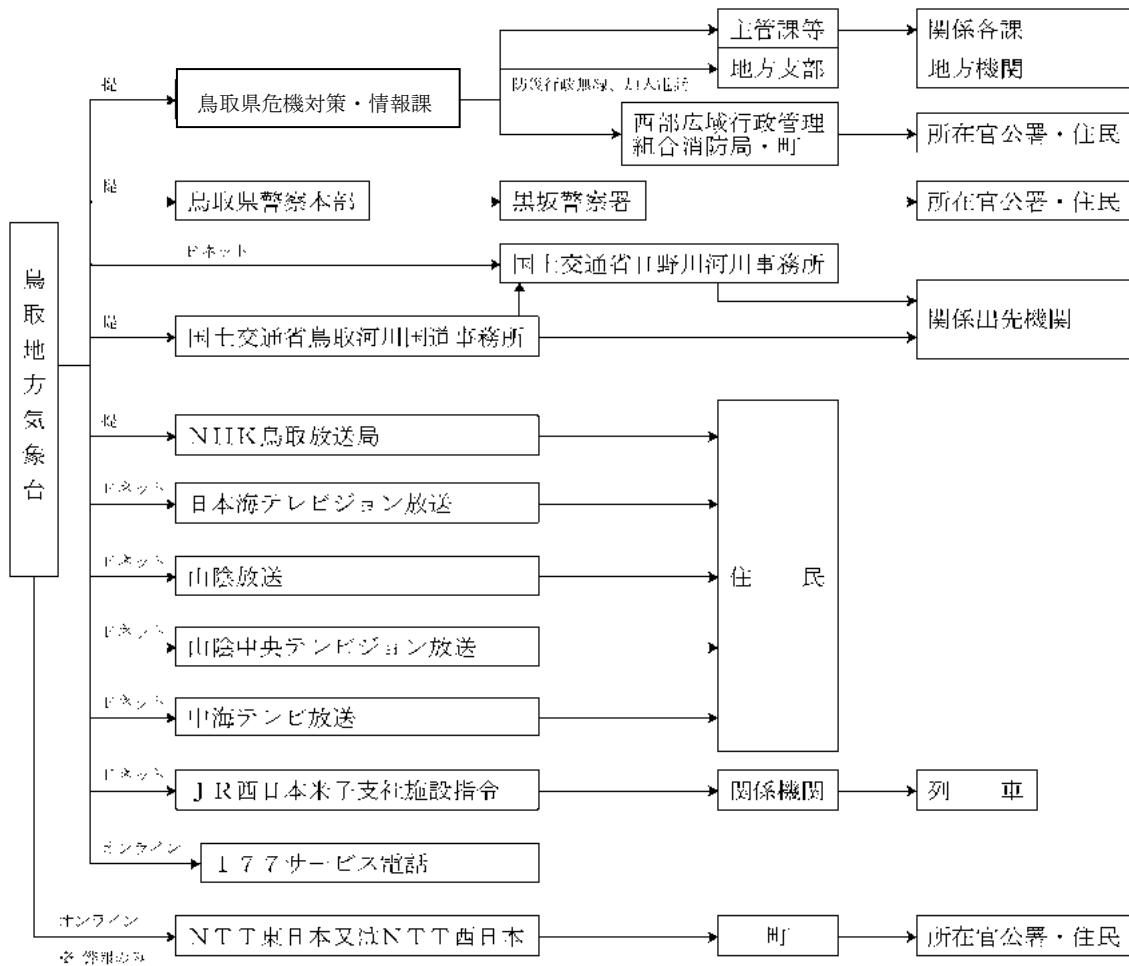
種 別	内 容
竜巻	農作物、農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等

イ 発見者の通報手続

- (ア) 異常現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報しなければならない。
- (イ) 通報を受けた警察官等は、速やかに町長、警察署長に通報するものとする。
- (ウ) (ア) 又は (イ) により通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等必要な措置をとるものとする。
 - a 鳥取地方気象台
 - b 日野振興センター
 - c 当該災害に係る隣接市町村

別表 1

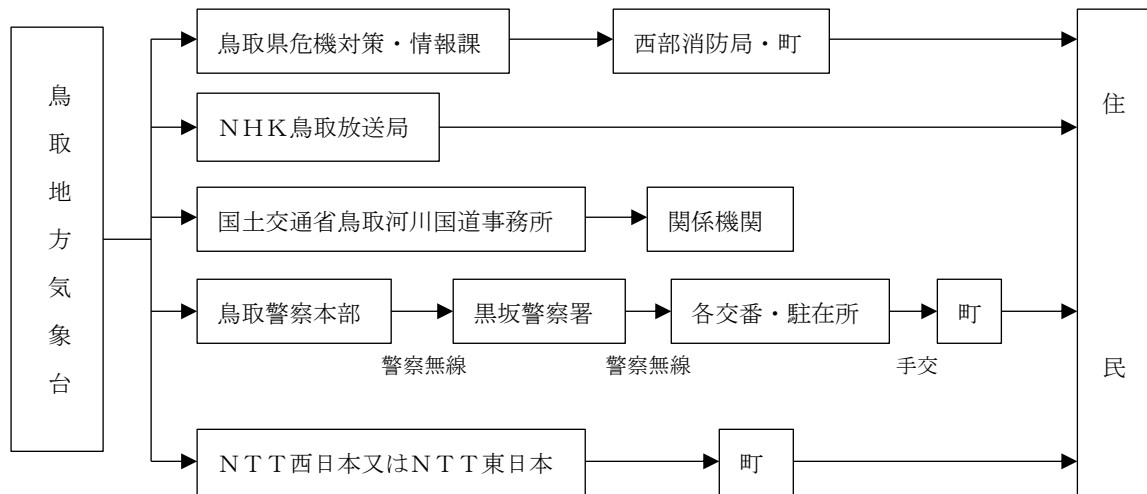
特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図



- (備考) 1 「提」は防災情報提供装置、「専」は気象専用回線を表す。
 2 「NTT東日本又はNTT西日本」とは、「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」を意味する。

別表 2

気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



(備考) 1 通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、手交等適切な手段により通知する。

2 「NTT西日本又はNTT東日本」とは、「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」を意味する。

3 雨量、水位等の収集計画

雨量、水位等の情報については、国、県及びその出先機関、気象台、国土交通省河川情報あるいは隣接市町村の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係のある河川の状況を把握する。今後災害が予想される地区においては、必要に応じ設置を検討するものとする。水位計の設置箇所は次のとおりである。

資料編	24 雨量観測所	P 65
	25 水位観測所	P 66

4 火災気象通報・火災警報及び水防警報等

(1) 火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理局）に通報する。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各消防局及び各市町村に対し通報する。

火災気象通報の通報基準（気象官署予報業務規則第 60 条）

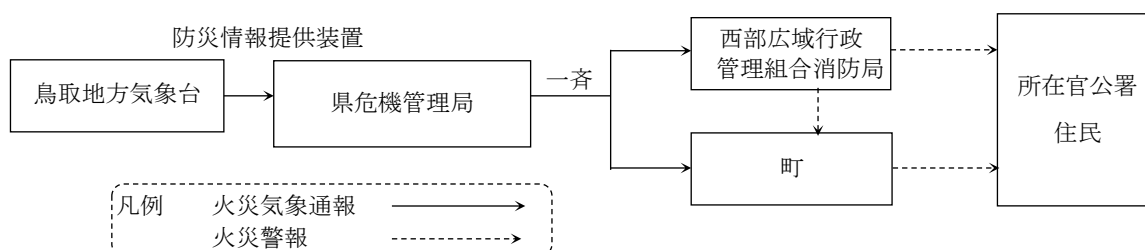
種 類	発 表 基 準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下がり、最大風速が7 m/s を超える見込みのとき。 平均風速10m/s 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 (ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある。)

(2) 火災警報の発令

西部消防局長が、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認め、火災に関する警報を発した場合には、町の防災行政無線等を通じて周知する。

(3) 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。



(4) 火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、次のとおり火の使用を制限される。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(5) 水防警報、洪水予報等の取扱い

「日野町水防計画」に定めるところによるものとする。

5 災害情報の報告

町は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等の災害に関する事項について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。）報告に当たっては、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月消防庁通知）、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月消防庁長官通知）による報告、鳥取県災害情報配信システム及び

災害時における被害情報等報告要領に基づく報告、その他所定の報告と一体的に行うものとする。

(1) 報告の時期

ア 即報

災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、県（本部事務局・危機管理局）及び日野振興センター（県土整備局）へ電話、電子メール又はFAX等により報告するものとする。

イ 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を定時（おおむね3時間から4時間ごと）に報告するものとする。なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

ウ 確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

エ 町の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し直接又は日野振興センターの所轄各部課を通じ、所定の様式により行うものとする。

(2) 災害報告取扱要領に基づく報告

ア 被災状況等の報告

(ア) 町は、把握した被害状況等について必要な事項を県に報告する。

(イ) 県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して必要な事項を消防庁長官に報告する。

イ 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 県又は町が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

(エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

(3) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 報告手続

(ア) 火災・災害等即報要領「第2即報基準」に該当する火災又は災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合には、災害等に関する即報を県（本部事務局・危機管理局）及び日野振興センターを通じて行うものとする。

(イ) 火災・災害等即報要領「第3直接即報基準」に該当する災害等が発生した

場合には、町は第1報を県に加え、消防庁に対して行うものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告を引き続き行うものとする。

(ウ) 町は、報告すべき災害を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。

イ 報告方法及び様式

(ア) 報告方法

災害等の即報にあたっては、区分に応じた様式に記載し、FAX等により報告するものとする。ただし、FAX等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合は、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料による報告に代えることができるものとする。

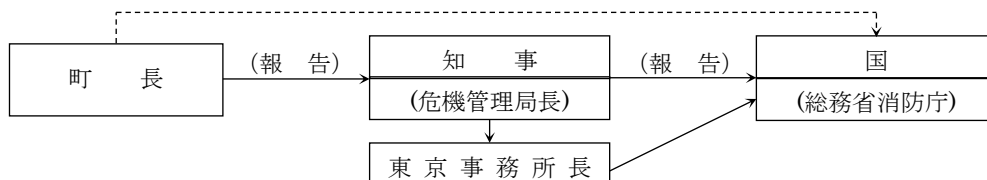
(イ) 様式（資料編参照）

- a 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式
- b 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式
- c 災害即報（災害一般、地震、風水害等）・・・第4号様式

(ウ) 基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

資料編	5	災害報告様式	P 8
	6	被害状況報告様式（総括・部門別）	P 9
	7	火災・災害等即報要領様式 （第1号様式・第2号様式・第3号様式・第4号様式）	P 12

(4) 報告（通報）系統



(参考) 国(総務省消防庁)への連絡先一覧

	N T T回線		防災無線		
平日 (9:30 ～ 18:15) 総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	電話番号	18-6-8090-5017	中央防災無線
				18-7-9049013	消防防災無線
				17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
	F A X	03-5253-7537	F A X	18-6-8090-5043	中央防災無線
				18-7-9049033	消防防災無線
				17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	電話番号	18-6-8090-5010	中央防災無線
				18-7-9049102	消防防災無線
				17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
	F A X	03-5253-7553	F A X	18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線
				18-7-9049036	消防防災無線
				17-5-048-500-9049036	地域衛星電話

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のF A X

6 町における収集要領

町による被害情報の収集は、次により行うものとする。

町は、県、黒坂警察署、西部消防局その他の機関からも情報収集に努め、的確な初動活動を行うものとする。

(1) 一般被害等の情報収集

収集した次の一般被害等に関する情報については、速やかに県が定める様式により日野振興センター及び県(危機管理局)に報告を行う。

一般被害等

- ・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・り災世帯数 ・り災者数
- ・避難準備・高齢者等避難開始(要配慮者避難)、避難勧告、指示発令の状況 ・避難所の設置状況・消防団員出動状況 ・災害対策(警戒)本部設置状況 ・避難者の状況(自主避難を含む)・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等 ・孤立集落関係 ・道路情報(通行止め)・放置空家・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況(各種被災地ニーズ)

(2) 被害の情報収集

ア 災害が発生したときは、各班は所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに当該班の班長に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告を行うものとする。

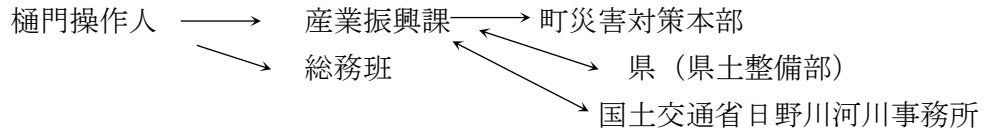
イ 各班長は、総務班に報告を行い、本部事務局は報告を受けた被害の状況等を取りまとめ、町長(本部長)に報告するとともに、被害状況に応じ、県(危機

管理局)に報告を行うものとする。

(3) その他関係施設被害の情報収集

ア 樋門

樋門施設被害については、次の系統により被害収集を行う。

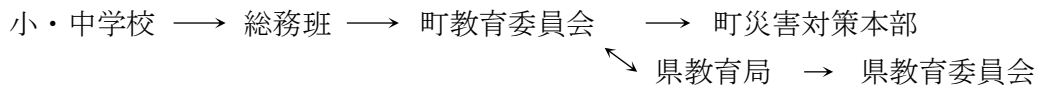


イ 公共交通機関

公共交通機関の運行状況(異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む。)等について、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を収集する。また、必要に応じ、直接問い合わせを行う。

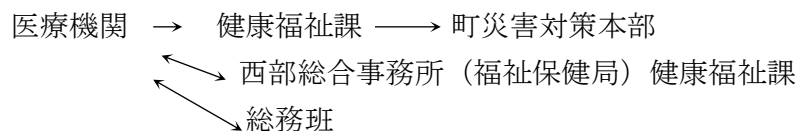
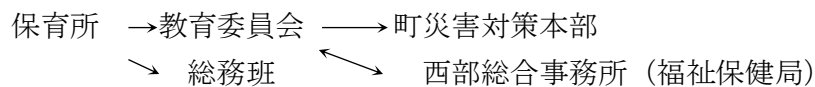
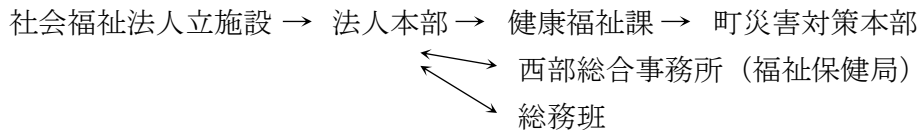
ウ 学校

学校施設の被害状況、休校、授業打ち切り、避難情報等の応急対策実施状況等については、総務班からの報告等により情報収集を行う。



エ 福祉保健施設

福祉保健施設学校施設の被害状況、避難情報等の応急対策実施状況等については、総務班からの報告等により情報収集を行う。



(4) 情報伝達・共有にあたっての留意事項

ア 情報の報告にあたっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。

イ 情報の伝達は、電話、電子メール、FAX、町防災行政無線、町ホームページ等により行う。

ウ 災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達、共有に活用するものとする。

エ 避難情報等の住民の身体の安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の

訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

7 個人情報の取扱い

(1) 安否情報の収集及び提供に係る方針

ア 大規模事故等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

イ 町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、事故に応じて個別具体的に、事故の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、鳥取県個人情報保護条例第8条第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

ウ なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

エ 安否情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

オ また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

(2) 町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

ア 収集

災害時における救援活動の緊急性に鑑み、個人情報の収集は行うが、その取扱いには十分留意するものとする。

イ 提供

(ア) 原則個人が特定される情報は提供しない。

(イ) 報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

(ウ) 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、

その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(個人情報の保護よりも公益が上回る例)

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

ウ 上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。

(○：全部収集・提供、△：一部収集・提供、×：収集・提供しない)

(ア) 人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
住所等	収集	△	住所及び発生場所 (大字まで)	○	住所及び発生場所	○	住所及び発生場所
	提供	△	"	△	住所及び発生場所 (大字まで)	△	住所及び発生場所 (大字まで)
性別	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
年齢	収集	△	年代まで	○		○	
	提供	△	"	△	年代まで	△	年代まで
氏名	収集	△	死亡の場合に限る	○		○	
	提供	△	"	△	死亡の場合に限る	△	死亡の場合に限る
被災状況	収集	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)
	提供	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで
発生原因	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
搬送先 病院	収集	×		○		○	
	提供	×		○	※どちらかにする。	○	
その他	収集	×		×		○	被災者について説明する内容(持ち物や服装、身体的特徴など)

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
	提供	×		×		○	〃

(イ) 住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
発生場所	収集	△	大字まで	○		○	
	提供	△	〃	△	大字まで	△	大字まで
所有者名	収集	×		○		○	
	提供	×		×		×	
破損状況	収集	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
浸水	収集	○	床上・床下	○	床上・床下	○	床上・床下
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
被害概要	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

(ウ) 避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
避難地域	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
世帯数	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
人数 (総数及び要援護者区分別人数)	収集	△	総数に限る	○		○	
	提供	△	総数に限る	○		○	
避難先 (場所、施設名)	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
避難時刻	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

8 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に実施するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行うものとする。

本町の通信施設としては、次の施設が整備されている。町は適切な通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

町職員への連絡手段とし、また関係機関や団体等との連絡手段として一般加入電話、携帯電話を活用する。

(2) 町防災行政無線

町は、各地区住民等への広報、町内関係機関及び町本部と災害現場等との通信連絡を行うため、町防災行政無線を活用し、通信の確保を行う。

(3) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と総合事務所、市町村、消防局、自衛隊等とを有機的に結んでいる。

町は県防災行政無線を活用し、県と情報連絡、被害報告等を行うとともに、総合事務所、近隣市町村等との連絡に活用する。

(4) 衛星携帯電話

一般加入電話及び携帯電話は、災害時において回線の輻輳や停波等により利用に制限がかかる可能性があるため、孤立地域や関係機関、団体等との連絡手段として衛星携帯電話を活用する。

9 通信手段の確保

町が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は防災行政無線、加入電話等により速やかに行うものとする。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル」を提供するので、町は平素からその利用方法等について周知に努めるものとする。

(1) 電話の利用

災害時優先電話の登録

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、町役場、小中学校等施設の電話をあらかじめ災害時優先電話として登録している。

(2) 電報の利用

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

(3) 防災行政無線の利用

次の通信優先順位により防災行政無線を活用する。

- ア 災害対策本部指令及び指示
- イ 被害状況報告
- ウ その他災害に関する連絡

10 通信途絶時における措置

(1) 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

運用要領は、以下のとおりである。

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (コ) 災害対策基本法第 57 条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (サ) 災害対策基本法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は町長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (シ) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (ス) 災害救助法第 24 条及び第 71 条第 1 項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (セ) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (イ) 本文(字数は、1通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。)
- (ウ) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。)

11 衛星携帯電話・無線電話等の活用

(1) 情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

(2) 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1,300台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車 1台 (発電容量100kVA)	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である
KDDI 中国総支社	携帯電話		20台	・申請書（郵送又はFAX）による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
NTTドコモ 中国支社	携帯電話		100台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		20台	

(3) 放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じて放送機関に対し放送を行うことを求めるものとする。

12 通信訓練等の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を実施する。

13 他の関係機関の通信施設の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき又は緊急を要するため特に必要があるときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき警察、消防、鉄道事業等の有線通信設備又は無線設備をあらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信できることとなっているので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

第5節 災害広報計画

1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関及び一般住民に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また住民の協力を得てさらに被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

2 広報の方法

事務局は、各班から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行うものとする。

(1) 庁内各班

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各班に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡するものとする。

(2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

(3) 一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめて防災行政無線の伝達方法を用いて広報する。

(4) 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮ったうえ、本部長(町長)、副本部長(副町長・教育長)あるいは本部長又は総務班長から特に指名された者が発表するものとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

対象機関	広報手段
庁内各課	電話、電子メール、庁内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール、広報車、町ホームページ、町防災行政無線
一般住民、被災者	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなび、Lアラート、緊急速報(エリア)メール
報道機関	電話、電子メール、FAX、VTRテープ

3 広報資料の収集

(1) 災害資料

通常は、第3章第4節「通信情報計画（気象警報等の伝達）」によるが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関等においても積極的に協力するものとする。

(2) 災害写真

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

(3) 担当班職員は可能な限り、取材活動を行ないその状況を写真及びVTRに収録する。

(4) 県への要請

必要に応じ、報道機関への資料提供等について県災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県危機管理局）に要請するものとする。

(5) 国土地理院からの情報提供

災害時に国土地理院（中国地方測量部）が提供を行う地理空間情報を有効に活用する。

4 広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりである。

(1) 気象の状況に関すること。

(2) 災害（被害）の状況に関すること。

(3) 避難に関すること。

ア 避難情報に関すること。

イ 収容施設に関すること。

(4) 応急対策活動の状況に関すること。

ア 救護所の開設に関すること。

イ 交通機関、道路の復旧に関すること。

ウ 電気、水道等の復旧に関すること。

エ 電話の利用と復旧に関すること。

(5) その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む。）。

ア 給水、給食に関すること。

イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。

ウ 防疫に関すること。

エ 臨時災害相談所の開設に関すること。

オ 医療に関する情報

カ 安否情報

キ 風評被害防止のための安心・安全情報

5 災害発生前の広報

災害が発生するおそれがある場合、災害の規模、程度、動向等を予測、検討し、事前に対応するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、各種伝達方法を用いて住民及び関係機関に周知するものとする。

6 広聴活動

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は、次により広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の設置

ア 町は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

イ また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

(2) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

(3) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

(4) 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、第3章第4節「通信情報計画（気象警報等の伝達）」による。

第6節 事前措置計画

1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

2 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は町長が行う。
なお、町長の要求に基づいて黒坂警察署長はこの事前措置の指示ができる。

3 事前措置の対象

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件は、次のとおりである。

(1) 設備

危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、ネオン看板等広告物、がけくずれのおそれのある土地その他不動産的なもの

(2) 物件

材木、石油、ガス等の危険物その他の設備以外の動産的なもの

4 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安その他必要な措置を行うものである。

(1) 設備

補修、補強、移転、除去、使用の停止等

(2) 物件

処理、整理、移動、撤去等

5 事前措置の指示基準

(1) 時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者等に対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行い得るよう事前の指導を行うものとする。

(2) 実施方法

原則として以下の別表の通知をもってあらかじめ指示の予告をしておくものと

するが、緊急やむを得ないときは口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。

別表

第 号
平成 年 月 日

殿

日野町長

事前措置の予告について（通知）

貴所有（占有）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づく事前の措置に対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

設備又は 物件の名称	所在地	数量	措置の方法	備考

第7節 避難計画

1 目的

この計画は、災害時における町長等が行う避難の指示、勧告等の避難情報の発令基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、その他必要事項は「日野町避難計画（平成28年3月）」で定めるものとし、「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参照するものとする。

2 実施責任者

災害による避難情報の発令については、それぞれの法律に基づき3「避難情報の発令及び伝達方法」(7)「避難の勧告、指示その他立入制限等一覧」に定める者が行うが、町長は関係機関と連絡を密にし、住民・滞在者の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、小中学校の児童生徒の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

3 避難情報の発令及び伝達方法

(1) 避難情報の類型と警戒レベル

災害発生のおそれの高まりに応じて住民が取るべき行動を直感的に理解できるように「警戒レベル（5段階）」を用いて避難情報を発令するとともに、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

ア 「警戒レベル1・2」は、気象庁が発表する。

イ 「警戒レベル3～5」は、町が発令する。

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	住民に求める行動
1	「早期注意情報」	・ 警報級の発表の可能性	・ 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2	「注意報の発表」	・ 洪水注意報 ・ 大雨注意報 など	・ ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認と避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。

3	<p>「避難準備・高齢者等避難開始」</p> <p>(避難行動要支援者避難)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況 <p>【相当情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報、洪水警報など 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者とその避難を支援する者は、計画された避難所への避難行動を開始する。 これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備をして危険と判断したら自発的に避難する。
4	<p>「避難勧告」</p> <p>※対象地区全員の立退き避難を基本とする。</p> <p>「避難指示(緊急)」</p> <p>※災害の発生が極めて高い状況において、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 前兆現象の発生や実況の切迫した状況 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 <p>【相当情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報など 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに、計画された避難所等への避難行動を開始する。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、避難場所への立退き避難はかえって危険と判断した場合には、近隣の安全な建物や自宅のより安全な部屋（2階など）へ移動するなど緊急避難する。
5	<p>「災害発生情報」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害の発生した状況 氾濫発生情報の他、県又は消防団等からの報告やカメラ映像等により災害が実際に発生していることを把握できた場合に可能な範囲で発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始（避難行動要支援者の避難）の発令

町は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者に対して避難を呼びかけるとともに安全な時間帯での避難に必要な対策を実施するものとする。

(3) 河川の氾濫等に係る避難情報の発令判断基準

河川の氾濫等については、国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川（日野川）、水位情報周知河川（板井原川）の水位等を参考情報として、町が避難情報を発令するものとし、具体的発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

(4) 日野川及び中小河川（板井原川を除く）の避難情報の発令判断基準等

ア 警戒すべき地区

- (ア) 本郷（野田橋から津地橋間）
- (イ) 三土
- (ウ) 追原
- (エ) 井ノ原地区上

イ その他

(ア) 水位観測所の水位

- a 日野川福長観測所（通常水位計）
- b 日野川三谷観測所（通常水位計）
- c 日野川福長観測所（危機管理型水位計）
- d 日野川小河内新黒坂橋観測所（危機管理型水位計）
- e 日野川野田橋観測所（危機管理型水位計）

(イ) ハザードマップ

ウ 日野川破堤・越水氾濫に係る避難情報の発令判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に防災気象情報や河川巡視等からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	日野川 福長水位観測所、三谷水位観測所（通常水位計）
対象地区	日野川沿い地区の一部
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位（福長 3.50m・三谷 3.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき（氾濫注意情報） ・ 大雨警報（浸水害）が発表されたとき ・ 洪水警報が発表されたとき ・ 洪水警報の危険度分布（警戒）
避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・ 河川管理施設の異常（漏水浸水等破堤につながる恐れのある被災等）の確認や越水の危険性が高まっているとき ・ 実況において、氾濫注意水を超えて引き続き水位の上昇が見込まれるとき
災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破堤を確認 ・ 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水

	等) や越水を確認したとき
--	---------------

エ 中小河川（日野川を除く）破堤、越水氾濫に係る避難情報の発令判断基準
 避難情報は、日野川及び板井原川の水位観測所の水位情報、雨量観測所の雨量情報並びに今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、日野川及び板井原川の発令基準に準じて発令する。

オ 避難すべき区域

簡易洪水浸水想定区域図による区域

想定浸水深	対象地区	災害の様相
0. 5 m未満	貝原の一部、漆原（下本郷）の一部、下榎の一部、上本郷の一部、追原の一部、上菅の一部、漆原（上菅）の一部、高尾の一部、濁谷の一部、三土の一部	床下浸水
0. 5 m以上 3. 0 m未満	貝原の一部、漆原（下本郷）の一部、野田の一部、下榎の一部、上本郷の一部、久住の一部、追原の一部、畑の一部、上菅の一部、漆原（上菅）の一部、諏訪の一部、井ノ原の一部、高尾の一部、濁谷の一部、秋縄の一部、三土の一部	床上浸水
3. 0 m以上 5. 0 m未満	漆原（下本郷）の一部、畑の一部、井ノ原の一部	床上浸水

(5) 板井原川の避難情報の発令判断基準等

ア 警戒すべき区間

根雨上橋から日野川合流点 左岸・右岸

イ 特に注意を要する区間

重要水防箇所（上橋下流 400m）浸水深 1.0m～2.0m未満の区域

ウ その他

（ア）水位観測所の水位

a 板井原川根雨第二水位観測所（通常水位計）

b 板井原川金持大橋観測所（危機管理型水位計）

（イ）ハザードマップ

エ 板井原川破堤・越水氾濫に係る避難情報の発令判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に防災気象情報や河川巡視等からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	板井原川 板井原根雨第二水位観測所（通常水位計）
対象地区	日野町根雨地区の一部、高尾地区の一部、金持地区の一部
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位（1.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき（氾濫注意情報） ・大雨警報（浸水害）が発表されたとき ・洪水警報が発表されたとき ・洪水警報の危険度分布（警戒）
避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水浸水等破堤につながる恐れのある被災等）を確認したとき ・避難判断水位（1.80m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき（氾濫警戒情報） ・氾濫危険水位（2.40m）に到達したとき（氾濫危険情報） ・洪水警報の危険度分布（非常に危険）
災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ・氾濫発生情報を確認したとき

オ 避難すべき区域

板井原川洪水ハザードマップ及び簡易洪水浸水想定区域図による区域

想定浸水深	対象地区	災害の様相
0.5m未満	根雨1区の一部、根雨2区の一部、根雨3区の一部、根雨4区の一部、根雨5区の一部、根雨6区の一部、高尾の一部、金持の一部	床下浸水
0.5m以上 3.0m未満	根雨1区の一部、根雨2区の一部、根雨3区の一部、根雨4区の一部、根雨5区の一部、根雨6区の一部、高尾の一部、金持の一部	床上浸水
3.0m以上 5.0m未満	根雨1区の一部、根雨3区の一部、高尾の一部	床上浸水

(6) 大畑第2池（下上菅）決壊による避難すべき区域

想定浸水深	対象地区	災害の様相
0.5m未満	下上菅の一部	床下浸水
0.5m以上 3.0m未満	下上菅の一部	床上浸水

(7) 土砂災害に係る避難情報の発令判断基準

土砂災害については、県が県ホームページ等で提供している土砂災害警戒情報（土砂災害危険度判定図）を参考情報として、町が避難情報を発令するものとし、

具体の発令に当たっては、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の数

(ア) 土砂災害警戒区域 276 箇所

(イ) 土砂災害特別警戒区域 254 箇所

(ウ) 土砂災害の発生のおそれある溪流や斜面の分布

日野町全域にわたり、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり箇所が多い。

(エ) 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去の災害実績では、総雨量 100mm を超えたり、時間雨量 20mm を超えると土砂災害が多発する傾向あり
- ・融雪期には地すべりが多発する傾向あり

イ 土砂災害に係る避難情報の発令判断基準

以下の基準を参考に防災気象情報や町内巡視等からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

対象地区	日野町全域
区 分	日野町根雨地区・日野町日野地区・日野町黒坂地区・日野町菅福地区
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）が発表されたとき ・前兆現象と思われる情報があったとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）が発表されたとき
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で、前兆現象が発見されたとき ・記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・当該地区で土砂災害の前兆現象が発見されたとき
災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が実際に発生したことを把握したとき
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等から判断して夜間の避難が危険と判断した場合又は豪雨、暴風などが予想される場合は、躊躇せず避難情報を発令して危険性を周知するが、屋内での安全確保等の避難行動を促す。

* 土砂災害警戒情報：大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、鳥取県と鳥取地方気象台が共同で発表する防災情報。

* 土砂災害の危険度分布

土砂災害に関するメッシュ情報（注意）：【警戒レベル 2 相当】

〃 〃 （警戒）：【警戒レベル 3 相当】

〃 〃 （非常に危険）：【警戒レベル 4 相当】

〃 〃 (極めて危険) : 【警戒レベル4相当】

(8) 菅沢ダム操作に係る避難情報の発令基準

対象地区	日野川沿い地区
避難準備・高齢者等避難開始	・菅沢ダム管理支所より、下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作（放流量 100 m ³ /s を超える放流操作）に移行する可能性がある旨の連絡があった場合
避難勧告	・菅沢ダム管理支所より、おおむね3時間後に異常洪水時防災操作を実施する旨の連絡があった場合
避難指示（緊急）	・菅沢ダム管理支所より、おおむね1時間後に異常洪水時防災操作を実施する旨の連絡があった場合 ・菅沢ダム管理支所より、異常洪水時防災操作を開始した旨の連絡があった場合

(9) 避難情報の発令

ア 町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

(ア) 町長不在時の発令代行順位

- 第1位 副町長
- 第2位 教育長
- 第3位 総務課長

(イ) 発令の判断に必要となる情報の確実な入手体制の整備

(ウ) 災害種別に応じた避難所・経路の事前の選定

(エ) 避難情報の早期発出と住民に求める行動について理解促進に努めるものとする。

イ 町長は、避難情報発令基準に達しない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難情報を発令する。

ウ 町長は、切迫性のある避難情報の確実でわかりやすい伝達について、例文を作成するなど早期に対応できる体制を整えておくものとする。

エ 夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発令に努めるものとする。

オ 町長は、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域からの退去を命ずるものとする。

カ 避難情報を発令した場合は、災害対策基本法第60条第3項の規定に基づき、速やかに県（危機対策・情報課）に報告するものとする。

(10) 避難情報の伝達

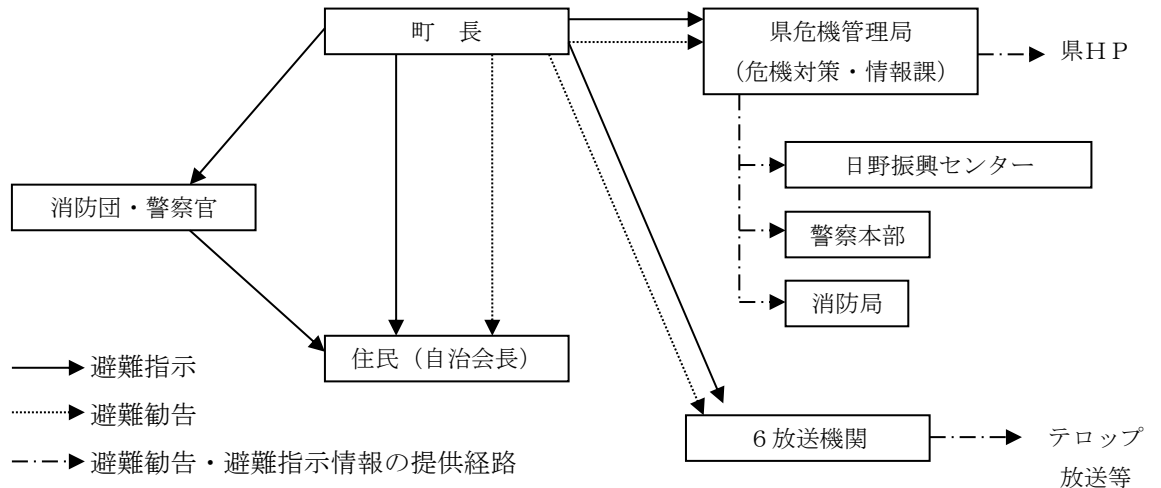
ア 町は、避難情報を発令したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報

伝達を行う。

イ 放送機関（NHK鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰・中海テレビ放送）及び県危機管理局には、鳥取県災害情報配信システム（Lアラート）を活用して情報伝達を行うものとする。

なお、要配慮者に対する情報伝達は特に配慮して行うものとし、詳細については第3章第34節「要配慮者・避難行動要支援者対策の強化」に定めるところによる。

避難情報の伝達フロー



(1) 避難の勧告、指示その他立入制限等一覧

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の勧告 (知事に報告)
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要がある、急を要すると認めるとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (知事に報告)

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般について	上記の場合において町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 （公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知）
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般について	1 同上において町長が指示できないと認めたとき。 2 同上において町長から要求があったとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 （町長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者（町長））	水防法（昭和24年法律第139号）第29条	洪水について	洪水により危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示（水防管理者（町長）のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき。	同上（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）。
	自衛官	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	災害全般について	同上の場合において警察官がその場にはいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき。	同上（公安委員会に報告）
立入制限退去命令	町長	災害対策基本法第63条第1項	災害全般について	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき。	災害応急対策従事者以外の者の立入制限禁止、警戒区域からの退去命令

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	警察官	災害対策基本法第63条第2項	災害全般について	同上の場合において 1 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき。 2 町長が要求したとき。	同上（町長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第63条第3項	災害全般について	町長その他災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上（町長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条第1項	洪水について	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき。	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	洪水について	同上の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上
出入制限退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第28条第1項	火災について	火災について消防警戒区域を設定したとき。	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上
出入制限退去命令 火気使用禁止	消防長又は 消防署長	消防法第23条の2第1項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき。	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上（消防吏員等に通知）

4 避難情報の伝達及び報告

(1) 関係住民への伝達

ア 伝達方法

町長は避難情報を迅速かつ確実に次の最も適当な方法により関係住民に対しその旨伝達するものとする。

(ア) ラジオ、テレビ放送の利用

日本放送協会その他民間放送局に対して避難情報を提供することで、報道機関により住民への情報発信が行われるよう努める。

(イ) 町防災行政無線の利用

(ウ) 広報車の利用

町、消防団、黒坂警察署等の広報車により巡回を行う。

(エ) 伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難情報について関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により自治会長又は消防団員等が戸別訪問により伝達するものとする。

(オ) サイレン、FAX等

その他警鐘、サイレン等をならして伝達、周知させる。

(カ) メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メールの利用

イ 伝達事項

(ア) 区域の範囲

(イ) 想定される危険の種類

(ウ) 避難所

(エ) 避難所に至る避難路

(オ) 避難情報の伝達方法

(カ) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

(キ) 避難に際しての注意事項

a 火の始末、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、戸締りを確認する。

b 家財や家電、貴重品などは安全場所へ移動する。

c 食料、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限度の非常持出品を携行する。

d 動きやすい服装で、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。

e 避難は2人以上で行い、避難行動要支援者の避難に協力する。

f 道路が冠水しているときは、見えないマンホール、用水路などに注意する。

g 感染症リスクが危惧される場合は、マスクの着用と感染症対策物資を持参する。

(2) 避難情報発令についての留意すべき事項

- ア 町長は、町における災害の発生状況、危険箇所等の調査を行い、避難情報を発令する場合の伝達方法等をあらかじめ講じておくものとする。
- イ 町は、住民等に対して避難情報を発令するにあたり、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。
- ウ 町は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報等に対する警戒レベルを明確にしたとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(3) 関係機関への連絡

町長は避難情報の発令を行ったとき、又は警察官等からの避難指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し協力を求めるものとする。

- ア 日野振興センター
- イ 黒坂警察署、町内駐在所等
- ウ 避難予定の施設の管理者等
- エ 隣接市町村
- オ 西部消防局、町消防団

5 避難情報の解除

町長は避難情報の発令を行った後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難情報の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難情報の発令に準じて行う。

なお、町長以外の者が実施したものについては、避難指示の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

6 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。

- (1) 避難所までの避難は極力単独行動を避け、家族あるいは地域ぐるみで早めの避難を心がけること。

- (2) 道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
- (3) 切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

7 住民等の避難誘導

(1) 避難経路

避難経路については、災害時の道路状況、安全度等確認のうえ、安全な経路を選び誘導するものとする。

(2) 避難の誘導

避難の誘導は救護・給与班等町職員及び警察官、消防団員その他自治会の長等の協力を得て行うものとする。

(3) 避難の順位及び移送の方法

ア 避難の順位

(ア) 避難させる場合は要配慮者を優先する。

(イ) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。

イ 移送の方法

自力での避難、立退きが不可能な場合又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは病院等の患者その他施設の老人、子供の避難については車両、ロープ等の資器材を利用する。

ウ 高齢者等要配慮者への対応措置

町は、「避難行動要支援者個別支援計画」に基づき、要配慮者の安否を確認し、避難支援を迅速・的確に実施する。

一人暮らし高齢者については自治会長、民生・児童委員等が訪問し、自家用車又は人力等で避難地へ誘導するものとする。

エ 避難上の留意事項

(ア) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。

(イ) 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

(ウ) 避難所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

(エ) 避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。

オ 知事及び隣接町村への応援要請

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、町長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が緊迫しているときは、町は隣接町村、黒坂警察署等と連携して

実施するものとする。

(4) 避難所運営の人的応援要請

ア 被災市区町村応援職員確保システムの運用

イ 鳥取県災害時福祉支援チームの要請 など

8 避難所

避難所は以下により開設し、避難者の収容を行うものとする。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意すること。

(1) 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は町長（本部長）が行う。

(2) 避難所の選定

ア 発生した災害又は発生のおそれがある災害の種類に応じて、指定緊急避難場所の中から選定する。

イ 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用も検討する。

ウ 適当な避難所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮収容施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設する。

エ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・一時について適否を検討する。

(3) 避難所の開設及び収容保護

町は、必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは、施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。

ア 町は、自主避難者を考慮し避難情報の発令前においても的確に避難所の開設を行う体制を確保する。

イ 町は、避難情報を発令したとき（自主避難の場合を含む。）は、避難所を開設し、避難者を収容保護するものとする。

ウ 町は、夜間等に施錠されている施設を避難所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに避難所の開設を行う。

9 指定避難所の運営管理

- (1) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するか、福祉避難スペースを確保するものとする。
- (2) 避難所の運営は救護・給与班が自主防災組織（地域住民等）の協力を得て実施する。その際、町は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織が主体的に関与する自主運営組織に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 町は、自主防災組織（地域住民等）の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ自主運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）
- (4) 避難所を開設し、避難住民を収容したときは救護・給与班長は、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を配置する。その際、乳幼児や老人等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議のうえ連絡員に団員を委嘱することができる。
- (5) 連絡員は、避難住民の実態を把握し、絶えず本部と情報連絡を行うものとする。
- (6) 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官の配置を要請する。
- (7) 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (8) 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。
- (9) 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。
- (10) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、

洗濯等の頻度、医師、保健師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (11) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等宿泊施設への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用により、避難所の早期解消に努める。
- (12) 感染症が蔓延している状況下においては、避難所などの密集した環境下での集団生活等により、感染症リスクが高まる危険性があることから、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すとともに、あらかじめ町民の理解と協力を得ておくものとする。

10 要配慮者対策

第3章第34節「要配慮者・避難行動要支援者対策の強化」による。

11 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町長が確保するものとする。ただし、現地において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。県は、これを確保のうえ輸送するものとする。

12 報告及び記録

- (1) 避難所を開設したときは、町長は次の事項について速やかに県（本部事務局又は危機管理局）に報告するものとする。

なお、報告事項に変更があった場合は、その都度報告するものとする。

 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 避難所開設数及び収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (2) 避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理等のための災害救助法で定める様式による正確な記録をするものとする。

13 ペット対策

ペットは、飼い主にとって大切な家族であるとともに、災害時に置き去りにすることは、地域の衛生環境の悪化につながる。しかし、災害時はペットへもストレスがかかるため、日頃からのしつけやペット用の備蓄等を事前に準備するとともに、他の避難者の理解を得ることも必要である。

飼い主同士が協議して、飼育ルールの徹底、共同での飼育など、ペットの避難所受入れについては、次の事項を基本として避難所の状況、環境等に応じて対応する

ものとする。

- (1) 避難所の屋内外で飼育スペースを確保し、ペットを持ち込んだ避難者は受付に届け出る。ただし、居住スペース内へのペット（盲導犬等の補助犬を除く）の持ち込みは厳禁とする。
- (2) ペットは、避難者が持参するリードやゲージ等を活用し、ペット用の備蓄品を確保することを原則として、ペットの避難準備、飼育管理、健康管理は、飼い主の責任において実施する。
- (3) なるべく決められた時間に給餌し、残った餌は必ず始末する。
- (4) 排泄は特定の場所でさせ、後始末は適切に行う。
- (5) 一時預かり施設等が確保できた場合は周知を行い、そこに預けるよう協力を依頼する。

14 避難所以外等での避難生活者への対応

- (1) 町は、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。
また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県(本部事務局又は危機管理局)への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。
- (2) また、車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
- (3) 対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

15 避難所以外での避難等の安全確保

- (1) 周囲の状況や時間帯など避難場所への立退き避難がかえって危険である場合は、近くの丈夫な建物や自宅のより安全な部屋（崖から離れた2階の部屋など）へ移動するなど緊急避難を促す。
- (2) 防災マップやハザードマップなどで地域のリスクを確認して、自宅での安全確保が可能な場合は、自宅に留まるか、安全な場所に住んでいる親戚や知人宅等への避難も検討するよう促す。
- (3) 上記については、予め住民に正しく周知するものとする。

16 事業所、社会福祉施設、医療機関等における避難対策

社会福祉施設、医療機関、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を樹立し、町長、消防局、警察等と緊密な連絡を取り、

災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知せしめるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わしめるよう措置しておくものとする。

また、各施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年1回は、避難訓練を実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難の指示等の伝達方法
- (4) 避難誘導責任者及び補助者
- (5) 避難誘導の要領及び措置
- (6) 避難に際しての携行品

17 学校等における避難計画

保育所及び学校における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、何よりも児童生徒等の生命、身体、心の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(1) 実施責任者

保育所においては救護・給与班長、小、中学校においては教育長が管内児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各学校長、保育所長に対し、各学校、保育所の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

(2) 実施要領

ア 避難の指示は、町長等の指示によるほか、安全性を考え早期に実施するものとする。

イ 避難の指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校（保育所）から順次指示するものとする。

ウ 児童生徒等の避難順位は、低学年、障がい児等を優先して行うものとする。

エ 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。

オ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童生徒等をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。

カ 集団避難が必要なときは、町等と連携して速やかに避難行動を開始する。

なお、児童生徒等が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。

キ 町は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

(3) 留意すべき事項

ア 教育長及び救護・給与班長の各学校（保育所）への通報、連絡は、迅速確実

に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。

イ 学校長及び保育所長は、おおむね次の事項を計画しておくものとする。

(ア) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難所の選定

(ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

(エ) 災害種別に応じた児童生徒等の携行品

(4) 学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握する。

イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。

(ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」に定める次の報告系統により、直ちに報告を行う。

学校長→町教育委員会→県西部教育局→県教育委員会（小中学校課）

(イ) 措置の内容を速やかに児童生徒等及び保護者に連絡

(ウ) 児童生徒等の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は町等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童生徒等がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

(エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

ウ 校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

エ 児童生徒等が家庭にある場合における連絡網を整備するものとする。

オ 学校長（保育所長）は、災害種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員へ理解を深めておくものとする。

(5) 保育所の避難措置

ア 保育所については早期の避難準備が必要となることから、町は通常の避難勧告等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。

イ また、災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育所に指示するものとする。

18 災害救助法が適用された場合の避難所の開設

(1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

(2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

(3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための

賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として1人1日当たり330円以内とすること。

- (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- (5) 10月から3月の間で特に採暖等のため経費が必要なときは、内閣府と連絡調整の上、必要額を加算することができる。
- (6) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等によりホテル、旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
- (7) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

19 広域一時滞在

(1) 県内における広域一時滞在

ア 被災市町村

(ア) 被災市町村は、被災住民の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数、その他必要事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

(イ) 被災市町村は、県に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

イ 協議先市町村

協議を受けた市町村は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難先を提供する。

(2) 県外における広域一時滞在

被災市町村は、被災住民の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があるときは、県に対し具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数、その他必要事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

(3) 他の都道府県から協議を受けた場合

ア 県

県は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村と協議する。

イ 市町村

市町村は、県からアの協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民の受入れ、避難所を提供する。

(4) 被災住民に対する情報提供と支援

ア 被災市町村は、広域一時滞在を受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

イ 広域一時滞在を受入れた市町村は、被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに生活支援に努めるものとする。

20 避難所における感染症対策

関係各課及び県福祉保健部局と連携して対応にあたるものとする。

- (1) 可能な限り多くの避難先を確保すること。
- (2) 体調不良者への対応のため、一般の居住スペースの他、個室（教室等別室）等の活用も検討すること。
- (3) 避難者の健康状態を適宜確認すること。
- (4) 避難所内での十分な換気を実施すること。
- (5) 避難者の十分なスペースを確保すること。また、飛沫感染防止対策のため、ダンボールベットや間仕切りの配置も検討すること。
- (6) 避難所の衛生環境の確保と衛生対策の徹底すること。
- (7) 症状が出た避難者のための専用スペースの確保すること。
- (8) 住民に対しては、以下の内容について事前の周知を行うこと。

ア 避難する前

(ア) 住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認すること。

既に体調不良の場合は、町又は指定の機関に事前相談すること。

(イ) ハザードマップ等で地域の災害リスクを確認し、自宅での安全確保が可能な場合は、感染リスクを考慮して自宅に留まるか、安全な場所に住んでいる親戚や知人宅等への避難も検討すること。

(ウ) 可能な限り、必要な備蓄品は持参すること。特に自身の感染症対策に必要な物は準備すること。（食料、水、マスク、体温計、消毒液、常備薬、上履き、ゴミ袋など）

イ 避難の受付時

(ア) 住民一人ひとりが、自身の健康状態を申告すること。

ウ 避難所での生活期間中

- (ア) 基本的な衛生対策を徹底すること。(マスク着用、手洗い、咳エチケットなど)
 - (イ) 避難者同士が十分な距離をとること。(例：概ね2 m)
 - (ウ) 体調不良の場合は、避難所運営責任者等に報告すること。
- (9) 避難所における感染症対策マニュアルは、別に定めるものとする。

21 地域住民等との連携

災害時において避難が長期化する場合、避難所の運営には多大な人員が必要となるが、町職員が避難所運営に全面的に従事するあまり、他の災害対応業務あるいは復旧・復興業務が停滞し、結果的に被災住民が不利益を被るおそれがある。

このため、開設当初は町職員が主体となって避難所運営にあたることとするが、できるだけ早く地域住民、避難者による避難所の自治、自主運営が可能となるよう連携した避難所運営マニュアル等の整備を行うものとする。

第8節 消防活動計画

1 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 実施機関及び活動内容

西部消防局及び町は、災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

(1) 町災害対策本部

町災対本部は、人員、装備を動員し、次の活動を実施する。

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 水防活動
- オ 住民の避難誘導
- カ 町は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

(2) 西部消防局

西部消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を実施する。

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 救急活動
- オ 水防活動
- カ 住民の避難誘導

(3) 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を実施するものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町災対本部、西部消防局、警察等へ通報する。
- カ 消防活動を行うときは、可能な限り町災対本部、西部消防局、警察等の防災

関係機関と連携を図る。

3 災害現場における各機関の連携

災害現場では、防災関係機関及び団体並びに地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いため、各機関及び団体並びに住民の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ相互に十分な連携（相互体制、役割分担、活動区域、連絡方法等）を図るものとする。

4 消防広域応援計画

第3章第10節「広域応援・受入計画」による。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防局は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第9節 ヘリコプター活用計画

1 目 的

この計画は、災害が発生した場合、ヘリコプターを有効に活用して被災状況に関する情報収集、救助活動、傷病者の救急搬送、救援物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 災害対応するヘリコプター

災害対応する主なヘリコプターは、次のとおりである。

災害対応ヘリコプター	要請手順	備 考
鳥取県消防防災ヘリコプター	①町→県 ②西部消防局→県	
緊急消防援助隊航空部隊 (消防防災ヘリ)	①西部消防局→県→消防庁 ②県→消防庁	地上部隊も含めた都道府県隊として要請
広域航空消防応援 (消防防災ヘリ)	西部消防局→県→消防庁	
警察本部航空隊 (県警ヘリ)	県→県警本部	
海上保安庁ヘリコプター	県→第八管区海上保安本部	
自衛隊ヘリコプター	県→第8普通科連隊	
鳥取県ドクターヘリコプター	①県→基地病院 ②西部消防局→基地病院	鳥取大学医学部附属病院
島根県ドクターヘリコプター	西部消防局→基地病院	島根県立中央病院

3 ヘリコプターの活動内容

ヘリコプターの主な活動内容は、次のとおりである。

活動種別	内 容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	消防防災・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケツ等を活用した空中消火	消防防災・自衛隊
人員、物資輸	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び	消防防災・警察・海上保安

送	飲料水、食料、医薬品等の救援物資輸送	庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

4 鳥取県消防防災ヘリコプター

(1) 緊急運航の原則

緊急運航については、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「災害時の相互応援に関する協定」並びに「鳥取県航空消防支援協定」の定めるところによるものとする。

(2) 運航規程

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」並びに「夜間の地震等大規模災害時における鳥取県消防防災ヘリコプターの対応基準」の定めるところにより運航する。

(3) 運航体制

常駐基地	鳥取空港内（鳥取県消防防災航空センター）
活動日	365日（整備点検等で運航できない日を除く）
運航時間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、午前8時30分から午後5時15分（午後5時15分までに日没となる場合は日没）までとする。 ・緊急時において運航管理責任者（鳥取県消防防災航空センター所長）が特に認める場合は、日の出から日没までとする。 ・大規模災害時において、統括管理者（危機管理局長）が特に認める場合は、夜間における災害応急対策活動を行う。ただし、原則として市街地海岸線の地域に限る。

(4) 応援要請の原則

町長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- ア 災害が町と隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 災害が町及び西部消防局の消防力等によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(5) 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の全ての要件を満たす場合に行うものとする。

公共性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害等から保護する必要があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、町民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）

非代替性	県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合)
------	--

(6) 緊急運航の基準

緊急運航は、(5)の要件を満たし、かつ次の災害応急対策活動のいずれかに該当する場合に運航するものとする。なお、「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」に定める、「火災防御活動」、「救急活動」、「救助活動」は、この計画には含まないものとする。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送
- ウ 災害に関する情報等の伝達広報活動
- エ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者（鳥取県消防防災航空センター所長）が認める場合

(7) 緊急運航の要請

緊急運航は、町域に災害が発生した場合、町長又は西部消防局長（以下この節において「町長等」という。）は、運航管理責任者に対して、電話等により災害等の種別及び場所等、求める活動等、必要な事項を明らかにして速報後、資料編28「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」により要請を行うものとする。なお、要請書による要請を行ういとまがない場合は、電話等による要請とし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

【応援要請先】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
鳥取県消防防災航空センター	鳥取市湖山町北4丁目344-2	0857-38-8119	0857-38-8127

(8) 受入体制

応援要請を行った場合、町長等は県消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、町長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 給水場所の確保
- エ その他必要な地上支援等

(9) 災害状況等の報告

運航管理責任者が災害の状況を把握する必要があると認めるときは、緊急運航を要請した町に対して、資料編29「災害状況等報告書（消防防災ヘリ）」により報告を求めることがある。

(10) 運航経費の負担

鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領に基づく緊急運航に

要する経費は、原則として鳥取県が負担する。

5 鳥取県ドクターヘリコプター

(1) 災害時の要請

災害時の出動は、県、西部消防局等の関係機関からの要請に基づくことを原則とする。要請に基づかない自主的出動は、原則として行わない。

(2) 消防防災ヘリコプター等との連携

消防防災ヘリコプター等が行う救出又は救助が必要な場合で、傷病者を消防防災ヘリコプター等又は消防機関の救急自動車により医療機関に搬送するよりも、直近離着陸場所においてドクターヘリに引継ぐ方が救命等の観点から効率的であると判断する場合は、消防防災ヘリコプター等とともに、ドクターヘリの出動を要請し連携した活動を行うものとする。

(3) 通常運航の停止と災害運用の周知

災害運用時には、通常運航を一時的に停止し、ドクターヘリ運航管理室は、速やかに災害運用の旨を西部消防局及び県へ周知する。

(4) 災害時の業務

災害時のドクターヘリの業務は、通常運航時の業務のほか、次の業務とする。

ア 医師・看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動

イ 傷病者の広域医療搬送及び地域医療搬送

ウ 医薬品、医療資機材等の輸送等の後方支援

エ 被害状況の把握

オ その他県災対本部又は関西広域連合が必要と認める業務でドクターヘリによる実施が適切なもの

(5) 搬送費用等

搬送自体の費用については、傷病者の負担はないが、救急の現場等での治療に伴う医療費を医療保険制度に基づき傷病者本人又は家族に請求することとなる。

(6) その他「鳥取県ドクターヘリ運航要領」に基づくものとする。

6 その他のヘリコプター

各事業主体で定める基準、要領等に基づくものとする。

第 10 節 広域応援・受入計画

1 目 的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

2 県内自治体への応援要請

町災対本部は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第 67 条、第 68 条の規定及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、県及び被災地外の県内各市町村に応援を要請するものとする。

また、県又は県内各市町村から応援を要請された場合は、正当な理由がない限り応援要請に応じるものとする。なお、県内各市町村が被災し、災害の実態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認める場合は、要請を待つことなく必要な応援ができるものとする。

(1) 応援の種類

- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時収容するための施設の提供
- カ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 応援要請の手続等

- ア 応援要請は電話、FAXその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。
- イ 応援要請に当たっては次の事項に明確にし、応援が確実に迅速にできるようにする。
 - (ア) 被害の状況
 - (イ) (1)アからウに掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資等の品名、数量等
 - (ウ) (1)エに掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
 - (エ) (1)オに掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
 - (オ) 応援場所及び応援場所への経路
 - (カ) 応援の期間
 - (キ) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(3) 連携備蓄の応援

ア 被災市町村は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（本部事務局又は危機管理局）に必要な物資の種類及び数量について報告するものとする。

イ 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

ウ 被災地外の市町村は、一定以上の大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、町の被害が軽微なもの以下と判明した後、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

エ その他、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」によるものとする。

(4) 応援費用の負担

ア 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

イ 応援を受けた市町村が経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 県外自治体への応援要請

町災対本部は、災害応急措置実施のため必要がある場合は、災害対策基本法第67条及び災害時の相互応援に関する協定に基づき、県を通じて他県の市町村に応援を要請するものとする。なお、他県の市町村に応援を要請する場合は、事前に県と調整するものとする。

また、他県の市町村から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援要請に応じるものとする。

(1) 主な応援業務

ア 災害時における職員派遣

イ 災害時における物資の提供

(2) 応援要請の手続き

ア 応援要請は、電話、FAXその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。

イ 応援要請にあたっては、次の事項を明確にし、応援が確実に迅速に実施できるようにするものとする。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする業務の種類

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする災害応急対策要員、労務、機械、物資の数量

(オ) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時等

(カ) 災害応急対策要員、労務、機械等の応援を必要とする期間

(キ) その他応援に関し必要な事項

(3) 応援費用の負担

職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及びその輸送費等の応援のために要した費用は、災害対策基本法第92条第1項の規定に基づき、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、応援を受けた市町村が当該費用を支弁するいとまがない場合は、災害対策基本法第92条第2項の規定に基づき、応援をした市町村に対し、当該費用の一部繰替支弁を要求することができる。

4 消防広域応援計画

(1) 広域消防相互応援

ア 西部消防局は、保有する消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに鳥取県下広域消防相互応援協定に基づき県内の他の消防局等に対して応援を要請する。

イ 応援費用は、当該応援協定に定める負担区分により、受援消防局において負担する。

ウ 大規模な火災等により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれない場合に備え、あらかじめ隣県等の消防機関とも消防相互応援協定を締結しておくものとする。

(2) 県への航空消防支援要請

ア 西部消防局は、県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの運航基準、要請方法等は、第3章第9節「ヘリコプター活用計画」に定めるところによるものとする。

イ 受入体制

支援要請をした西部消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

(ア) 離着陸場所の確保及び安全対策

(イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配

(ウ) その他必要な地上支援

ウ 県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

(3) 緊急消防援助隊による応援

ア 県への応援要請

西部消防局は、消防局の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県（危機管理局）に緊急消防援助隊の出動

を要請する。

イ 緊急消防援助隊の活動内容

- (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動
- (ウ) 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動
- (エ) 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動
- (オ) その他必要な活動

ウ 指揮本部の設置

- (ア) 緊急消防援助隊の受援が必要と判断した場合は、西部消防局長は、直ちに自らを本部長とする指揮本部を設置するとともに、「緊急消防援助隊鳥取県受援計画」に基づき、受援の体制を整えるものとする。
- (イ) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - a 被害情報の収集に関すること。
 - b 被害状況並びに被災地消防局及び市町村（消防団）の活動に係る記録に関すること。
 - c 緊急消防援助隊の受入れ体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - d その他、緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- (ウ) 指揮本部は、町が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、町災対本部と緊密に連携を図るものとし、町災対本部に職員を派遣するものとする。

エ 消防応援活動調整本部の設置

県（危機管理局）は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。なお、調整本部は原則として県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。

調整本部の事務は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 被害状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (イ) 被災地消防局、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (ウ) 緊急消防援助隊の県内での部隊移動に関すること。
- (エ) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (オ) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (カ) 航空運用調整班との連絡調整に関すること。

- (キ) 県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (ク) その他必要な事項に関すること。

オ 指揮支援本部の設置

緊急消防援助隊の指揮支援部隊長は、被災地ごとに指揮支援本部を設置するものとする。なお、指揮支援本部は、町災対本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。

指揮支援本部の事務は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 被災状況、町が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (イ) 被災地消防局及び消防団、県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (ウ) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (エ) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
- (オ) 指揮本部又は町災対本部への職員の派遣に関すること。
- (カ) 調整本部に対する報告に関すること。
- (キ) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (ク) その他必要事項に関すること。

カ 指揮支援本部との連携

町災対本部と指揮支援本部長は緊密に連携を図るとともに、町災対本部の会議に指揮支援本部長の参画を求め、町が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。

キ 応援費用の負担

- (ア) 県又は被災地消防局が消防庁に対し応援の要請をした場合は、被災地消防局において負担する。
- (イ) 消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、国がその一部を負担する。

5 自衛隊の災害派遣要請

町長は、大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

自衛隊の派遣要請方法等については、第 3 章第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

6 国土交通省による広域応援

町災対本部は、大規模な災害等により著しい被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県を通じて国土交通省に対し、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の派遣を要請し、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査、

災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策等の災害応急対策の推進を図るものとする。

(1) 国土交通省中国地方整備局との災害情報交換等

町と国土交通省中国地方整備局（以下「中国地方整備局」という。）は、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(2) 町は、災害が発生又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、中国地方整備局の支援要請に備え、鳥取県県土整備局と連携を密にしておくものとする。

(3) 町は、中国地方整備局との「災害時における情報交換に関する協定書」に基づき、現地情報連絡員（リエゾン）及び災害対策用機械等の受入体制を整えとともに、情報収集及び災害対策用機械の進入・設置等を行うためのスペースを確保するものとする。

(4) 現地情報連絡員の支援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用機械・資材等の利活用、職員の支援及び情報の提供に関するものとする。

ア 被災状況の把握（ヘリコプターによる広域的な被災状況の把握）

イ 情報通信網の構築（衛星通信車、K U - S A T等の機材を活用し通信回線の確保）

ウ 災害応急対策（照明車、排水ポンプ車等の資機材を活用した応急対策の支援）

エ その他必要と認められる事項

7 応援受入体制の確保

(1) 受援体制の整備

町は、他の自治体等からの応援を円滑に受け入れるため、速やかな受入体制を構築できるよう、平時から体制整備に努める。

ア 応援及び受援の実施に必要な組織体制を整備する。

イ 応援及び受援に関する計画等を策定し、定期的に見直し必要な修正を行う。

ウ 各種業務に必要な人的・物的資源と保有している手持ち資源を整理し、把握しておく。

エ 研修や訓練等の実施により、応援及び受援の実効性を高めるとともに、関係機関や自治体同士で相互理解を深め、良好な関係性を構築する。

(2) 応援窓口の明確化

町は、応援機関又は団体等との連絡を的確に行うため、町役場に連絡窓口を設置する。

(3) 受入施設の確保

町は、応援部隊に対して町のヘリポート指定施設を連絡する。また、応援部隊の活動拠点となる施設を選定、確保し提供する。

第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画

1 目 的

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関(以下「部隊等」という。)の派遣を要請する場合、その手続等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害派遣の要請は、町長(本部長)が知事に対して行う。ただし、緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合、本部長は直接陸上自衛隊第 8 普通科連隊(第 3 科)へ災害の状況を通知し、事後知事へ報告するものとする。

町長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請を行う。

第 1 位 副町長

第 2 位 教育長

第 3 位 総務課長

第 4 位 その場における上席課長級職員

3 災害派遣要請基準

(1) 県は、町災対本部による災害応急対策の実施が不可能又は困難であり、町災対本部が部隊等の派遣を県に申請し、県が必要と認める場合又は県が自らの判断において部隊等の派遣を必要と認める場合は、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定に基づき、部隊等の派遣を要請するものとする。

(2) 災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても、予防派遣として、その要請を行うことができる。

(3) 自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、災害派遣要請を待ついとまがないと認めるとき(通信等の途絶により自衛隊の部隊等が県と連絡が不能である場合に、町災対本部から災害の関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む)は、自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きの規定により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することがある。

(4) 部隊等の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

ア 人命救助のための応援を必要とするとき。

イ 町内で大規模の災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。

ウ 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。

エ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。

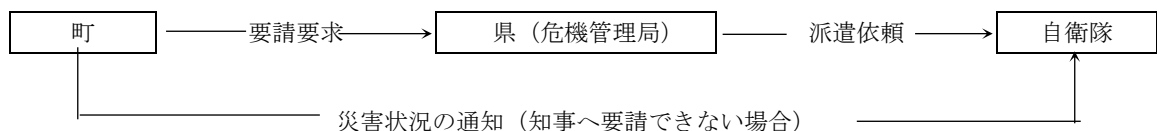
オ 応急措置のための医療、防疫、給水及び行政支援、通信支援などの応援を必要とするとき。

4 災害派遣の要請手続き

(1) 町長（本部長）は、部隊等の派遣を必要とするときは、資料編9「部隊等の災害派遣要請申請書（自衛隊）」に次の事項を記載し、知事（県危機管理局）に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する部隊等の勢力
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

(2) 町は、(1) の要求ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお、町はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



(3) 要請（通知）先については、次表のとおりである。

整理番号	機 関 名	所 在 地	NTT回線	地域衛星電話
			電話番号/ ファクシミリ	電話番号/ ファクシミリ
1	鳥取県危機管理局	鳥取県鳥取市 東町1-271	電話 0857-26-7878 FAX 0857-26-8137	
2	陸上自衛隊第8普通科連隊 (第3科)	鳥取県米子市 両三柳2603	0859-29-2161 内線235 (当直302)	17-5600-11 17-5600-12 (当直)
				17-5600-19
3	海上自衛隊舞鶴地方総監部 (防衛部第3幕僚室)	京都府舞鶴市 字余部下1190	0773-62-2250/0773-62-3609 内線2222または2223	
4	航空自衛隊第3輸送航空隊 (防衛部運用班)	鳥取県境港市 小篠津町2258	0859-45-0211 内線231 (当直225)	
5	自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取市 富安2丁目89-4	電話 0857-23-2251 FAX 0857-23-2253	

(注意事項)

- ・派遣要請の連絡は、陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）に対して行うことで足る。
- ・整理番号5に対し、上記の連絡を依頼することができる。
- ・整理番号は、便宜上付したものである。

5 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため町災対本部と緊密に連絡、協力して支援にあたる。

(1) 災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
- イ 差し迫った必要があること。
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

(2) 災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最少限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

(3) 災害派遣の活動内容等

災害派遣時における救援活動区分及びその内容は主に次表のとおりである。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績があるので留意する必要がある。

災害派遣時に実施する救援活動の一例

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急 救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急 対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
避難	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

分類	救援活動区分	救援活動の内容
者支援	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救恤品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	(予防派遣)	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6 部隊等の受入れ措置

(1) 受入れ体制の整備

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊等の宿泊所あるいは野営施設、車両、資機材等の保管場所の確保に努めるものとする。

イ 連絡責任者の指名

本部長（町長）は連絡責任者を指名し、派遣部隊等及び県から派遣された職員との連絡調整にあたらせ、情報の共有に努め、部隊等の活動に支障をきたさないよう努めるものとする。

ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資器材の確保その他必要事項について作業計画をたて、派遣部隊等到着後速やかに作業開始ができる体制を整えておく。

(2) 派遣部隊等到着後の措置

派遣部隊等が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊等を目的地に誘導するとともに、派遣部隊等の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

また、部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであることに留意する。

7 費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、町及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。

(2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

(3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊の食料費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

8 派遣部隊等の撤収

(1) 町長（本部長）は派遣の必要がなくなつたと認めるときは、資料編 10「部隊等の撤収要請申請書（自衛隊）」により県（知事）に派遣部隊等の撤収要請を申請する。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出する。

(2) 派遣された部隊等は、県（知事）から撤収の要請があつた場合、又は自らの判断で派遣の必要がなくなつたと認める場合は撤収するものとする。

9 派遣部隊等に関する報告

町災対本部は、派遣部隊等到着後、次の事項について県あて報告するとともに、その後についても部隊等の活動状況を逐次県に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに資料編 11 に定める「派遣部隊に関する報告様式（自衛隊）」によって県に報告するものとする。

(1) 派遣部隊等の長の官職氏名

(2) 隊員数

(3) 到着日時

(4) 従事している作業の内容及び進捗状況

(5) その他参考となる事項

10 災害対処への平素からの取組み

町は、派遣部隊が円滑に救援活動が実施できるよう、平素から次の施設を選定しておくものとする。なお、施設選定の際にはできるだけ避難所指定施設と重複しないよう考慮するものとする。

(1) 本部事務室

(2) 宿泊可能な施設

(3) 車両、資機材等の集結・保管場所

(4) ヘリコプター離着陸場所

11 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

(1) 災害地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、1 m四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

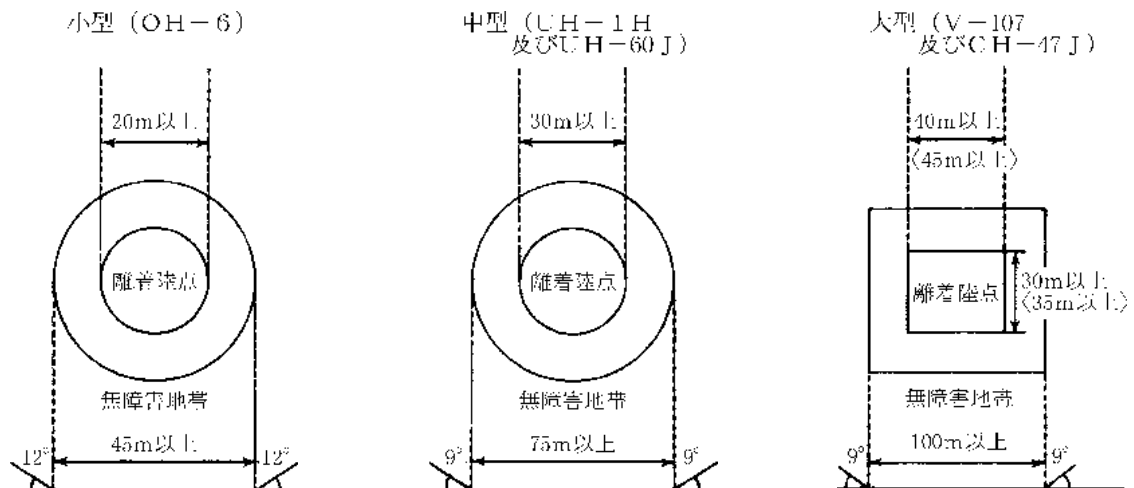
- ア 病人が発生し救助を必要とする場合 赤旗
- イ 食料が欠乏し救助を必要とする場合 黄旗
- ウ 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合 白旗

(2) ヘリコプター離着陸場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

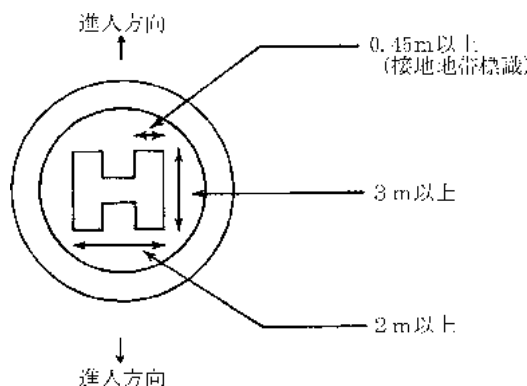
- ア 地盤が堅固で平坦地（こう配4°～5°以下）であること。
- イ 無障害地帯（基準カ項）であること。
- ウ 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所であること。
- エ 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250 m以内に
天幕等の飛ばされる物がないこと。
- オ 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は、踏み固める等の準備が必要
- カ 単機着陸のために必要な広さ、標識及び吹き流しは次のとおりである。

【単機着陸のために必要な広さ】



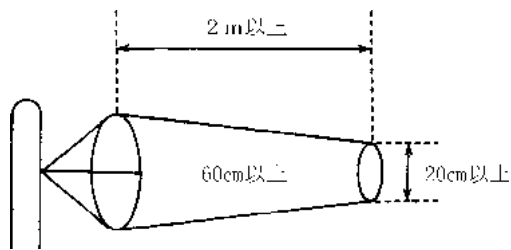
- ・離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点
- ・無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

【標識】



- ・半径 2 m 以上で石灰標示
- ・積雪時は墨等で明瞭に標示

【吹き流し（風向指示器）】



- ・色は背景と反対色
- ・大きさは基準であり

緊急の場合は異なってもよい。

(3) 危険防止の留意事項

- ア 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- イ 着陸点付近に物品等の異物を放置しないこと。
- ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

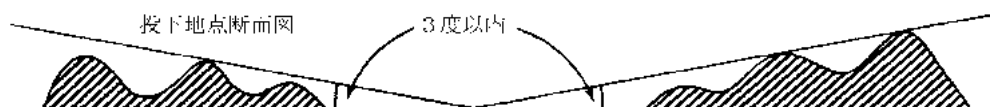
(4) 飛行機による物料投下

飛行場間の空輸を原則とするが、真にやむを得ない場合は、天候、地形等を考慮して次の要領により物料投下することができる。

ア 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。投下地点を中心として半径約 5 km の円内に、中心点を高度 0 として、半径約 1.6 km の円周上に 300m 以上の山又は障害物、半径約 3 km の円周上に 400m、半径約 5 km の円周上に 500m 以上の障害物がなく、投下地点附近約 300m 以内に人家等が存在しないことが必要である。

そのほか、幅 300m 以上の溪谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し、空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。



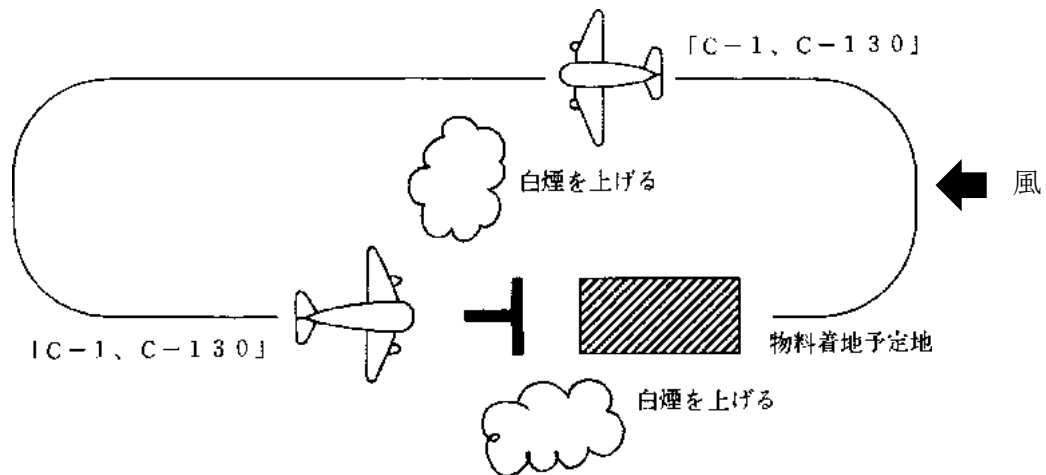
イ 投下地点と標示方法

- (ア) 投下地点を決定したら「ムシロ」20 枚程度（できうれば赤又は黒に染めてあると冬季夏季を通じて利用できる。）を用意し、風上に対して T 字型に並べる。
- (イ) T 字板の左右 100m の地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。

(5) 飛行経路は、次のとおりである。

ア 投下高度 普通 200m～300mである。

イ 飛行経路



(6) 空投物資の梱包

ア 「C-1、C-130」等の輸送機からの物料投下は落下傘をつけて行う。

輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1個 10 kgから 1,000 kgまでの範囲である。

イ 梱包は、着陸時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。

ただし、ヘリコプターの場合には、状況によっては、簡易なものでもよい。

ウ ヘリコプターの輸送量は約 400 kg程度であり、1個の容積は1 m³以内で1人で持てる程度に梱包する。

エ 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し危害防止に努めること。

なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能な場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかねばならない。

(7) 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、速やかに部隊に返送する。傘の洗たくは禁じられているので乾燥した後、付着した泥を布でぬぐい取っておく。

第 12 節 労働力供給計画

1 目 的

この計画は、災害応急対策を迅速的確に実施するため必要な労務者、技術者及び職員（以下「労務者等」という。）の動員を円滑に行い、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者等の人員確保は、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関において行うものとする。

3 職員動員計画

(1) 派遣（応援）の要請決定

町は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定地方行政機関、県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣（応援）を要請し、職員の確保を図るものとする。

なお、派遣（応援）の要請を迅速かつ円滑に実施するため、県及び町が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣（応援）を要請するものとする。

ア 災害対策を実施する各班は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には総務班に報告するものとする。

イ 災害対策本部は、職員の派遣（応援）の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、派遣（応援）の要請先及び要請内容を決定するものとする。

ウ 派遣（応援）の要請先との連絡調整は、主として総務班において行う。

(2) 指定行政機関等に対する職員派遣要請手続き

町長（本部長）が、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 国又は他の都道府県に対する職員のあっせん要求手続き

町長（本部長）は、派遣要請が不調な場合においては、国又は他の都道府県に対し当該派遣についてあっせん要求をする場合は、次の事項を記載した文書をもって要求するものとする。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

4 従事命令等による応急措置計画

(1) 災害応急対策のための緊急に必要な場合には、各法律に基づき応急業務を行う。各法律に基づく命令の種類、執行者等は次のとおりである。

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
従事命令	知事	災対法第71条第1項		1 災対法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策及び救助作業)
協力命令	町長	〃 第2項	災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師
協力命令	知事	災対法第71条第1項		(3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道業者及びその従業者
従事命令	知事	災害救助法第24条	災害救助作業	(8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者
協力命令	〃	災害救助法第25条	(災害救助法に基づく救助)	2 災対法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策及び救助作業)救助を要する者及び近隣の者
従事命令 〃	町長 警察官	災対法第65条第1項 〃 第2項	災害応急対策作業(全般)	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
従事命令	消防吏員	消防法第29条第5項	消防作業	火災の現場付近にある者

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
〃	消防団員			
従事命令	水防管理者(町長)	水防法第17条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
〃	水防団長			
〃	消防機関の長			

(注) 災対法とは災害対策基本法の略称である。

(2) 従事命令等の執行

ア 従事命令等の執行については、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令を発令するものとする。

イ 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった者又はその遺族等に対しては損害を補償する。

その他の損害補償は、次の法律に基づき行われる。

ア 消防法 第36条の3

イ 災害救助法 第29条

ウ 水防法 第45条

エ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）

5 労務供給に伴う記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編に定める様式により正確に記録するものとする。

第 13 節 水防計画

1 目的

この計画は、日野町における洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施については、水防法第 33 条の規定及び鳥取県水防計画に基づき、別に定められている「日野町水防計画」によるものとする。

2 水防組織と機構

(1) 水防管理者

日野町長

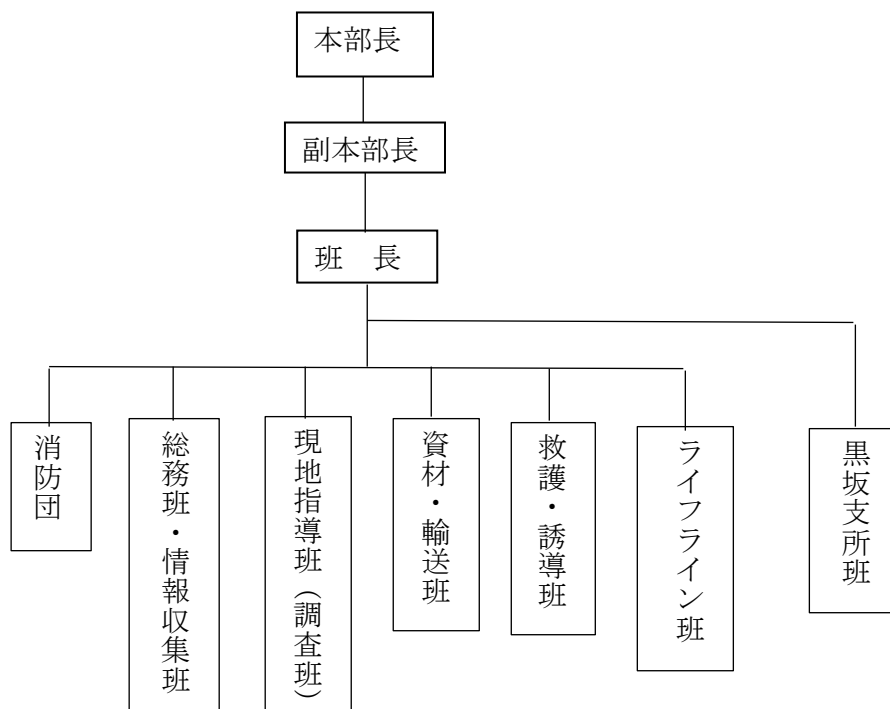
(2) 水防組織系統

ア 水防本部

本町における水防を統括するために設置し、本部事務局を日野町役場総務課に設置する。また、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部の組織に移行するものとする。

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長・消防団長



イ 水防機関

本町における水防活動については、消防団と江府消防署が協力して行うこととし、水防機関の長は消防団長をもってこれにあたる。また、水防法第 24 条の規定により、地元住民及び水防の現場に居る者は、水防本部長又は水防機関の長から要請があった場合は、水防に協力しなければならない。

ウ 気象情報伝達系統

気象情報伝達系統は、第 3 章第 4 節「通信情報計画（気象警報等の伝達）」に定める気象警報等の伝達系統図のとおりである。

3 重要水防区域

本町における水防上重要な区域は、資料編 15「重要水防箇所及び河川災害危険箇所」のとおりである。

4 ため池等の水防対策

(1) 実施責任者

ため池等の水防対策については、それぞれの管理者が責任をもって行う。

(2) ため池の現況

本町におけるため池の現況は、資料編 16「ため池の現況」のとおりである。

(3) 予防体制

ため池等の管理者（操作担当者を含む）は気象状況の通報を受けたとき又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、ため池の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池流域付近の住民の生命、身体、財産を保護するために次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

ア 平常時の管理

- (ア) 年 1 回以上草刈を行い、草刈後はよく法面を踏みしめる。
- (イ) 法面を滑ったり畑等を耕作させない。
- (ウ) 漏水には特に注意し、樋管部・余水吐尻を検査する。
- (エ) 年 1 回堤の縦断測量を行い、天端の沈下を認めたときは速やかに盛土をする。
- (オ) 放水路が堤体を洗掘しないか検査する。
- (カ) 余水吐には流水の妨げとなるものを置かない。
- (キ) 地震、洪水等の変事後は、全体にわたり検査する。

イ 非常時の対策

- (ア) 施設管理者は、必要に応じて監視人を配置する。ただし、監視人の安全を最優先すること。
- (イ) 時間雨量 30 ミリ以上の降雨に際しては、監視人は次の事項に注意する。
 - a 樋管を抜くこと。（取水口の樋を開塞し得る場合は閉めること。）
 - b 流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

- c 流入する水に注意する。浮遊物に樹木混じったり急激に濁ったりした場合は、流域に山崩れなど発生したことが予想されるので、余水の水位上昇に注意する。引き続き水位の上昇が予想される場合には、流域住民、町災対本部、消防団に対して土嚢、むしろ等水防資材の準備を依頼する。
 - d 余水吐が計画溢流水深に達した場合には、流域集落（施設管理者）、町災対本部に急報するとともに、流心の方向に当たる集落に避難の準備をするよう指示する。
 - e 計画溢流水深以上に水位が上昇し、決壊のおそれがある場合には、町災対本部に急報し、その指示により流域集落に避難命令を伝達するとともに、その安全を確認のうえ、仮余水吐を切開し堤の安全を図るものとする。
 - f 放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。
 - g 水位の上昇を15分ごとに調査する。
 - h その他急変の場合は早急に町災対本部に連絡する。
- (ウ) 監視人からの通報を受けた場合、流域集落、町災対本部、消防団は、土嚢、むしろ、かます、縄、杭等あらかじめ用意した応急資材を持ち現場に急行し、必要に応じて応急措置を実施する。

5 ため池の管理体制

(1) ため池の状況把握

町は、町内の重要ため池について、現状把握に努めるものとする。特に、下流域に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

(2) ため池の安全管理対策

町及び施設管理者は、県が行うため池パトロール等の施設点検に協力し、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

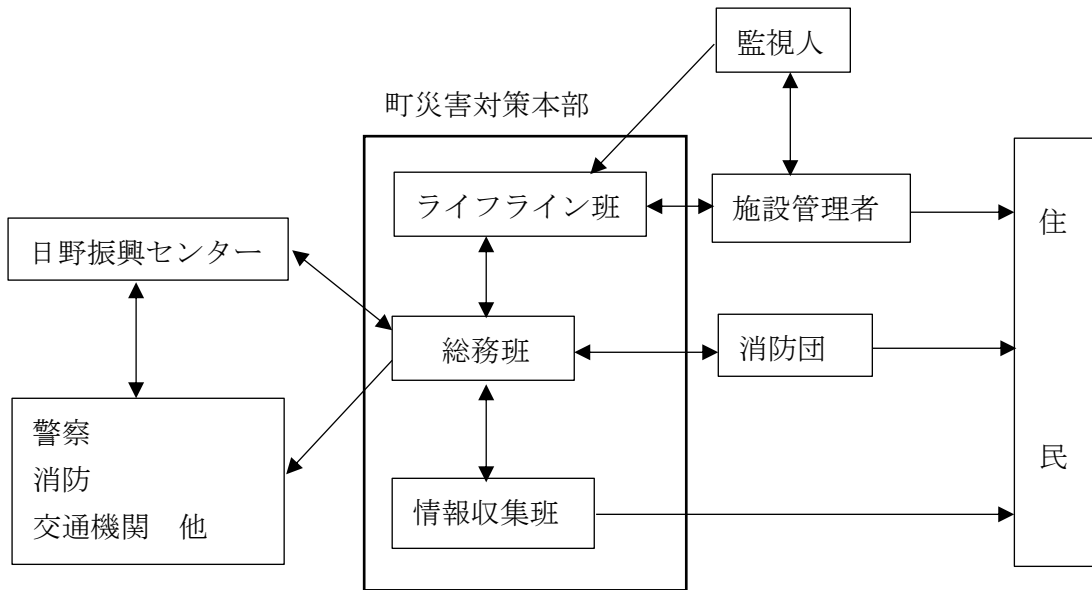
(3) 町は、ため池のハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(4) 豪雨が予想される場合は、あらかじめ水位を低くしておくなど安全対策を講じること。

(5) 流域住民は、防災気象情報や雨の降り方に注意して、ため池決壊前の早目の避難を心がける。

(6) 町、施設管理者、県は、災害の発生のおそれがある場合に、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、気害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるように、施設管理者から町、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

【情報連絡系統】



6 水防用資材

(1) 水防用資材は、災害時にこれらの資機材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るよう、水防倉庫、あるいはこれにかわるべき施設に常に備蓄しておくものとする。なお、水防倉庫1棟あたりの備蓄資材は、県の基準に準ずるものとする。

(2) 水防資材の整備

- ア 倉庫内の備蓄資材は、随時調査し緊急時に役立つよう整備しておく。
- イ 補充資材確保のための水防区域の資材業者とも協議し、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておく。
- ウ 予備土を適当な場所に常備する等、緊急時に役立つよう準備しておく。

(3) 水防資材の取扱い

- ア 水防資材については水防以外の如何なる工事にも使用することは許されない。
- イ 資材の受払いについては、帳簿を備え常に正確に記入しておく。帳簿の様式は、資料編40「水防資機材受払簿」のとおりである。
- ウ 資材を使用したときは、5日以内に事務局（総務課）に報告する。

(4) 備蓄場所

水防倉庫あるいはこれに代わるべき施設の設置場所・備蓄資材の状況は、資料編41「水防資機材一覧表」のとおりである。

7 水防非常配備と出動

(1) 水防本部長は、洪水の注意報又は警報等により警戒の必要が予測されるときは、ただちに水防本部長並びに各対策班員に対し常時勤務から水防配備体制への切換

えを命じ、水防体制に万全を期さなければならない。

- (2) 水防非常配備体制は、風水害等対策時の事務分担を準用する。
- (3) 水防本部員並びに各対策班員は、夜間、休日にかかわらず水防警報が発表された場合は、第3章第3節「配備及び動員計画」に従い、水防本部長の指示のもと水防業務に従事しなければならない。
- (4) 水防本部長は、消防団員を出動させ水防活動に従事し、監視又は警戒中に異常を発見したときは、ただちに県水防本部に報告しなければならない。
- (5) 水防本部長は、洪水に対する警戒が必要な場合、また緊急に水防対策を行う場合は、必要に応じて、町内建設業者、他民間団体、各種団体等に協力を要請するものとする。

8 水防解除

水防本部長は、水位が減じ危険がなくなったときは、水防解除を命じ日野振興センター日野県土整備局長に報告するものとする。

9 決壊等の通報並びに決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊した等で地域住民の緊急避難を要するときは、水防本部長又は消防機関の長は、ただちにその旨を地域住民に伝達するとともに、日野振興センター日野県土整備局長に通知しなければならない。また決壊後といえども、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

10 水防訓練

水防活動は、危険な環境で行うことが多いことから、平時からの用意周到な訓練が大切である。

11 水防顛末報告

水防活動を行った場合には、資料編 42「水防顛末報告様式」により遅滞なく日野振興センター所長に報告する。

第 14 節 機械資機材の調達計画

1 目 的

この計画は、災害に対し必要な資器材の現況把握、緊急使用等について定め、緊急対策を円滑に実施することを目的とする。

2 実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握及び調達は、本部長（町長）が行う。

3 緊急使用のための調達

一時的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は、建設業者等の保存する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位、手段及び費用負担等についても建設業者等と協議しておくものとする。

4 応援要請

町だけで建設機械の充分なる確保が不十分な場合は、災害対策基本法第 67 条、68 条及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

また、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（第 3 章第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）も考慮する。

なお、「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請の手続等は、協定に定めるところによるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 機械の種別、性能、台数
- (3) 作業内容
- (4) 就労予定期間（時間）
- (5) 運転操作員の有無
- (6) その他必要な事項

第 15 節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

町は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、2に掲げる適用基準のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法の適用申請を県に対して行うものとする。

2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準はおおむね次のとおりである。

(1) 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項各号）

- ア 災害により町の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合
- 災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項	基準	具体例等
第1号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	30世帯 (3,278人：平成27年国勢調査)
第2号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき用基準表」の基準2号のとおり	15世帯 (3,278人：平成27年国勢調査)
第3号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…5世帯以上
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき 【内閣府令で定める特別の事情】被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯…5世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

適用条項	基準	具体例等
第4号	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当するとき</p> <p>【内閣府令で定める基準】</p> <p>(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とするとき。</p> <p>(2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とするとき。</p> <p>特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

(2) 滅失世帯の算定基準住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

ア 全壊・全焼・流出世帯・・・1世帯

イ 半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・1/2世帯

ウ 床上浸水・土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・・・1/3世帯

3 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（平成25年内閣府告示第228号）に従い、あらかじめ県知事等がこれを定める。

(2) 特別基準

一般基準では、救助の適切な実施が困難な場合には、県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を定めることができる。

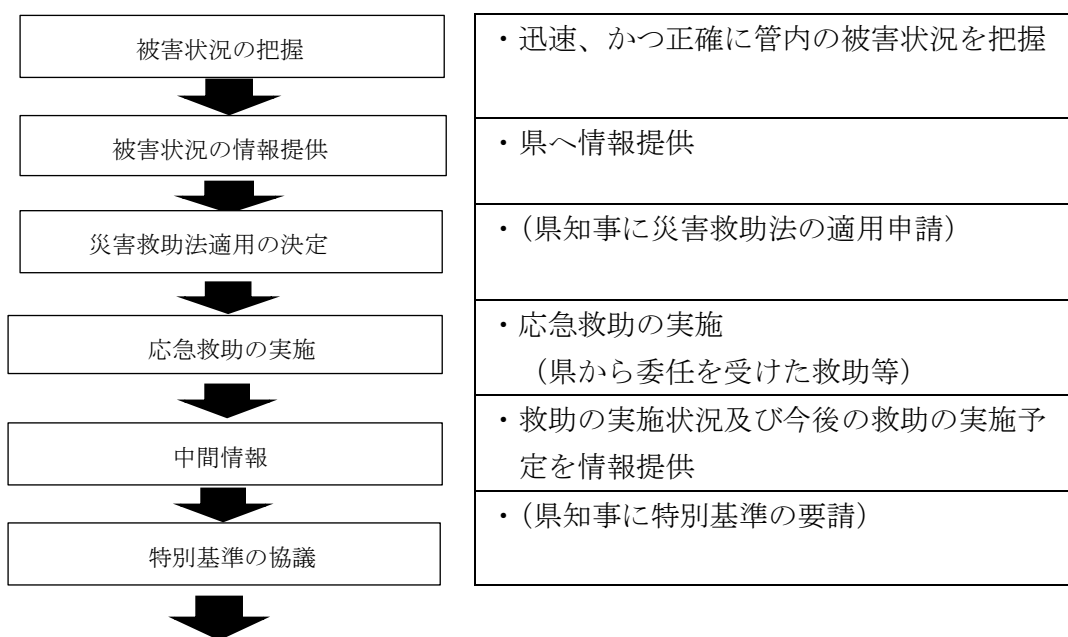
4 災害救助法の適用にあたっての災害情報等

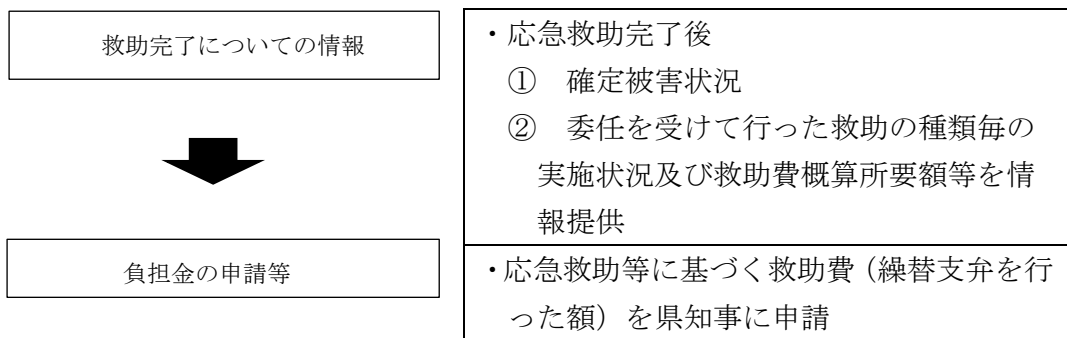
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令、避難所の開設等災害発生に備えた準備 ・災害発生時の情報収集・分析、伝達共有ルートの確立 ・他の市町村との間での応援・協力、業者との間での物資提供や輸送手段の確保等の事前の取り決め、協定締結 ・被災者台帳の作成 ・訓練の実施・研修参加等による職員個々の防災への意識づけ及び
-----	--

	防災対応能力の強化・平準化
発 災 時 【適用判断】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災気象情報、警報等の確認 ・ 迅速、的確な状況把握と情報収集（被災現場への職員派遣） ・ 避難所の開設及び職員派遣 ・ 部門間での情報共有及び町長他幹部への情報伝達の徹底 ・ 県（知事）への情報伝達 ・ 避難情報の発令
発 災 後 【適用後】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況の公表（町HP等） ・ 被災者台帳の活用による被災者の状況把握 ・ 避難所の環境整備（特に長期化する場合） ・ （県からの救助事務の受任） ・ 住家被害認定調査による被災者毎の被災状況の確認 ・ 県への救助活動状況の定期的な報告 ・ （県へ特別基準設定依頼） ・ （町議会との連携）

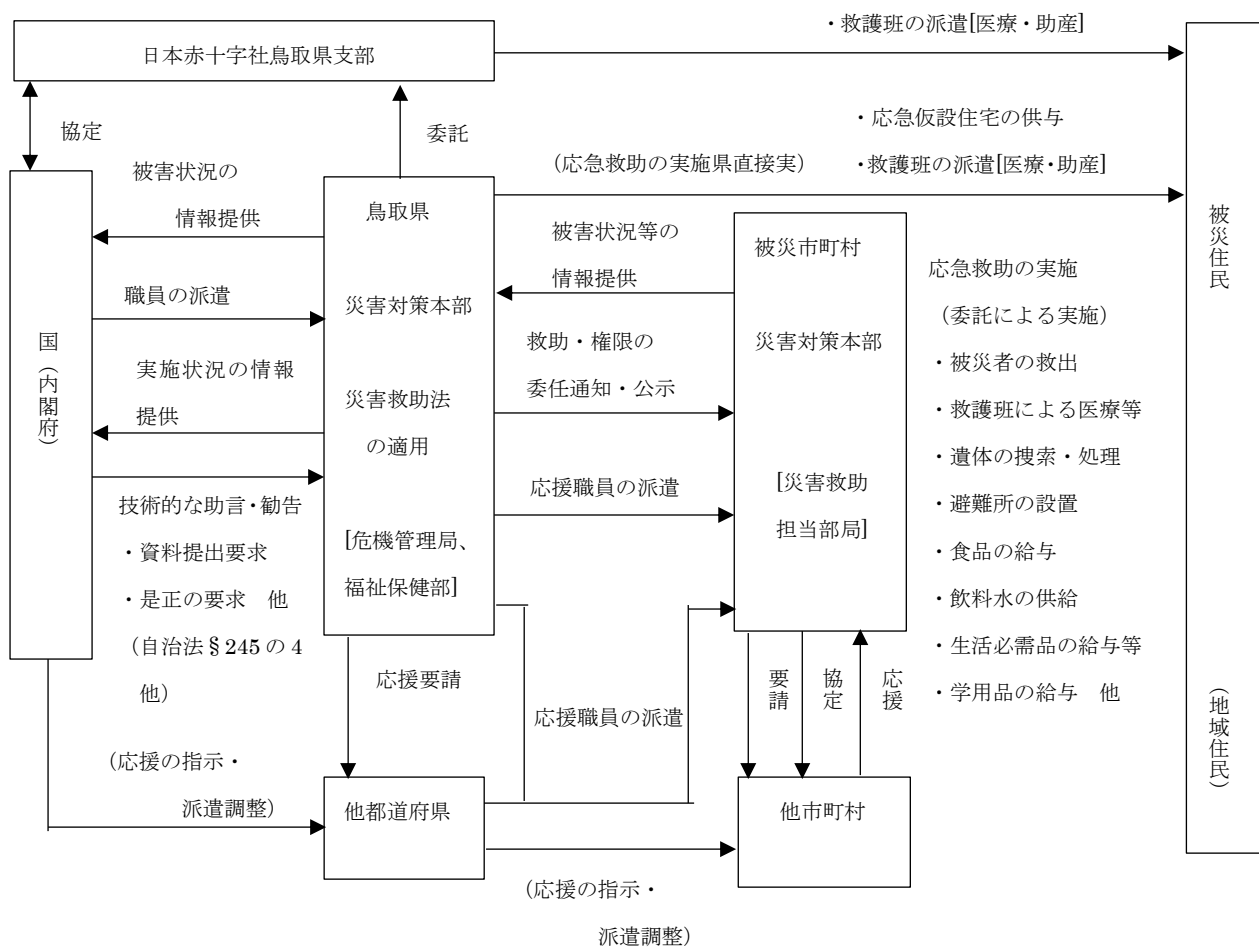
5 災害救助法の運用（事務の流れ）

- (1) 災害に際し、町域における災害が前記2「災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。





災害救助法による応急救助の実施概念図



6 救助の実施

(1) 実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、県（知事）が現に救助を必要とする者にこれを行い、町は県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、次の事項に該当するときは、県の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を町へ委任できる。また、町は、救助の委任を受けた場合は、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

- ア 町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- イ 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害に係った者の救出等緊急を要する救助及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(2) 救助の種類

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去
- シ 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

7 災害救助法による救助

災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間は、資料編のとおりとする。

なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県及び内閣府と協議等を行い、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8 実費弁償

災害救助法（以下「法」という。）第7条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 災害救助法施行令（以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。ウにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算

定した額以内とすること。

ウ 旅費

職種ごとに、アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。

9 救助事務費

法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

(1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

ア 3千万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

(3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、本節6「救助の実施」(2)「救助の種

類」のアからシまでに規定する救助の実施のために支出した費用及び6の「実費弁償」のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

第 16 節 食料供給計画

1 目 的

この計画は、被害地における被災者及び災害応急対策従事者等のため炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食料について、必要な食料の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

2 実施責任者

食料供給の実施は町長（本部長）が行う。ただし、町で対処できないときは町長は、他市町村又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し又は食品の給与については知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあつては町長（本部長）が行う。また、発災直後から町の食料供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食料による対応に努める。

3 備蓄食料の供出

町は、備蓄倉庫等に公的備蓄している食料を被災者に対して供給、配分するものとする。

4 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄食料だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

(2) 供給食料の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する食料の品目及び必要数を決定する。

供給する食料は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから被災地の実情に応じ選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者用の食料の供給に努める。

(3) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

(4) 供給食料の調達

ア 町内販売業者等から必要な食料の調達を行う。

イ アによっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第 67 条、第 68

条及び相互応援協定等により県あるいは県内市町村に対して食料の供給を依頼する。

(ア) 町長は、日野振興センター日野振興局を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

(イ) 町長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省生産局農産部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

[生産局農産部貿易業務課の連絡先]

電話番号 03-6744-1354

資料編 46 災害時の相互応援に関する協定書

P91

(5) 一時集積（保管）場所の決定

供給物資の輸送先は、基本的には避難所とするが、避難所とは別に食料の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

5 輸送

食料の輸送は、事情の許す限り当該食料を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

(1) 引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

(2) 集積場所の確保

町は、食料の引受のためのスペースを確保する。

(3) 一時保管

食料を避難所等に対し即時供給する場合がない場合又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

(4) 他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的な輸送するために、食料と生活必需物資等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

6 配分、炊き出し

(1) 配分に係る責任者の配置

町は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ定めておく。

(2) 炊き出し要員の確保

町は、炊き出しにあたっては、救護・給与班のほか、自主防災組織、ボランテ

ィアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保して実施する。

(3) 配分、炊き出し等の住民への周知

町は、食料の配分や炊き出しを実施する場合には、あらかじめ対象住民に対して周知する。

食料の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

(4) 要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食料が行き渡らないことがないように特に留意するものとする。

(5) 食料の衛生管理体制

供給食料については、その衛生状態に十分留意して管理するものとする。

(6) 自衛隊への支援要請

自衛隊への炊き出し支援を要請する場合には、第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

7 災害救助法が適用された場合における炊き出しその他による食品の給与

(1) 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは、災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

(2) 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

(3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とすること。

(4) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。ただし、内閣府が定める基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8 その他

日野町備蓄整備計画は、別に定めるものとする。

第 17 節 衣料生活必需物資供給計画

1 目 的

この計画は、被災者に配給する衣料生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うことを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあつては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあつては町長(本部長)が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。また、災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3 備蓄物資の供出

町は、備蓄倉庫等に備蓄している救助物資を被災者に対して供給、配分するものとする。

4 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

(2) 供給食料の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服、寝具、その他生活必需品の品目及び必要数を決定する。

(3) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

(4) 供給物資の調達

ア 町内販売業者等から必要な物資の調達を行う。

イ アによっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第 67 条、第 68 条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して物資の供給を依頼する。

(5) 一時集積（保管）場所の決定

避難所とは別に物資の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

5 輸送

救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

(1) 引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

(2) 集積場所の確保

町は、物資の引受のためのスペースを確保する。

(3) 他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的に輸送するために、生活必需物資と食料等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

6 配分、保管上の留意事項

(1) 物資を避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

(2) 町長は、救助物資の引継ぎを受け、配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配慮をするものとする。

(3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前記(1)、(2)と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

7 緊急調査及び監視

町は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するため、町内商工会等の協力を得て、呼びかけを行う。

災害時の物資ニーズの目安

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	風水害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		* 冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り、用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	* 冬季 暖房機器、燃料 * 夏季 冷房機器、反射シート * 出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	風水害	その他
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

- ※ 季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。
- ※ 災害時要援護者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。
- ※ 地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

8 災害救助法が適用された場合における被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料
- (3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。
 - ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬 季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額

夏 季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬 季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 生活必需品の給与等は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないこと。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資 料 編	12	災害救助法による救助の基準	P25
-------	----	---------------	-----

9 その他

日野町備蓄整備計画は、別に定めるものとする。

第 18 節 給水計画

1 目 的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水等の供給を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長(本部長)が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資器材の応援を要請する。また、災害発生直後から飲料水等の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3 飲料水の確保、調達及び配分の措置

(1) 飲料水の確保

町は、おおむね次の方法によって飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

ア 備蓄倉庫等に備蓄している飲料水を速やかに供給する。

イ 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。

ウ 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤により適切に処理する。

エ 被災地に近い水道施設から、給水車又は給水タンク等により運搬供給する。

オ ボトルウォーター又は可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。

カ 住民に対して節水の励行を呼びかける。

キ 災害用給水袋を配布する。(備蓄品又は調達品)

ク 県と連携し、上水道の早期復旧を図る。

(2) 給水の方法

給水は県、保健所等の指示に基づき消防局、自治会長等の協力を求めてライフライン班が実施する。

(3) 供給に係る優先度決定

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから実施する。

(4) 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、災害対策基本法第 67 条、第 68 条及び「災害時の相互応援に関する協定書」及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策事務等に関する基本協定書」に基づき県又は隣接市町村等に対して次の事項を明示し、応援要請を行うものとする。

なお、「災害時の相互応援に関する協定書」及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策事務等に関する基本協定書」に基づく応援要請の手続等は、協定に定めるところによるものとする。

ア 給水対象地区、人口

イ 1 日の必要量

ウ 水源の要請

(ア) 水源からの給水、運搬について

(イ) 取水日時及び機関

エ 給水機材の要請

(ア) 品目別必要数量

(イ) 必要とする日時及び時間

(ウ) 機材の運搬について

(エ) 集積場所

オ 給水全般に対する要請

(ア) 給水日時

(イ) 給水場所

(ウ) 地区の給水受入体制について

(エ) その他

カ その他必要な事項

(5) 給水用資機材の調達及び技術者の確保

ア 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

イ 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

(6) 給水実施に伴う記録

給水を実施した場合、災害救助法に基づく資料編の様式により正確に記録する。

(7) 応急給水用資器材の保有状況

本町における応急給水用資器材の保有状況は、資料編のとおりである。

4 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法を準用して行う。

(用途の例) 清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

5 災害救助法が適用された場合における飲料水の供給

- (1) 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- (2) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- (3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6 その他

日野町備蓄整備計画は、別に定めるものとする。

第 19 節 入浴支援

1 目 的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

2 実施方法

(1) 実施機関

ア 町は、公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給を実施する。

イ 被害が甚大で町のみで対処できない場合は、県（日野振興センター）に入浴対策の支援を要請する。

(2) 実施の方法

町は以下の方法により、入浴支援を行う。

ア 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

イ 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

ウ 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。

（ア）浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。

（イ）仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

（ウ）浴場用水が不足する場合は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保する。また町は、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあつては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、町、県及びその他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第20節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

1 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対し、応急住宅の建設及び応急修理をほどこし、生活再建の場を確保することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては町長（本部長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。

3 応急仮設住宅

(1) 建設戸数

知事が町長の意見を聴いて決定する。（町長に権限を委任した場合は、町長が行う。）。

(2) 対象者

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもってしても、住宅を得ることができない者
- エ ペットの受入れについても考慮するものとする。

(3) 建設戸数及び入居者の決定

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては町長（本部長）が行う。

なお、町営住宅への入居については、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

(4) 建設用地の選定

- ア 用地の選定・確保は町が行う。
- イ 用地の選定にあたっては、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- ウ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。
- エ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(5) 福祉仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができる。

4 災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

(1) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。

ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。

ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

(2) 賃貸型応急住宅

ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)アに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業

者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

ウ 賃貸型応急住宅を提供できる期間は、(1)カと同様の期間とすること。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(3) 応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法施行細則に定める資料編の様式によりその記録を正確に行う。

(4) 応急仮設住宅建設の留意事項

ア 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(5) 被災した住宅の応急修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(ア) (イ) に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成すること。なお、災害救助法が適用され、この期間では、救助の適切な実施が困難な場合には、知事及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(6) 住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める様式により正確に記録する。

5 災害公営住宅の建設

- (1) 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。
- (2) なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。
 - ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で500戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内で200戸以上
 - (ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上
 - イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で200戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

6 建設資機材及び建設業者

町が保有する建設機械等は資料編のとおりであるが、不足する場合に備えて応急復旧に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくとともに、災害発生時には対応が可能な業者を再度確認するものとする。

また、建設業者が不足するときは、県又は他市町村に協力を求める。

第21節 医療（助産）救護計画

1 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、応急的に医療及び分娩の介助等を実施し、被災者の保護を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては町長（本部長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村、県又は鳥取県西部医師会等にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

3 救護活動の実施

- (1) 町はあらかじめ指定した施設等（学校、公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、町内医療機関又は鳥取県西部医師会に対し救護班の派遣要請を行う。
- (2) 町は災害の程度により必要と認めるときは、県（医療救護対策支部）に対して救護班及び保健師の派遣等救護活動につき協力要請する。
- (3) 町は、医療救護活動等の調整を図るため、救護班等の派遣調整を担う組織へ参加するものとする。

4 救護班の概要

救護班の業務内容及び構成基準はおおむね次のとおりである。

(1) 救護班の業務内容

- ア 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む。）
- イ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ウ 薬剤、又は治療材料の支給
- エ 看護
- オ 後方医療機関への患者の収容

(2) 救護班の構成基準

- ア 医師 1人
- イ 看護師 2人
- ウ 薬剤師 1人
- エ 業務調整員 1人

(3) 薬剤師会による薬剤師の派遣

救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けること

とする。

5 傷病者等の搬送

「鳥取県災害医療活動指針」によるもののほか、町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等傷患者及び重症患者を後方医療機関へ搬送する。

- (1) 搬送は消防局の救急車が確保できない場合は、町、県及び救護班等で確保した車両により行うものとする。
- (2) 次の場合には、ドクターヘリコプター等を活用して搬送を行うほか、状況に応じて県に対して自衛隊の派遣要請依頼等を行う。輸送の方法等の詳細については、第3章第28節「輸送計画」に定めるところによるものとする。
 - ア 道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
 - イ 傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
 - ウ 病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
 - エ 傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
 - オ その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合
- (3) 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

6 医療、助産活動に必要な医療品等資材の調達

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について町内で調達不可能な場合には、次の事項を明示し県、現地医療救護センター（西部総合事務所福祉保健局）及び隣接市町村に要請するものとする。

- (1) 品目別必要数量
- (2) 必要日時
- (3) 運搬方法について
- (4) 集積場所

7 住民に対する健康相談等の活動内容

町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。また、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当てが必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

- (1) 巡回健康相談等の実施
 - ア 町は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
 - イ 応援が必要と判断した場合には、県に対して巡回健康相談チームの派遣を要請する。
 - ウ 医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
 - エ 町は、巡回健康相談を行うにあたり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努める。

オ インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

(2) こころのケアに関する情報提供

町は、県（精神保健福祉センター、西部総合事務所福祉保健局等）と連携してこころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。

また、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

(3) 児童生徒への対応

町は災害時における児童生徒への対応として、次の措置をとるものとする。

ア 学校における健康相談活動の実施

イ 被災児童に対するメンタルケアの実施

ウ 状況に応じて専門家を派遣

(4) 子どものこころのケアチームの派遣要請

町は、必要に応じ、県（児童相談所等）が編成する子どものこころのケアチームの派遣を要請し、避難所や保育所の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

8 救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める様式により正確な記録を行うものとする。

9 災害救助法が適用された場合における医療及び助産

(1) 医療

ア 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

イ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マッサージ指圧法、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ウ 医療の範囲は、次の範囲内において行うこと。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、

破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とすること。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合には、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 助産

ア 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものであること。

イ 助産の範囲は、次の範囲内において行うこと。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合には、知事及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 22 節 防疫計画

1 目 的

この計画は、災害時における生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等による感染症の流行等を未然に防止するとともに、食品の衛生、家畜の防疫に関する対策を講ずることを目的とする。

2 実施責任者

- (1) 災害時における防疫は町長（本部長）が実施する。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）又は予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定による代執行は知事が行う。
- (2) 被害が甚大で町のみで対処できない場合は、他市町村又は県（日野振興センター）にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

3 一般防疫

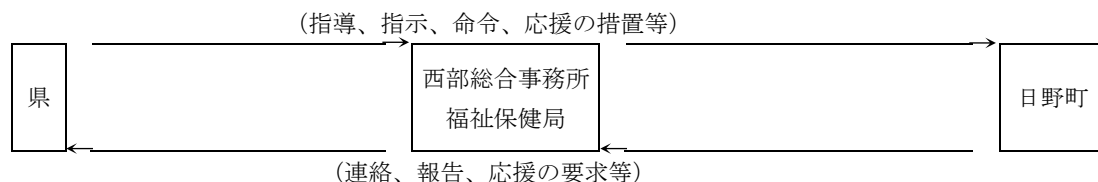
(1) 町の防災措置

災害対策本部未設置の場合にあつては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合は、これを本部に吸収するものとするが、この場合にあつても未設置の場合に準じて実施する。

- ア 総務記録係
- イ 情報連絡係
- ウ 資材係
- エ 消毒係
- オ 給水係
- カ 検疫調査係

(備考) 係の編成にあつては、業務の重複を避けるため適宜兼務とすることができる。

対策系統図



(2) 防疫の種類と方法

- ア 物件に係る措置の方法

知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る措置の方法を実施する。この場合、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。

実施要領は、感染症法施行規則第 16 条に定めるところにより実施する。

イ 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、伝染病等の集団発生を防ぐため避難所における防疫の徹底を図るものとする。

(ア) 避難者の検病検査

避難者に対しては、発病を防ぐため随時検病検査を実施し、防疫の安全を図る。

(イ) 衛生消毒剤の散布等の指導

避難所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾール等による消毒、殺虫剤散布、手洗いの励行等その予防措置の指導を行う。

(ウ) 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員等については、健康診断を実施する。

(エ) 飲料水の管理

(オ) その他施設内の衛生管理

ウ 患者等に対する措置

(ア) 被災地において、感染症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は無症状病原体保有者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。

(イ) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

(ウ) やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

エ 消毒方法

(ア) 知事の指示に基づき、速やかに消毒方法を実施するものとし、実施要領は感染症予防法施行規則第 14 条に定めるところによるものとする。

(イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。

オ ねずみ属、昆虫等の駆除

(ア) 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ属、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第 15 条に定めるところによるものとする。

(イ) ねずみ属、昆虫等の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を

速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

カ 生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

4 食品衛生

災害に際しての食中毒の発生を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。主な指導事項は次のとおりである。

(1) 避難所に対するもの

- ア 手洗いの励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起を行う。
- イ 被災者の手持食品、見舞食品について衛生指導を行う。
- ウ 腐敗食品等不良品の処分方法について適切な指導を行う。

(2) 炊き出し施設に対するもの

- ア 給食用施設の点検
- イ 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実情を適確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するよう指導する。

(4) 避難所で食中毒が発生した場合の対応

- ア 避難所を管轄する保健所に通報する。
- イ 感染源と思われる食料の調達、提供を中止する。
- ウ 避難所内及び関連施設等の消毒を実施する。
- エ 避難者及び避難所運営関係者等の衛生指導を徹底する。
- オ その他、保健所等と協議の上、必要な防疫措置を行う。

5 家畜防疫

(1) 災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、西部家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投薬等の処置を行う。

(2) 町長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しや断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

第23節 清掃及び死亡獣畜処理計画

1 目的

この計画は、災害発生地におけるごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

2 清掃計画

(1) 実施責任者

被災地における清掃業務は、町長（本部長）が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員及び資器材について応援を要請する。ただし、道路・河川等の施設内の障害物は、施設の管理者が実施するものとする。詳細については、第3章第27節「障害物の除去計画」に定めるところによるものとする。

廃棄物別の整理表

廃棄物の種類	処理実施者	備 考
生活ごみ	町	本節により処理 ・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	町	本節により処理 ・損壊家屋、損壊家具 等
災害廃棄物（土砂等）	町	第27節「障害物の除去計画」参照 ・家屋等に流入した土砂等
し尿	町	第24節「トイレ対策計画」参照 ・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	第27節「障害物の除去計画」参照 ・道路上に転落した岩石等

(2) 清掃班の編成

廃棄物の収集等を行うため、次の基準に従い清掃班を編成する。

なお、廃棄物の収集等に当たっては、ボランティア等の活用を考慮すること。

- ア ごみ運搬車1台
- イ 運転手1名
- ウ 作業員5～8名
- エ 所要器具 スコップ、フォーク、トビロ等

(3) 県及び隣接市町村に対する応援要請

町長（本部長）は、町の能力のみで実施困難と認められるときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- ア 清掃所要地域
- イ 清掃期間

- ウ 応援を求める人員、機材
- エ 応援を求める業務の範囲
- オ その他参考事項

(4) ごみ処理の方法

ア 生活ごみの処理

(ア) ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

(イ) 町は、処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

自らの処理能力を超える状況となったときは、県又は他市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

(参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令)

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外とする。

イ 災害廃棄物の処理

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方について整備しておくものとする。

災害廃棄物の処理は、上記アに準じて行う。

(参考)

環境省においては、震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を定めており、各指針では以下のとおり位置付けている。

水害廃棄物対策指針による「水害廃棄物の特徴」

- (1) 粗大ごみ等（水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ）
 - ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
 - ・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
 - ・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
 - ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
 - ・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
- (2) し尿等（水没したくみ取り層や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設便所からのくみ取りし尿）
 - ・公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便層や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
- (3) その他（流木等）
 - ・洪水により流れてきた流木やビニル等、平常時は町で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合が

ある。

ウ 災害廃棄物処理の留意事項

町及び鳥取県西部広域行政管理組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

(ア) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

(イ) 特に必要と認めた仮設便所、避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

3 死亡獣畜の処理計画

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 実施責任者

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が町の許可を受けて行うものとする。

イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは町が実施するものとする。

(2) 処理の方法

ア 移動し得るものは適当な場所に集め、埋設、焼却等の方法で処理する。

イ 移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

4 清掃設備の状況

町内における清掃関係の施設は、次のとおりである。

区分	施設名	所在地	処理能力
可燃ごみ	クリーンセンターくぬぎの森	日野町黒坂183-1	10 t / 日

第 24 節 トイレ対策計画

1 目 的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するため定める。

なお、この計画で使用するトイレの定義は次のとおりである。

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型の可搬式のトイレ）で、バキュームカーによる汲み取りの必要があるもの（例えば、イベント用レンタルトイレ等）

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによる汲み取りの必要がないもの（例えば、医療用ポータブルトイレ等）又は、携帯可能な蓄便袋の類（例えば、カー用品の蓄便袋等）

既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備

2 実施責任者

被災地のし尿の収集及び処理並びに携帯トイレの調達及び配布は町が行うものとする。また、仮設トイレの設置は、県保有のものは県が、それ以外のものについては、町で行うものとする。これらの実施にあたって、町のみで処理することが困難な場合には、県又は他市町村に応援を求めるものとする。

3 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

(1) 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

(2) 対応窓口の一本化

トイレの対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なる。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口をライフライン班に設けるものとする。

(3) 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講じるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、し尿収集が計画的に行うことができるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

(4) 複数手段の活用

特に初動の段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとする。

(5) 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする（水引き後間もなくの汲み取り収集等）。

(6) 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を行うものとする。

ア 男女別のトイレの確保及び設置

イ 高齢者や障がい者等災害時要援護者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮するものとする。

(7) トイレの数

トイレの数は、概ね20人に1箇所とし、男女別の割合は男性1：女性3を基準とする。

4 応援を求める手続き

(1) し尿処理の応援

町がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 処理が所要な地域

イ 期間

ウ 応援を求める人員、機材

エ 応援を求める業務の範囲

オ その他参考事項

(2) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

ア 町が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 設置予定地域

(イ) 設置予定期間

(ウ) 必要な台数又は使用する人数

(エ) その他参考事項

イ 町が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 配付予定地域

(イ) 配付予定期間

(ウ) 必要な個数又は必要な人数

(エ) その他参考事項

5 し尿処理の実施方法

(1) 実施機関

町は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

(2) 収集及び処理の方法

ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。

イ し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、町は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。

ウ 町は、前記ア及びイの場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議のうえ、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

エ 町は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

6 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置にあたっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案のうえ、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

(1) 町が行う応急対策

ア 町は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

イ 町は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖にあたっては消毒実施後に埋没するものとする。

ウ 町は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、避難所に配置する。

エ 町は、仮設トイレに必要となる消耗品の配付を行う。

オ 町は、平素から仮設トイレの借り上げルートを確保しておくものとする。

(2) 設置の基準

ア 町は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。

イ 仮設トイレの設置の必要性が生じた場合、町はアで定めた需要数量をもとに、仮設トイレの設置計画を決定する。

7 携帯トイレの配付及び調達の方法

(1) 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配付を行うものとする。

(2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配

付を行うものとする。

- (3) 町は、携帯トイレに必要となる消耗品の配付を行う。
- (4) 町は、平素から携帯トイレの備蓄を行うとともに、非常時の調達ルートを確認しておくものとする。
- (5) 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、町が処理する。

第 25 節 救出計画

1 目 的

この計画は、災害発生時に、火災防御、救急、救助活動等により住民の生命、身体及び財産を早期に保護することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は、町長（本部長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

3 活動内容

各実施機関の主な活動内容は次のとおりである。

(1) 町

町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 水防活動
- オ 住民の避難誘導

(2) 西部消防局

西部消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 救急活動
- オ 水防活動
- カ 住民の避難誘導

(3) 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資器材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町、消防局、警

察等へ通報する。

カ 活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

4 救出の方法

救出活動は、消防局を主体にした救出班を編成し、救出に必要な車両その他の資器材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

なお、救出に必要な機材等の状況は第3章第14節「機械資機材の調達計画」のとおりである。

5 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防局又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、警察、隣接市町村に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣（第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」）について知事に要請するものとする。

- (1) 協力日時
- (2) 集合場所
- (3) 協力人員
- (4) 搜索範囲
- (5) 搜索予定期間
- (6) 携行品
- (7) その他必要となる事項

6 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、町、消防団、消防局、警察等関係各機関が十分な連携を図り、協力して作業を実施する必要があるため、二次災害の防止に配慮のうえ、救出活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容）についての情報を相互確認のうえ被災者の救出にあたるものとする。

7 救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法施行細則で定める様式により正確に記録するものとする。

8 災害救助法が適用された場合における被災者の救出

- (1) 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。
- (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とす

ること。

- (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。ただし、災害の状況により、この期間では、救助の適切な実施が困難な場合には、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 26 節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

1 目 的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を行うことを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は町長（本部長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。

3 行方不明者の搜索

(1) 搜索体制の整備

ア 町は、災害時に速やかな搜索が実施できるように、あらかじめ事象に合わせた搜索体制の構築について検討を行うものとする。

イ 町は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との搜索協力体制の構築に努める。

(2) 実施機関

ア 行方不明者の搜索は、町のほか警察、消防等の関係機関が連携して行う。

イ 災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、県（福祉保健部）は、その救助の全部又は一部を実施する。

(3) 実施方法

ア 実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用のある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

イ 搜索の方法

(ア) 組織

遺体の搜索は、警察官、消防機関等の協力を得て搜索班を編成し搜索にあたるものとするが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

(イ) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されるものに対して行うものとする。

ウ 応援の要請

町の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を必要とする場合は、次の事項を明示し県及び関係市町村に対し、搜索の応援を要請する。

(ア) 町内での搜索

a 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所

- b 搜索予定地域
 - c 応援を要請する期間
 - d その他必要な事項
- (イ) 他市町村内での搜索
- a 遺体が埋没していると予想される場所
 - b 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
 - c その他必要な事項

4 遺体の収容処理

(1) 実施機関

- ア 搜索班が実施することを原則とするが、必要に応じ町内の住民等の協力を求めて実施する。
- イ 遺体の検視は、警察が行う。
- ウ 遺体検視後の処理は、町が行う。

(2) 遺体の届出

- ア 遺体を発見した者は、直ちに町長（本部長）に届出するものとする。
届出を受けた本部長は、直ちに黒坂警察署に届出するものとする。
- イ 遺体を発見した場合は、警察と連携して発見状況の確認・記録から、遺体の搬送、検視・検案、身元確認作業、遺品管理等まで一連の検視活動に協力するものとする。なお、身元不明遺体、引取人のない遺体については、原則、町が引き継ぐものとする。

(3) 検視・検案体制の確保

- ア 町は、遺体の検視についてはあらかじめ検視場所及び遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。なお、不足する場合は県を通じて調達を図る。
- イ 町及び県は、検案医師及び看護師について、応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努める。
- ウ 遺体については、町（救護班）は黒坂警察署、県及び医療機関等と協力して、あらかじめ手続等を調整した上で、検視・検案体制を確保するものとする。

(4) 遺体の処理

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
町又は委託を受けた期間は、遺体の識別等のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
- イ 遺体の一時保存
遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は

寺院、学校等の敷地に仮設) に集めて埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 遺体の引渡し

遺体の身元が判明した場合は、原則として遺族、親族等に連絡のうえ検案後引渡しするものとする。

エ 変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、黒坂警察署による遺体検視後処理を行うものとする。

オ 災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

本町に災害救助法が適用されていない状況で、同法適用地域より遺体が漂着したときは、同法適用地域が社会的混乱のため遺体の引取りができない場合に限り、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 遺体の身元が判明している場合

a 町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

b 遺体は、漂着地の市町村(本町)において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第 35 条の規定により求償を受けるものとする。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合

a 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、(ア)と同様に取り扱うものとする。

b 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、町長(本部長)が行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)の規定により処理するものとする。

5 応急的な埋葬

災害の際、死亡した者で町長(本部長)が必要と認めた場合、応急的に埋葬を行うものとする。

(1) 埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

ア 災害の混乱時に死亡した場合(災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。)

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

(2) 埋葬の方法

埋葬は原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡すこととする。なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 事故等による遺体については、黒坂警察署から引継ぎを受けた後埋葬するものとする。

イ 身元不明の遺体については、黒坂警察署と連絡し、その調査に当たる。

ウ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

(3) 棺の調達

町は、葬祭業者等から棺の調達を行うものとするが、不足する場合には、県に対して県葬祭業協同組合との協定に基づく棺の調達を要請する。

棺の輸送にあたっては、事情の許す限り当該物資調達先に依頼するものとするが、依頼できないときは、第3章第28節「輸送計画」に定めるところにより輸送する。

(4) 緊急火葬支援体制

本部長は遺体多数のため、鳥取県西部広域行政管理組合の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し、他市町村に応援を要請する。

本部長は遺体の搬送について、町のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

6 遺体の火葬埋葬等のための施設の状況

火葬場の所在地等については、資料編を参照する。

7 埋葬及び遺体の処理の実施に伴う記録

遺体の埋葬及び遺体の処理を実施した場合は、災害救助法に定める様式により正確に記録するものとする。

8 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬、捜索及び処理

(1) 遺体の埋葬

ア 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

イ 原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とすること。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。ただし、

災害の状況により、この期間では、救助の適切な実施が困難な場合には、知事及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 遺体の搜索

ア 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

イ 遺体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ウ 遺体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないこと。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合には、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(3) 遺体の処理

ア 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

イ 遺体の処理は、次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班において行うこと。

エ 遺体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とすること。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,400 円以内とすること。この場合において、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(ウ) 救護班において検案することができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

オ 遺体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないこと。ただし、災害の状況により、この期間では、救助の適切な実施が困難な場合には、知事及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 27 節 障害物の除去計画

1 目 的

この計画は、災害によって道路、住居又はその周辺に運ばれた瓦礫、土石、竹木及び被災工作物等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているときに、これを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は町長（本部長）が行う。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

(2) 町は、災害廃棄物を自ら若しくは業者に委託し又は災害廃棄物処理協定の締結団体に要請して、災害廃棄物の収集運搬及び処理を行う。また町は、災害廃棄物の処理にあたり必要に応じて次の事項を明らかにした上で、他市町村又は県に応援要請する。

- ア 清掃所要地域
- イ 清掃期間
- ウ 応援を求める人員・機材
- エ 応援を求める業務範囲
- オ その他参考事項

3 障害物除去の対象

(1) 対象者

- ア 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態である者の住家
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができない者の住家
- ウ 半壊又は床上浸水した住家
- エ 原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けたものに限る。

(2) 対象物

- ア 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。
- イ 汚物の概念にはいるものは、一般的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定により除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害になっている場合には、この計画によるものとする。

4 障害物除去の方法

- (1) 除去は業者に請け負わせて実施するが、町長が行うことができない場合は、警察官の協力を得るものとする。
- (2) 除去は原状回復でなく応急的な除去に限る。
- (3) 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。

5 除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップその他機械器具について、常に必要数量は確保しておくものとする。

6 除去した障害物の集積場所

(1) 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他の適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所。なお、工作物等の保管を始めた日から14日間、その工作物の保管場所等を公示する。

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(2) 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものは、あらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮する。

7 被災車両の撤去

道路上等に被災車両があり災害応急対策の実施に当たり妨げとなる場合には、「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき締結団体に対して被災車両の撤去、移動等の実施を要請するものとする。

8 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。なお、売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約により行うものとする。

9 障害物除去に伴う記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める様式により正確に記録するも

のとする。

10 災害救助法が適用された場合における災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とすること。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。ただし、災害の状況によりこの期間では、救助の適切な実施が困難な場合には、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料編 12 災害救助法による救助の基準

P25

11 災害廃棄物処理の留意事項

町が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意する。

- (1) 災害のため実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業
- (2) 特に必要と認めた仮設便所、避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間のもの。

12 災害廃棄物処理の国による代行

国（環境省）は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について、必要な支援を行うこととされている。特に大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市長村長から要請があり、かつ当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うこととされているため留意を要する。

13 緊急時の一般廃棄物の円滑かつ適正な処理（感染症関連）

災害や感染症のまん延等により想定以上に広範囲に影響が及び、日野町内の一般廃棄物処理業者や町外の一般廃棄物処理業者が確保できず、一般廃棄物の処理が困

難となった場合や、町職員が多数感染症に感染し、又は濃厚接触者となるなどし、行政機能が大幅に低下することにより、町が一般廃棄物処理に係る許可を出せない場合が想定されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）に基づき、災害等により一時的に低下した一般廃棄物の処理能力を補完するため、許可を受けないで一般廃棄物の処理を行うことを暫定的に可能にし、緊急時の一般廃棄物の円滑かつ適正な処理を図るものとする。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例

災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支援の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために、環境大臣又は町長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は町長が定める期間に一般廃棄物を適正に処理する能力がある者として環境大臣又は町長が指定する者については、一般廃棄物処理業の許可を不要とする。

(2) 特に必要があると認める場合

前号の「特に必要があると認める場合」とは、廃棄物処理事業継続計画に基づく対応が困難であり、緊急に処理すべき一般廃棄物がある等の事由により、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止の必要があり、かつ何らかの理由により町内の既存の一般廃棄物処理業者では十分な処理ができない状況であること。

(3) 指定の対象とすべき者

指定の対象となる者は、「一般廃棄物を適正に処理する能力がある者」であることから、緊急に処理する廃棄物について、客観的に適正に処理する能力を有している必要があることから、災害等により町内の既存の処理業者では十分な処理ができない状況を勘案すれば、協定を締結している他の市町村の一般廃棄物処理に係る許可を有している者を優先することが望ましい。

14 災害廃棄物処理計画の整備

(1) 町は、災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理の観点から、平成 28 年環境省告示第 7 号に基づき地域防災計画その他の防災関連指針・計画等との整合を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定し適宜見直しを行う。なお、災害廃棄物処理計画の策定・見直しにあたり、必要に応じて県の支援を受ける。

(2) 町は、災害廃棄物が多量に発生し迅速な処理が困難な場合は、県に対し災害廃棄物の広域処理を要請する。

第 28 節 輸送計画

1 目 的

この計画は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

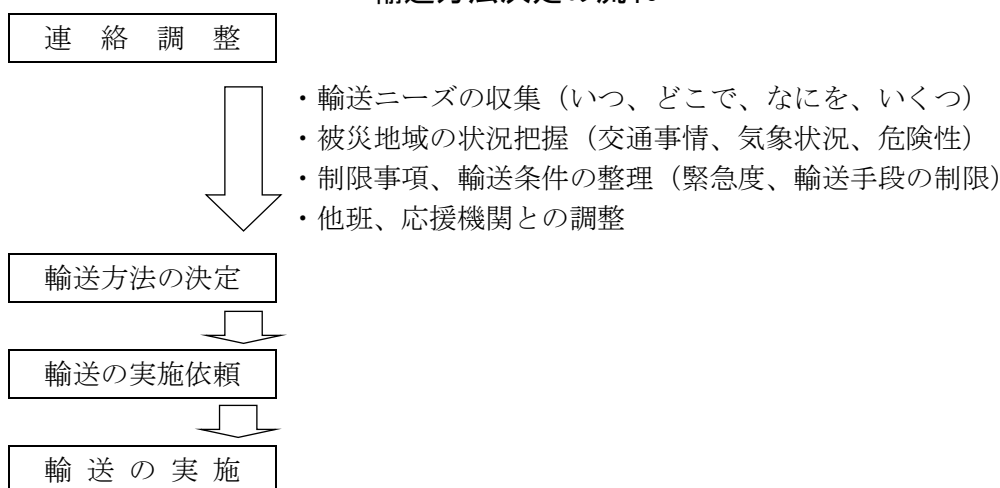
2 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、実施主体は県（知事）であるが、県から事務を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあつては、町（町長）が行うものとする。
- (2) 災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各対策班が行う。ただし、配車等総合調整は、総務班（災対本部事務局）で行う。
また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、自動車、人力、鉄道、航空機等のうち最も適切な方法により行うものとする。

輸送方法決定の流れ



4 人員、物資の優先輸送

(1) 人員の輸送

災害時において、優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職（団）

員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出された被災者等とする。

(2) 物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡、調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食料及び飲料水、医薬品並びに防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

5 輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

(1) 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

ア 町有のもの

(ア) 総務班（災対本部事務局）が稼働可能数の掌握、配車を行う。

(イ) 配車については、各対策班が自動車を必要とするとき、総務班（災対本部事務局）に要請を行う。

イ その他のもの

各対策班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合、総務班（災対本部事務局）は、直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。なお、町の所有する自動車の状況は資料編のとおりである。

ウ 応援の要請

本部長（町長）は、本町内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村又は県で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 自動車の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要な事項

(2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で列車による輸送が適当であるときは、協定に基づき、県又

は西日本旅客鉄道株式会社米子支社（根雨駅等）に協力要請を行う。

(3) 人力による輸送

災害のため車両等機動力による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うものとする。労務者の確保は、本章第12節「労働力供給計画」によるものとする。

(4) 航空機による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は山間地等へ緊急に輸送の必要が生じた場合、消防防災、警察、自衛隊等の航空機による輸送の要請を行うものとする。

6 緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う自動車の車両について、知事又は県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより黒坂警察署から「緊急通行車両を証明する標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けるものとする。

(1) 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

- ア 番号標に標示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）
- ウ 使用者住所、氏名
- エ 通行日時
- オ 通行経路（出発地、目的地）
- カ その他必要な事項

(2) 掲示箇所

緊急通行車両の使用者は、「緊急通行車両を証明する標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急通行車両確認証明書」を携帯するものとする。

資料編	36	緊急通行車両の標章	P74
	37	緊急通行車両確認証明書	P75

7 輸送拠点の設置及び管理

(1) 県及び町は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。

- ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（空港等）
- イ 下流の拠点・・・町配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

(2) 輸送拠点の管理

県及び町は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

- ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要

請する。

イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意する。

ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保する。

8 災害救助法が適用された場合の救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

(ア) 町長、警察官等の避難指示に基づき被災者自身を避難させるための輸送

(イ) 被災者を誘導するための人員、資機材等の輸送

イ 医療及び助産

(ア) 救護班において処置できないもの等の輸送

(イ) 救護班の仮設する診療所への患者輸送

(ウ) 救護班関係者の輸送等

ウ 被災者の救出

(ア) 救出された被災者の輸送

(イ) 救出のための必要な人員、資材等の輸送

エ 飲料水の供給

飲料水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）

オ 遺体の捜索

遺体の捜索のため必要な人員、資材等の輸送

カ 遺体の処理

(ア) 遺体の処理及び検案のための救護班員等人員の輸送

(イ) 遺体の処置のための衛生材料等の輸送

(ウ) 移動に伴う遺体の輸送

(エ) 遺体を移送するための人員の輸送

キ 救済用物資の整理配分

(ア) 被災者に給与する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用、食料、薪炭の輸送

(イ) 被災児童生徒に支給する学用品の輸送

(ウ) 救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。ただし、災害の状況により、所定の期間では、

救助の適切な実施が困難な場合には、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(4) 支出できる輸送費は、輸送契約による場合の輸送費のほか、自動車等の輸送用機器等の借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費等とする。

9 上記の輸送を行った場合は、災害救助法に定める資料編 38「輸送記録簿」の様式により正確に記録するものとする。

第 29 節 災害警備対策計画

1 目 的

この計画は、町内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

2 警備実施計画

災害警備活動については、県警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

(1) 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び黒坂警察署に次の警備本部等を設置する。

ア 第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室

イ 第二次体制（警戒体制 1）の場合は、総合災害警備本部（本部長：県警察本部警備部長）及び現地災害警備本部

ウ 第三次体制（警戒体制 2）の場合は、特別災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部

エ 第四次体制（非常体制）の場合は、非常災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部

(2) 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

ア 災害に備えての措置

(ア) 災害警備計画の策定

(イ) 危険箇所等の把握

(ウ) 災害警備用装備資機材の整備

(エ) 災害警備用物資の備蓄等

(オ) 警察施設等の災害対策

(カ) 教養訓練

(キ) 通信の確保

(ク) 交通の確保等に関する体制及び施設の整備

(ケ) 避難誘導體制の整備

(コ) 関係機関との相互連携

(サ) ボランティア受け入れのための環境の整備

イ 災害発生時における措置

(ア) 初動態勢の確立

(イ) 情報の収集・伝達

- (ウ) 救出救助活動等
- (エ) 警戒区域の設定
- (オ) 避難誘導等
- (カ) 緊急交通路の確保
- (キ) 行方不明者の調査及び捜索
- (ク) 検視・死体見分、身元確認等
- (ケ) 社会秩序の維持

3 警察による広域応援

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第 60 条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

第 30 節 生業に必要な資金等の貸与計画

1 目 的

この計画は、災害により生業を失った世帯に対して、災害救助法が適用された場合における生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与することを目的とする。

2 災害救助法が適用された場合の生業に必要な資金の貸与

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- (2) 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- (3) 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
 - ア 生業費 1 件当たり 30,000 円
 - イ 就職支度費 1 件当たり 15,000 円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付するものであること。
 - ア 貸与期間 2 年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならないこと。ただし、この期間では、救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第31節 文教対策計画

1 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

2 実施責任者

文教施設の被災は、直接児童生徒に重大な影響を及ぼすので、応急措置については第一次的には学校長が、第二次的には町教育委員会が実施するものとする。

3 災害に関する予報、警報及び警告等の把握、伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

4 避難措置について

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、第3章第7節「避難計画」に基づいて、速やかに避難する。

また、町から避難所等の開設の要請を受けた学校にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力するものとする。

5 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、必要な注意事項を十分に徹底させるとともに次の安全措置をとるものとする。

(ア) 地区別の班編成等によって上級生の引率等による集団下校を行う。

なお、必要に応じ教職員がこれに付き添うなどの措置をとる。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、電話連絡網、広報車の利用等確実な方法で各児童生徒等に徹底させるものとする。

(2) 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

ア 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措

置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

イ 町教育委員会は、災害の状況に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

(3) 応急教育の実施場所

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のため使用できない教室に代えて特別教室、体育館等を利用し、応急教育を行う。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮のうえ、公民館等公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。

ウ 激甚な災害の場合

広範囲にわたる激甚な災害によりア又はイの措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

エ 教育施設のあっせん依頼

町に、適当な施設がない場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に対してあっせん要請するものとする。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

(4) 応急教育の方法

被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずるとともに、極力規定授業時間数の確保に努めるものとする。

(5) 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

ア 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

(ア) 参集教員の確保

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、あらかじめ定める報告系統により県教育委員会に報告する。

(ウ) 県教育委員会からの指示

県教育委員会においては、(イ)で報告された人数、その他の情報を総合判断し、町教育委員会に対し、教員の配置等適宜指示連絡を行うので、これらの指示を受けた場合には、町教育委員会は、速やかに各学校長へ連絡する。

(エ) 児童生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教職員をもって児童生徒の安否確認、生活指導にあたらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

イ 退職職員の活用

災害により教職員の確保が困難で、平常授業に支障をきたす場合は、退職職員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

6 登下校時の措置

登下校時の措置については、第3章第7節「避難計画」に定めるところによる。

7 学校給食対策

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに早期の開始に努力するものとする。

- (1) 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）を早期調査し、把握するとともにその対策を行うこと。
- (2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整
- (3) 衛生管理、特に食中毒等の事故防止を厳重にする。
- (4) 状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

8 児童生徒等、教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の使用
- (3) 児童生徒等の保健管理及び保健指導
- (4) 児童生徒等の精神面に係る配慮（こころのケア）

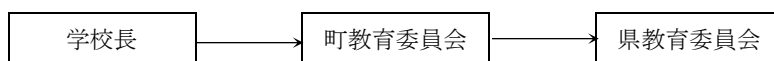
9 学用品の給与

(1) 教科用図書の供給あっせん

ア 教科用図書被災状況の報告

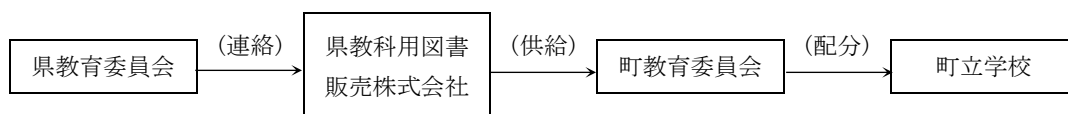
(ア) 小中学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、町教育委員会に報告するものとする。

(イ) 町教育委員会は、町内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

- (ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況を取りまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び町教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。
- (イ) 県教育委員会及び町教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



(2) 学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものとする。

10 災害救助法が適用された場合の学用品の給与

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校等生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
- ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
- ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県及び内閣府と協議を行い、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 32 節 隣保互助、民間団体活用計画

1 目 的

この計画は、災害応急対策の支援を行うにあたり日赤奉仕団やその他の民間団体の活動要請・活用方法等を定めることを目的とする。

2 実施責任者

被災地における民間団体、民間企業への協力要請は本部長（町長）が実施する。

3 民間団体の活用基準

(1) 対象団体

対象となる民間団体は、次のとおりである。

- ア 自治会
- イ 自主防災組織
- ウ 日野町赤十字奉仕団
- エ 女性会
- オ その他の民間団体

(2) 協力要請

- ア 災害応急対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。
- イ 各民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示し行う。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 従事場所及び就労予定時間
 - (エ) 所要人員
 - (オ) 集合場所
 - (カ) 携行品等
 - (キ) その他必要な事項

(3) 協力活動の内容

災害の規模等により異なるが、おおむね次のとおりである。

- ア 被災者及び災害応急対策作業員等に対する炊き出し
- イ 被災幼児の託児、保育
- ウ 被災者の救出
- エ 救援物資の輸送、被災者に対する配給
- オ 清掃、防疫活動の応援
- カ 避難所の応援

キ その他災害応急措置の応援

4 民間企業との協働

(1) 対象団体

- ア 県及び町との応援協定締結事業所
- イ その他、災害時に県、町の防災活動に協力可能な事業所

(2) 協力要請等の順序

ア 町は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。

イ 町は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び就労予定時間
- (エ) 所要人員
- (オ) 集合場所
- (カ) その他必要事項

(3) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- ア 初期消火や人命救出・救護活動
- イ 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
- ウ 避難者への水や食料、生活関連物資の提供
- エ 避難所等の提供
- オ その他応急対策に必要な事項

第 33 節 ボランティア受入計画

1 目 的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

2 実施責任者

被災地における生活支援ボランティアの受入・活用については日野町社会福祉協議会が実施するものとする。ただし、町で要請実施できない場合は、県又は県社会福祉協議会に必要な措置を要請する。

3 ボランティアの受入及び派遣

(1) 町

ア 日野町社会福祉協議会と連携し、町ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。

イ 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

ウ 赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、日赤鳥取県支部に次の事項を示して応援協力の要請を行う。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 作業内容

(ウ) 従事場所及び就労予定時間

(エ) 所要人員

(オ) 集合場所

(カ) その他必要事項

日赤鳥取県支部連絡先

連絡先	電話番号	FAX番号
日本赤十字社鳥取県支部 事業推進課	0857-22-4466 0857-22-8367 (夜間・休日) 090-7998-9372 (緊急携帯電話)	0857-29-3090

(2) 日野町社会福祉協議会

ア 被災地となった場合

(ア) 町及び県社会福祉協議会と連絡調整の上、町ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

(イ) ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社会福祉協議会や県社会福

祉協議会に派遣要請を行う。

イ 被災地外の場合

被災市町村の社会福祉協議会、あるいは県社会福祉協議会からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

4 医療救護関係ボランティアの受入・活用

町は、町の医療救護活動の実施状況、救護所の設置状況等を速やかに西部総合事務所福祉保健局等関係機関に報告を行うとともに、医師等が不足する場合には、鳥取県西部医師会等に対してあらかじめ登録している医療救護関係ボランティア及び随時受付けたボランティアの派遣を要請するものとする。

第 34 節 要配慮者・避難行動要支援者対策の強化

1 目 的

この計画は、要配慮者・避難行動要支援者（以下、本節において「要配慮者等」という。）に対し、災害時に迅速、的確な対応を行うことを目的とし、町は、第 2 章第 20 節「要配慮者対策の強化」、同第 21 節「避難行動要支援者の避難支援体制整備計画」及び「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、要配慮者等の安否を確認し、避難支援を迅速・的確に実施することを目的とする。

2 避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者等避難情報）の発令

町は、避難することが必要となるおそれがある場合は、要配慮者等への避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで要配慮者等及び支援者に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者等避難）情報の目安については、第 3 章第 7 節「避難計画」に定めるところによるものとする。

3 避難先での対策

町は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成 19 年 2 月鳥取県災害対策研究会策定）避難所運営マニュアル（平成 28 年 3 月鳥取県西部町村会）及び日野町避難計画等に基づき、要配慮者等の避難生活の支援を的確に実施する。

また、要配慮者等については、一般的な避難所での居住空間生活に支障を来たす場合は、要配慮者等の優先スペースを確保又は福祉避難所への収容を行うものとする。ただし、自宅や知人宅等で生活が可能な場合は、選択肢の一つとして対応する。

(1) 避難先での対策

町は、避難所において、次の事項について十分配慮する。

- ア 要配慮者等用窓口の設置
- イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
- ウ 要配慮者等に配慮したスペースの確保（畳等の設置、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）
- エ 避難所等における要配慮者等の把握と要望調査
- オ 避難所のバリアフリー化への配慮
- カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- キ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ク 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

(2) その他災害時に配慮すべき事項

- ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ウ 仮設住宅の優先的入居
- エ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
- オ ケースワーカーの配慮や継続的な精神面での支援
- カ 福祉相談窓口の設置
- キ 風邪等の感染症対策
- ク 避難所に要配慮者等担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）
- ケ 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
- コ 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

4 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 要配慮者の把握
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成
- (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
- (4) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

5 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

- (1) 避難のための情報伝達
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
- (3) 避難行動要支援者の安否確認の実施
- (4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

6 避難行動支援に係る地域の共助力の向上への取組み

- (1) 地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、高齢者や障がい者等に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと。
- (2) 民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること。

第 35 節 義援金・義援物資の受入・配分計画

1 目 的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の募集

災害救助法が適用された場合または被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局、県（福祉保健部）等関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

(2) 義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、県等関係機関で構成する災害義援金配分委員会を開催し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めるものとする。

協議・決定事項はおおむね次のとおりである。

- ア 義援金の保管
- イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- ウ 義援金の使途
- エ その他必要な事項

(3) 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

3 義援物資の受入れ及び配分

町は、第 3 章第 16 節「食料供給計画」第 17 節「衣料生活必需物資供給計画」の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括してによる梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

とする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受付

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第 36 節 交通施設災害応急対策計画

1 道 路

(1) 目 的

この計画は、災害時における交通の混乱を防止し、交通路の確保を図り、応急措置の迅速化、危険箇所の通行による二次災害の防止に資することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 町長（本部長）は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、県警察と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

イ 交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規 制 理 由 等	規制対象	根 拠 法 令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

ウ 町は、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。

エ 町は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

(3) 応急措置

ア 町の管理する道路

町長（本部長）は、町道が破損、決壊、橋梁損失その他交通に支障を及ぼすおそれがある場合又はその通報を受けた場合は、直ちに通行の禁止、制限等の規制措置をとるとともに、応急復旧に努め、さらに適当なう回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

なお、通行の禁止、制限等の規制措置を実施する場合には、その内容等を黒坂警察署長に通知するものとする。

イ 国及び県が管理する道路

町長（本部長）は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合又はその通報を受けた場合は、直ちに日野振興センター日野県土整備局長あて報告するものとする。

ウ 緊急輸送道路等の情報収集及び連絡調整

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

(ア) 町は町域に係る緊急輸送道路について、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集し、日野振興センター日野県土整備局長に報告する。

(イ) 県、町長（本部長）及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。

(ウ) 県及び町長（本部長）は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。

エ 車両の運転者の義務

(ア) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(イ) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

オ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(イ) (ア) による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定は警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車

両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(エ) (ア) 及び (イ) の規定は警察官がその場にはない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防局が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(オ) 自衛官又は消防吏員は、(ウ) 又は (エ) の命令をし、または措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(カ) 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

カ 標識等の設置

(ア) 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）
「道路標識、区画線および道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

(イ) 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）
同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条に定める標識を設置する。

(ウ) 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）
同法施行令（昭和30年政令第270号）第3条の2に定める標識を設置する。

(エ) 道路法第46条の規定に基づく規制（道路管理者実施）
同法第48条第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

キ 応急工事実施要領

(ア) 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、産業振興課長の判断で適宜工事実施を行うものとする。

(イ) 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、産業振興課長は総務課長と協議のうえ財政措置の確認を得たうえ実施する。

(ウ) 被害の規模が、復旧工事費1,100,000円を超える場合であって公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されない場合の応急対策は、(イ)により実施し、適用される場合にあつては、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

ク 応急対策実施順位

(ア) 救助実施に緊急を要する路線

(イ) 定期バス路線又は定期自動車路線であるもの

(ウ) 官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設と通じているもの

(エ) その他民生の安定上必要があるもの

(4) 応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。(第3章第10節「広域応援・受入計画」参照)

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請(第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」参照)も考慮する。

ア 作業員について

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 作業内容

(ウ) 従事場所

(エ) 就労予定期間(時間)

(オ) 集合場所

(カ) 携行品等

(キ) その他必要な事項

イ 機械等について

第3章第14節「機械資機材の調達計画」に定めるところによるものとする。

(5) 応急対策用資器材の確保

ア 応急対策用資器材の確保は、ライフライン班が行う。

イ 業者の負担に付して工事を行うときは、支給材料を除きすべて請負業者に確保させるものとする。

(6) 孤立状況の早期把握

ア 災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、町は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。

イ その他、孤立集落発生時の応急対策については、第3章第40節「孤立発生時の応急対策計画」による。

2 鉄道

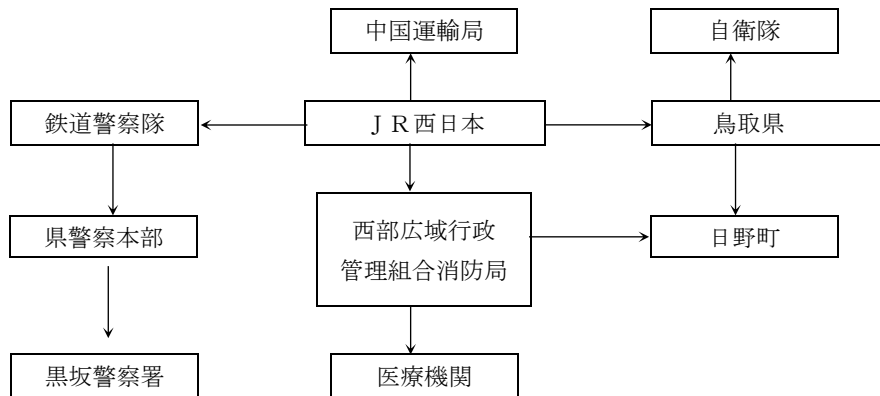
(1) 目的

この計画は、鉄道事故により災害が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

(2) 応急対策

ア 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。



イ 関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者（JR西日本）は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

ウ 救出救助活動

県警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

エ 避難誘導等

脱線した鉄道車両が高架から転落するなど被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。

オ 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。

カ 消火措置

列車火災が発生した場合、西部消防局は、速やかに消火活動を実施するものとする。

キ 交通規制及び立入禁止区域の設定

（ア）道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

（イ）道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

ク 広報活動

鉄道事業者（JR西日本）は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

第 37 節 水道施設応急対策計画

1 水道施設（町）

(1) 目的

この計画は、風水害等により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活水の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

水道管理者（ライフライン班）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また、町で対処できないときは、「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づき他市町村又は県等に応援を要請する。

(3) 応急対策

水道管理者（ライフライン班）は、速やかに次の措置をとるものとする。

ア あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。

イ 直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。

ウ 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

エ 緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。

オ 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

第 38 節 下水道施設応急対策計画

1 下水道施設（町）

(1) 目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

(2) 実施責任者

下水道管理者（ライフライン班）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

(3) 応急対策

下水道管理者（ライフライン班）は、速やかに次の措置をとるものとする。

ア あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。

イ 直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。

ウ 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

エ 緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。

オ 施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。

カ 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

第 39 節 L P ガス災害応急対策計画

1 L P ガス施設（県 L P ガス協会）

(1) 目的

この計画は、災害時における L P ガスの供給確保及び L P ガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

県 L P ガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、L P ガス供給の確保を図る。

(3) 復旧対策

ア 県 L P ガス協会は、緊急出動体制の充実に努める。

イ 県 L P ガス協会、警察及び消防局は、L P ガスの事故を知ったときは、被災地の防災事業所（鳥取県高圧ガス地域防災協会が指定する事業所）に通報し緊急出動体制を整えるとともに、鳥取県 L P ガス協会災害対策本部を設置し、災害を受けていない支部・地区に対して緊急応援を求める。

ウ 県 L P ガス協会は、災害発生直後の L P ガスの二次災害を防止するために、災害発生後速やかに緊急措置点検を行うものとする。

エ 県 L P ガス協会は、災害発生後に L P ガスの二次災害を防止するために、緊急措置点検終了後から 2 週間程度を目処として応急措置を行うものとする。

オ 町は、L P ガスの二次災害を防止するために必要な情報を、町防災行政無線、広報車、町ホームページ等を通して広報するものとする。

(4) 応急供給

ア 県は県 L P ガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合の L P ガスの応急供給について、「緊急用 L P ガスの調達に関する協定」を締結する。

イ L P ガスの応急供給における緊急用 L P ガスとは、L P ガスのほかに容器、燃焼器具、その他の L P ガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

ウ 町は、L P ガスの応急供給の必要性を認めたときは、県に対し L P ガスのあわせん依頼を行うものとする。

エ 県は、「緊急用 L P ガスの調達に関する協定」に基づき、県 L P ガス協会に L P ガスの供給要請を行うものとする。

オ 県 L P ガス協会は、県からの要請に基づき製造事業所（充填所）応急供給の指示を出し、供給物資の搬送を行わせるものとする。

カ 県 L P ガス協会は、平常時から L P ガス応急体制の整備を行うものとする。

第 40 節 孤立発生時の応急対策計画

1 目 的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

2 孤立状況の把握

(1) 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間地の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

ア 道路の崩壊

イ 道路への土砂崩れや雪崩の流入

ウ 大雨、大雪に伴う事前通行止め等

(2) 通信設備の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

(3) 電気、水道等ライフラインの状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食料の有無等）

(4) 孤立集落に所在する者の状況把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無等）

(5) 孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、日野振興センター（振興局又は県土整備局）に報告するものとする。

3 物理的な孤立の解消

(1) 交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

(2) 代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

(3) 物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

(4) 帰宅困難者の支援

町は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

(5) ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、町及び西部消防局は、県（危機管理局）にヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を依頼する。

4 情報孤立の解消

町は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

(1) 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

(2) 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第 41 節 被災者支援計画

災害により被災した住民のために町、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の概要は、次のとおりである。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。なお、被災者生活支援に関する情報については、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

1 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明の交付を行うものとする。
- (2) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど適切な手法により実施するものとする。

2 生活再建対策

(1) 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

ア 災害救助法適用の要件

(ア) 対象となる自然災害

- a 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害
- b 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害
- c 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害
※ただし、① a 又は b の市町村を含む県内で 5 世帯以上の全壊が発生した人口 10 万人未満の市町村、② a から b に隣接している人口 10 万人未満で全壊 5 世帯以上の市町村については適用がある。
- d a 若しくは b の市町村を含む都道府県又は c の都道府県が 2 以上ある場

合に、5世帯以上の全壊が発生した人口 10 万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

イ 支給対象世帯

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

(ウ) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

(エ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

ウ 大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

エ 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する機会が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

(ア) 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

(イ) 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

オ 支給条件

(ア) 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

(単位：万円)	世帯人員	支援金			
		① 基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃貸
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5

(イ) 対象経費

用途の限定なし

カ 被災者生活再建支援法の適用事務

(ア) 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

(イ) 町

住宅の被害認定、り災証明等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

(ウ) 申請期間

a 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記オ（ア）②）・・・災害発生後 37 月以内

b その他の経費（上記オ（ア）①）・・・災害発生後 13 月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは申請期間を延長することができる。

(2) その他の生活支援対策

ア 生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 <見舞金上限額> 5 万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） <受給遺族> 配偶者、子、父母、孫、祖父母 <支給額> 生計維持者が死亡した場合500万円 その他の者が死亡した場合250万円 <対象災害> 自然災害 ・ 1 市町村で住居が 5 世帯以上滅失 ・ 3 以上の市町村で住居が 5 世帯以上滅失 ・ 県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・ 2 以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） <受給者> 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） <支給額> 生計維持者250万円その他の者125万円 <対象災害> 自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から	住所地の市町村 県（福祉保健課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	貸付) <受給者> 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 <限度額> 350万円 <対象災害> 県内で災害救助法が適用された災害	
生活福祉資金 (災害援護資金、住宅資金) の貸付	被災された低所得世帯、障がい者世帯(身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯)あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要な資金を貸与 <対象事業> 住宅の改築、補修 <貸付限度額> 350万円	県(福祉保健課)
被災地の高齢者等の生活支援	被災された一人暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援 <上限助成額> 1世帯あたり10万円	県(長寿社会課)
生活福祉資金の特例貸付 (小口貸付)	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与 <貸付限度額> 10万円(1回限り)	県(福祉保健課) 県社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母(母子家庭となって5年未満)に生活資金として貸与 <生活資金> 月額10.3万円(2年間限度、6年間無利子)	県(青少年・家庭課)
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県(健康政策課)
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県(健康政策課)
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で心理判定員、臨床心理士等が相談実施	県(青少年・家庭課) 県教委(小中学校課・体育保健課)
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委(県立図書館)

イ 授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 <全壊・半壊> 全額免除 <上記以外の被害> 半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育・学術振興課） 県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

ウ 農林水産業金融

- (ア) 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん
- (イ) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (ウ) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん
- (エ) 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置
- (オ) その他（平成12年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後6年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 <貸付限度額> 120万円/h a（貸付期間5年）	県（林政課森林・林業総室）

エ 商工業金融

- (ア) 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。
- (イ) 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。
- (ウ) 町商工会等を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。
- (エ) 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図る。
- (オ) 鳥取県特別金融対策資金による長期低利の資金を貸付ける。
- (カ) 鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。
- (キ) 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。(利子及び信用保証料を6年間0%とする) <貸付限度額> 5,000万円(償還期限10年)	県(経済通商総室)
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 <貸付限度額> 5,000万円(償還期限7年)	
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 <貸付限度額> 5,000万円(償還期限12年)	
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円(信用保証0.6%)	
同和地区中小企業特別融	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円(信用保証0.5%)	県(経済・雇用政策資総室経済通商総室)
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸与 <貸付限度額> 4,000万円(償還期限7年)	県(経済・雇用政策総室経済通商総室)
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリー	県(経済・雇用政策総室経済通商総室)

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	スを実施 <貸付限度額> 6,000万円（割賦払期間7年、リースは3～7年）	
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 <貸付限度額> 8,000万円（割賦払期間7年）	県（経済・雇用政策総室経済通商総室）

3 その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- (1) 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- (2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- (3) 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- (4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）
- (5) 被災児童、災害等への援護
 - ア 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施
 - イ 県（福祉保健部、教育委員会）、町による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施
 - ウ 町による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

4 日本銀行による応急金融対策

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
 - ア 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、その確保のため必要な措置を講ずる。
 - イ 日本銀行は、被災金融機関の早期の営業開始やその継続性確保に関し、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、必要な要請を行う。
- (2) 金融特別措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置を適切に講じるように要請する。

 - ア 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

- イ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
 - ウ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。
 - エ 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができるようにすること。
 - オ 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
 - カ 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
 - キ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
 - ク 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
 - ケ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
 - コ ア～ケにかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
 - サ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (3) 金融特別措置に対する広報

日本銀行は、金融特別措置の実施について上記(2)コ、サの要請を行うほか、報道機関等と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第 42 節 竜巻・突風対策計画

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険

2 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

イ 防風垣の設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第 43 節 損害補償

1 目 的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

2 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は、関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。

公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等に依る。なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等に依るものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第 65 条第 1 項、第 2 項、第 3 項	市町村長ほか	当該市町村の住民又は現場にある者（自然人のみ）	応急措置に従事	災害対策基本法第 84 条第 1 項	市町村
災害対策基本法第 71 条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第 84 条第 2 項	県
消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第 36 条の 3	市町村
消防法第 25 条第 2 項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第 35 条の 10 第 1 項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第 45 条	水防管理団体
災害救助法第 7 条第 1 項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第 12 条	県（一定額を超える場

災害救助法第7条第2項	地方運輸局長(運輸監理部長を含む)	輸送関係者			合は一部国負担
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

3 民事の損害賠償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産のトラブルについては、町は介入しないものとし、民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第 44 節 激甚災害の適用

1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区 分	概 要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 ・当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象地区も併せて指定） ・事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・「本激」：地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害：適用措置を指定） ・「局激」：市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定） ※県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定基準（本激の基準） ・局地激甚災害指定基準（局激の基準）

2 激甚災害の指定

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特別措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特別措置が適用される。

3 激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区 分	条	号	対象事業	関係法令
1 公共土木 施設災害復 旧事業等に	第3条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧 事業費国庫負担法
		2	公共土木施設災害関連事業	
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧

関する特別 の財政援助			費国庫負担法
	4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
	5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
	6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
	6の2	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
	7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
	8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者総合支援法
	9	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
	10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
	13	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）	
	14	湛水排除事業	
2 農林水産 業に関する 特別の助成	第5条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業	
	第6条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の助成の特例	
	第7条	・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	
	第8条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例」	天災融資法
	第9条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
	第10条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
	第11条	・共同利用小型漁船の建造費の補助	
	第11条 の2	・森林災害復旧事業に対する補助	

3 中小企業に関する特別の助成	第12条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法
	第14条	・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4 その他特別の財政援助及び助成	第16条	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
	第17条	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条	・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条	・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法
	第21条	・水防資材費の補助の特例	
	第22条	・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
第25条	・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法	

4 激甚災害の指定に係る手続き

(1) 調査の実施

町は、県が実施する激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業についての被害状況等調査に協力する。

(2) 指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、県及び国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

(3) 特別財政援助額の交付手続

ア 町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

イ 県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。(年度末に精算)

第 45 節 動物の管理

1 目 的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

2 用語の意義

本節において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

(2) 特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

3 危険動物等の管理対策

(1) 特定動物の実態把握

被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。

(2) 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 収容施設の確保

県と調整を図り西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

4 ペットの管理対策

(1) ペットの管理指導

町は、県と協力のもと飼い主に対しペットの健康管理、適正なしつけなどの飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

(2) ペットの引き取り

被災者がやむを得ずペットを継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該ペットを譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、収容するものとする。収容時のペットの取扱いに準じて行う。

(3) 収容施設の確保

西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

(4) 避難に伴うペット対策

避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次のとおり行う。

ア 町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。

イ 避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。

ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ゲージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。

(5) その他

業として取扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)

第 46 節 ダム放流の安全・避難対策計画

1 ダム機能の活用

計画規模を超過する降水に備え、ダム機能を最大限活用するダム操作の積極的な実施に取り組むようダム管理者と事前に調整し対策を講じておくものとする。

2 放流情報の伝達・周知及び避難

- (1) ダム管理者及び河川管理者（以下「ダム関係者」という。）と協力し、ダムの持つ機能、ダム放流の仕組みやダム放流に伴うリスクについて住民周知を推進すること。
- (2) 防災リーダーの育成、避難タイムラインの共有及び避難訓練等について、ダム関係者と協力して実施すること。
- (3) ダム放流情報については、リードタイム（避難に要する時間）を確保するため、ダム管理者から町へ早期に情報伝達を行う体制を確保するとともに、ホットラインを構築するものとする。
- (4) ダム放流情報は、防災行政無線（放送・サイレン）、ホームページ等を活用して住民に確実に伝達すること。
- (5) ダム（河川）水位計によるダム貯水池の水位情報及び河川水位情報並びにライブカメラによる映像配信情報の住民周知を行うとともに、新たな情報配信方法を検討すること。
- (6) 防災気象情報の進展に合わせ、ダム放流情報を的確に分析し、住民の安全を確保するため消防団等と連携して早めの避難情報の発令と避難誘導を行う。特に住民の避難完了を確認した上での放流の実現に向けて、ダム関係者と協力して環境・体制整備に努めるものとする。
- (7) 避難情報は、分かり易く切迫感のあるように工夫すること。
- (8) 菅沢ダム放流に係る避難計画は、第 3 章第 7 節 3(8)「菅沢ダム操作に係る避難情報の発令基準」による。

3 ダム連絡会の開催

菅沢ダムに係る各種防災情報の提供及び関係機関の防災情報収集の強化を図るため、出水期前に「菅沢ダム連絡会」を開催する。

- (1) 国土交通省日野川河川事務所
- (2) 西部総合事務所日野振興センター日野振興局
- (3) 西部総合事務所日野振興センター県土整備局
- (4) 日南町
- (5) 日野町

- (6) 江府町
- (7) 鳥取県警察黒坂警察署

4 その他

地震等による予防的放流（ダム崩壊防止）にも警戒すること。

第 47 節 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画

1 目 的

大規模災害等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に、防災対策として重要となる災害救援車両や重機、ヘリコプター等への燃料補給、避難所等の非常用電源、暖房設備等への燃料補給、金属携行缶への詰め替えなどの円滑な供給体制の確保を目的とし、危険物施設以外の場所での危険物の一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて給油を行う、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 平常時の手続き

通常、指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法に定められているが、ただし書において、所轄消防長等の承認を受けることにより 10 日以内の期間に限り、危険物を仮に貯蔵し又は取り扱うことができるとされている。ただし、承認に係る手続きに一定の期間を要することとなる。

3 災害時の手続き

災害により、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災あるいは給油取扱所の取扱い危険物の不足又は被災地への交通手段が制限されるなどにより、平常時と同様の危険物の貯蔵、取扱いが困難な場合において緊急的に災害救援車両等への燃料補給と円滑な供給体制を確保するため、予め「危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画」を定め、事前に西部消防局と調整しておくことにより、災害時に必要に応じて消防局予防課又は江府消防署に連絡することにより承認されたものとして、迅速に燃料補給体制を確保するものである。なお、10 日を超えて仮貯蔵・仮取扱いが続く場合には、該当する仮貯蔵・仮取扱いを連絡することで再延長するものである。

資 料 編	43 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書	P 80
-------	----------------------	------

4 仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料は免除される。

5 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

番号	名 称	所在地
①	根雨小学校グラウンド	日野郡日野町根雨 271 番地
②	黒坂小学校グラウンド	日野郡日野町黒坂 1560 番地 1

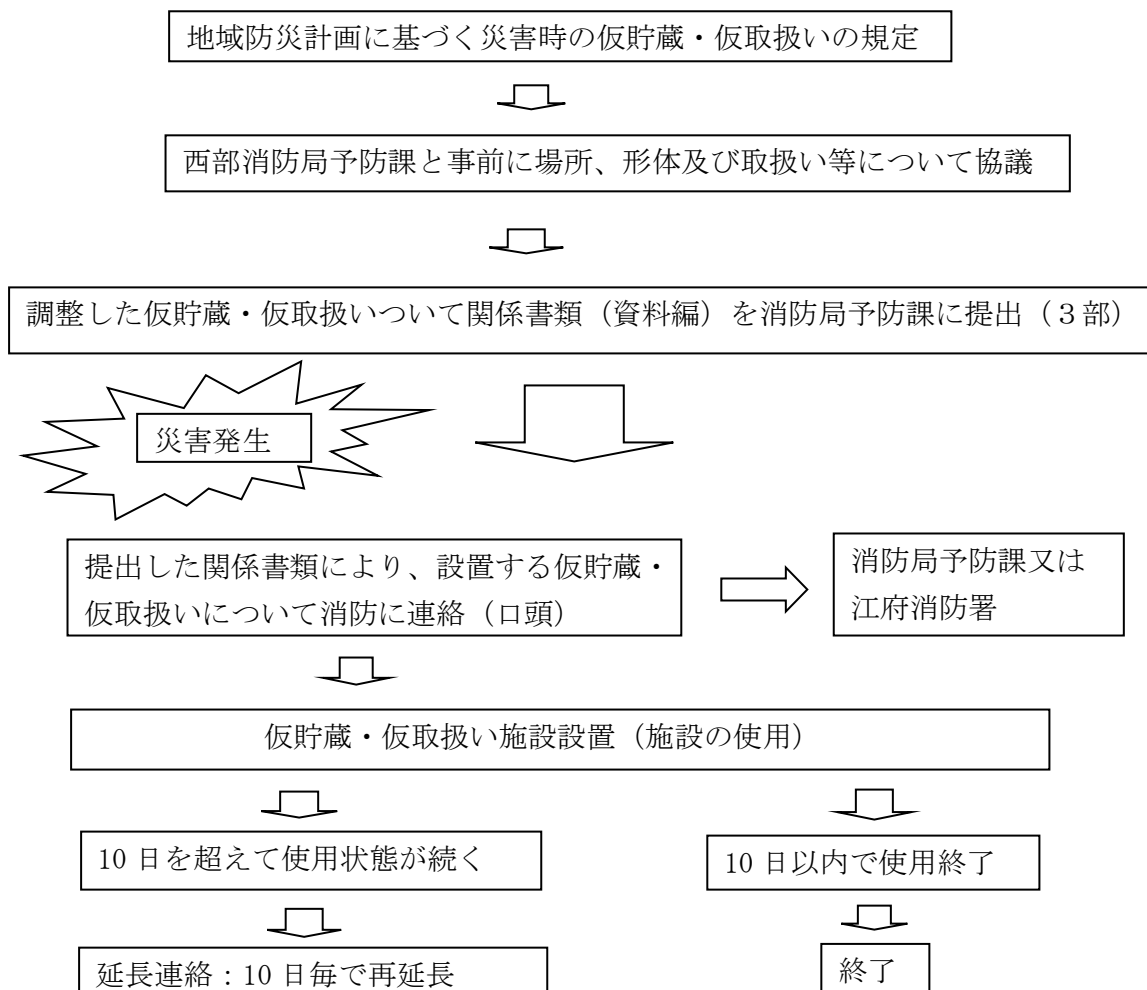
③	日野町防災基地	日野郡日野町中菅 579-5 滝山公園駐車場向い側
④	日野中学校グラウンド	日野郡日野町野田 210 番地

資料編 43 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 P80

6 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量、倍数

番号	類	品名	数量 (ℓ)	倍数
①	第4類 第1石油類	ガソリン	3,000	15.0
②	第4類 第2石油類	灯油	3,000	3.0
③	第4類 第2石油類	灯油 (JET-A1)	3,000	3.0
④	第4類 第2石油類	軽油	3,000	3.0

7 災害時の仮貯蔵・仮取扱いの承認形態形態



第 48 節 日野町議会災害対応計画

日野町議会及び日野町議会議員の災害対応計画は、「日野町議会災害対応マニュアル」で別に定めるものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

害復旧・復興計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業対策の計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して作成し、早期実施を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として町で実施するものは、おおむね次の計画によるものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (4) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (6) 道路災害復旧事業計画
- (7) 下水道災害復旧事業計画
- (8) 公園災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

3 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法(昭和32年法律第177号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

4 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

5 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

6 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

7 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法(昭和23年法律第205号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

8 その他の災害復旧事業計画

(1) 被災中小企業の復興・その他経済復興の支援

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) その他の災害復旧事業計画

第2節 災害復興計画

1 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

2 災害復興の進め方

災害復興においては、町の再建は都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとし、これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。

(1) 復興対策組織・体制の整備

ア 被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

イ 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

ウ 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

(2) 復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

(3) 復興計画の策定

ア 町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

イ 計画作成にあたっては、関係機関と調整を図りながら、既存の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

ウ 復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

(ア) 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

(イ) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

(ウ) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

(4) 復興事業の実施

町は、復興事業の実施にあたり、住民の合意を得つつ、県、国等関係機関と密

接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

(5) 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

(6) 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

3 留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

(1) 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認、対応が可能なものについてはあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

(3) 技術的、財政的支援の要請

町は、復興対策を進めるにあたり、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請するものとする。

4 資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

(1) 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

(2) 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

(3) 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。

(4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

5 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

町は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第3節 被災者の援護を図るための措置

1 災害に係る住家の被害認定調査（罹災証明書の交付）

町長は、日野町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（事項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 罹災証明書の発行体制の整備

町長は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、前項の規定による調査について、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、国、県の支援体制の活用、他の地方公共団体又は民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。